



防災

6



安中市ガイド 14



相談いろいろ 36



市民参加 38



市役所案内 41



届出・証明 44



税金・年金・
保険 55



介護・福祉 65



健康・医療 76



子育て 79



教育・文化・
スポーツ 88



ごみ・環境 94



住まい・
暮らし 105



産業 113



施設ガイド 114



生活情報
ガイド 118

安中市 × 株式会社
サイネックス



市役所へ
お問い合わせは

〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13

☎027-382-1111 (代表)

FAX 027-381-0503



安中市マスコットキャラクター
こうめちゃん

安中市メール配信サービス

防災・防犯・火災・気象・市政
の地域情報を随時メールにて
お届けします。

annaka@entry.mail-dpt.jp



QRコードを読み取り、
空メールを送信し
てください。詳細は9
ページをご参照く
ださい。

いつもあなたのそばに。

カローラ高崎はみなさんのカーライフを

全力でサポートいたします。



あなたの街のカローラ店はこちら

安中バイパス店

安中市安中2363

TEL.027-382-1335



国道18号やわた店

安中市板鼻13-1

TEL.027-381-1300



トヨタカローラ高崎

本社 〒370-0068 高崎市昭和町41番地

お問い合わせ窓口 0120-014-515

カローラ高崎の
ホームページへ



問屋町店	高崎市問屋町西1丁目2-9	TEL.027-363-2412	新町バイパス店	藤岡市立石1220	TEL.0274-42-0964
高崎駅西口店	高崎市新田町3-3	TEL.027-325-2866	藤岡254バイパス店	藤岡市藤岡2118-1	TEL.0274-23-6811
高崎インター京目店	高崎市京目町134	TEL.027-352-6811	富岡七日市店	富岡市七日市370-1	TEL.0274-62-0181
群馬町すがや店	高崎市菅谷町210	TEL.027-373-6811	ウェルサイトとんやまち	高崎市問屋町西一丁目2-9	TEL.027-363-0001
伊勢崎つなとり店	伊勢崎市連取町3077-26	TEL.0270-25-7655	クルマックス高崎	高崎市上小境町25-1	TEL.027-344-2311
伊勢崎ようけ店	伊勢崎市山王町1563-1	TEL.0270-32-3993	auショップ藤岡	藤岡市森450-1	TEL.0274-22-4500

発刊にあたって



安中市長
岩井 均

市民の皆様には日頃から市政に対し深いご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび本市は株式会社サイネックスとの官民協働事業により2019年に続き、「安中市 みんなの便利帳 2023」を発行いたしました。市役所の各種手続き、防災情報や医療機関情報などの緊急時に役立つ情報をはじめ、生活に身近な情報を掲載しています。ぜひ、皆様のお手元に置いていただき、日々の暮らしにお役立てください。

本市の目標とする姿は、豊かで魅力ある元気な安中市、住んで良かった、市民であることを誇りに思える安中市、10年後、20年後に群馬の中で光り輝いている安中市です。この「みんなの便利帳2023」が市民サービスの一層の向上と地域企業の育成発展の一助となれば、幸いです。

結びに、この「安中市 みんなの便利帳 2023」の発刊・配布にかかる経費は広告主のご協力による広告掲載料で賄われています。広告掲載にご協力いただきました多くの企業、事務所、各種団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

安中市紹介

安中市は群馬県の西部に位置する人口約5万5千人の自然豊かなまちです。市の西部には日本三大奇勝の一つである妙義山や古来より現在に至るまで交通の要衝である碓氷峠があり、市の中央を国道18号線が走ります。北陸新幹線安中榛名駅と上信越自動車道の2つのインターチェンジなどを利用すると都心から1時間半余りとなり、関東のみならず関西方面からのアクセスも非常に良好です。

Index インデックス



広告

総合建設工事一式 / 外構工事 / リフォーム工事

プランやデザインでお悩みの方
お気軽にご相談ください。
「こんな小さなこと頼みづらい…」
とお思いになるような工事でも喜んで承ります。

株式会社 ハウス管理
群馬県知事許可(般-1)第19499号

〒379-0133 群馬県安中市原市2064-3
027-385-3713
contact@house-kanri.jp

年中無休・24時間受付

組合員割引のご案内

JAアシストホール碓氷安中ご利用時にお得な特典を受けることができます。

JA 碓氷 安中

JAアシストホール
碓氷 安中

0120-7-09830

● 発行にあたって	1
● インデックス	2
● ライフサイクルインデックス	4

防災 6

火事・救急編	6
▶ 119 火事・救急のとき	6
▶ 救急 夜間・休日に急病やけがをしたとき	7
▶ 火事 住宅用火災警報器を 設置していますか?	7
▶ 災害情報 情報収集について	9
▶ 避難 避難に関する情報や 行動などについて	10
地震編	11
▶ 普段からできること ～地震が発生する前に～	11
▶ 地震 地震が起きたら	11
風水害編	12
▶ 普段から注意しておくこと ～風水害が発生する前に～	12
火山編	13
▶ 火山とは	13
▶ 噴火が始まったら	13

安中市ガイド	14
▶ 安中市プロフィール	14
▶ 移住・定住支援	16
▶ 安中市の子育て支援	18
▶ 雇用促進について	20
安中感動景観	24
▶ 歴史的景観	26
▶ 自然の景観	28
▶ 湯けむりの景観	30
▶ 賑わいの景観	32
▶ 安中ゆかりの人物	34
▶ 安中の味と匠	35
相談いろいろ	36
▶ 各種無料相談	36

市民参加 38

▶ 安中市市民活動推進事業補助金事業	38
▶ 安中市まちづくり人材バンクについて	38
▶ 広報・広聴	38
▶ 情報公開制度	38
▶ 個人情報保護制度	39
▶ 統計	39
▶ 市議会	39
▶ 選挙	40

市役所案内 41

届出・証明 44

▶ 戸籍	44
▶ 転入届	44
▶ 転出届	46
▶ 転居届・世帯変更届	47
▶ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)	48
▶ 引越しワンストップサービス	49
▶ コンビニ交付	49
▶ 登録型本人通知制度	50
▶ 印鑑登録	50
▶ 旅券(パスポート)	52
▶ 特別永住者	52
▶ そのほかの申請・届出	53
▶ 戸籍など証明手数料	54
▶ 夜間・休日などの窓口案内	54

税金・年金・保険 55

▶ 税金	55
▶ 市税に関する証明書などおよび手数料	56
▶ 納税など	56
▶ 税務延長窓口案内	58
▶ 国民健康保険	58
▶ 後期高齢者医療制度	61
▶ 福祉医療制度	62

広告

新鮮な朝採れ野菜や旬のおいしさを皆様へ

こがねもち100%使用
もちは餅屋 切り餅
【11-2月】

やよいひめ
【1-5月】

ゴールドラッシュ
【7-8月】

シルクスイート 焼き芋
【12月-】

シルクスイート 干し芋
【12月-】

お問い合わせ 027-382-1843
総合流通Kサービス / (株)ファーマーズK

新聞ご購入のお申込みはこちら! 027-382-1811
関東新聞販売株式会社 群馬県安中市宿51-1

▶ 国民健康保険特定健康診査・ 後期高齢者健康診査	62
▶ 国民年金	63

介護・福祉 65

▶ 障害のある人のために	65
▶ 社会福祉	69
▶ 高齢者福祉	69
▶ 介護保険	71
▶ 地域包括支援センター (ささえ愛センターあんなか)	75

健康・医療 76

▶ 成人の健康	76
▶ 安中市病院事業 公立碓氷病院	78

子育て 79

▶ 妊娠・出産	79
▶ 子育て支援	80

教育・文化・スポーツ 88

▶ 学校教育	88
▶ 生涯学習	89
▶ 図書館	90
▶ 文化施設	90
▶ 公民館・生涯学習センター	91
▶ 安中市体育施設一覧	92

ごみ・環境 94

▶ ごみ	94
▶ 上水道	99
▶ 公共下水道	100
▶ 安中榛名駅周辺尿処理施設 (秋間みのりが丘)	101
▶ 浄化槽設置事業費補助	101
▶ し尿処理	101
▶ 犬の登録	102
▶ 太陽光発電	103
▶ 環境	104

住まい・暮らし 105

▶ 建築確認申請について	105
▶ 安中市狭あい道路整備事業	105
▶ 安中市木造住宅耐震診断事業	105
▶ 安中市木造住宅耐震改修補助事業	106
▶ 安中市住宅リフォーム補助金	106
▶ 安中市危険ブロック塀等撤去費補助金	107
▶ 市営住宅	107
▶ 空き家について	109
▶ 移住定住促進住宅取得支援事業	109
▶ 斎場	110
▶ 道路の維持管理	111
▶ 公共交通	112

産業 113

▶ 商工業	113
-------	-----

施設ガイド 114

▶ 施設一覧	114
▶ 施設マップ	116

生活情報ガイド 118

▶ 医療マップ 病院・医院①	118
▶ 医療マップ 病院・医院②	120
▶ 医療マップ 歯科	122
▶ 一般社団法人 安中市医師会	124
▶ 安中碓氷歯科医師会	126
▶ 安中市薬剤師会	128
▶ 安中市商工会	130
▶ 安中市松井田商工会	131
▶ 安中市生活サポートマップ	132
▶ リフォームの基礎知識①	134
▶ リフォームの基礎知識②	136
▶ リフォームの基礎知識③	138
▶ 愛車の健康法	139
▶ 知っておきたい不動産のQ&A	140
▶ エンディングノートを準備しませんか?	142

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

**認知症や介護で
お困りの方
ご相談下さい**

くわのみ
小規模多機能ホーム

安中事業所 安中市中野谷1854-2
TEL.027-385-1217

富岡事業所 富岡市下黒岩5
TEL.0274-63-8460

MIKO KUWANO

塗装で家を守る。

TAKEI PAINT

新築・リフォーム・防水・各種塗装

武井塗装株式会社

安中市原市2711-4
090-1991-9928

塗装以外にもお家のことはお気軽にご相談下さい

広告

ひとり、一人にやさしいセレモニーホール

メモリア 豊徳
MEMORIA HOUTOKU

〒379-0134 安中市築瀬99-2 FAX 027-385-0715

TEL.027-385-4194

<http://www.memoria-houtoku.com/> メモリア豊徳 検索

癒しの室「豊徳別邸」

ベッドと泊まれるコテージ

豊徳 偲び邸

ご遺体安置室

知りたいときに
すぐに見つかる!



Life Cycle Index

ライフサイクルインデックス

目録のマークの場合には市役所に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は
市役所へ届け出てください

赤ちゃんが
生まれたら

出生届…44

生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら

婚姻届…44

届け出た日
から効力

marriage

結婚

- 戸籍…P44
- 婚姻届…P44



prime of life

壮年

- 税金…P55
- 国民健康保険…P58
- 国民年金…P63
- 各種健康診査・検診…P76

市内に住まいが
変わったら

転居届…47

引っ越しした日から
14日以内に届出

市外に引っ越し
していくとき

転出届…46

引っ越しをする前



市内に引っ越し
してきたとき

転入届…44

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

生活

- 税金…P55
- 国民健康保険…P58
- 国民年金…P63
- 各種健康診査・検診…P76
- ごみ…P94
- 上水道…P99
- 公共下水道…P100
- 公共交通…P112
- 施設ガイド…P114

Annaka City Photo Gallery …



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

ユニバーサル
デザインで
みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



広告

建物のことなら何でもご相談下さい。一般建築

ケアーアイ住宅

新築 リフォーム
外壁 塗装
エクステリア
解体

水廻り

ユニットバス
キッチン
トイレ
洗面
ポイラー

〒379-0131 安中市古屋630-3
携帯 090-6176-2837

TEL 027-384-0177
FAX 027-385-0188

emergency

緊急時

●防災…P6



birth

誕生



- 出生届…P44
- 国民健康保険…P58
- 福祉医療制度…P62
- 母子保健事業…P79

child rearing

育児

- 乳幼児の予防接種…P79
- 子育て支援センター…P82
- 保育園…P84
- 認定こども園…P85



education

教育

- 各種無料相談…P36
- 放課後児童クラブ(学童クラブ)…P83
- 小・中学校…P88
- 就学援助…P88



adult

成人

- 税金…P55
- 国民健康保険…P58
- 国民年金…P63



old age

老後

- 後期高齢者医療制度…P61
- 国民年金…P63
- 高齢者福祉…P69
- 介護保険…P71



必要な人
印鑑登録
…50

家族が
亡くなったら
死亡届…44

死亡の事実を
知った日から
7日以内に届出



広告



墓石 石材工事一式 モニュメント
横田石材店
安中市松井田町人見848-1
☎027-393-1225

広告

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

泰株式会社 マルヒロ

- 伐採 特殊伐採
- 剪定 高所剪定
- 伐根
- 草刈り
- 整地 造成
- 外構工事 など



仲間と共に

大木・巨木に挑み、荒れ地を整え、お客様の笑顔のために今日も。

私たちに出来ること

お客様に喜んでいただくため

どのような現場でも、責任を持って、最高の仲間たちと仕上げさせていただきます。
お客様に満足していただけるように 喜んでいただけるように やってよかった、と思っていられるように

安中市原市2-5-43 ☎090-8287-5845 お気軽にご相談ください



119 火事・救急のとき

落ち着いて、ゆっくり、はっきりと通信員の質問に答えてください。

- ① 最初に何があったのか、通信員が聞きます。

**「火事ですか?救急ですか?」
「住所はどちらですか?」**

住所を(はっきりと)教えてください。

(例) 安中市 安中 4番8号

〇〇アパート〇号室 消防太郎

住所がわからない場合は、目印や目標になるものを教えてください。

1. 車のカーナビや携帯電話の地図アプリから今いる場所が調べられます。
2. 信号機の下は地域名・住所表示がありませんか?
3. 国道や高速道路脇には、キロポストが設置されている場所があります。
4. 近くに電柱や自動販売機はありませんか? 住所や管理番号が表示されていることがあります。



- ② 誰が(何が?)どのような状態かを具体的に知らせてください。

(例) 家の台所から火が出ています。

(例) 車と車の交通事故です。人が外に出られない状態です。

(例) おじいさんが道路で転んで頭から出血しています。意識はあります。

(例) 人が突然倒れて意識・呼吸がない状態です。

- ③ 通報している人のお名前とお電話番号を聞きます。

名前と電話番号を(はっきりと)教えてください。

(例) 名前は消防太郎で、

電話番号は000-000-0000です。

緊急時以外でお困りのとき

消防・救急業務は高崎市等広域消防局で行っています。緊急時には、119番通報が原則ですが、消防・救急についてお困りのときは下記の連絡先へお電話ください。

高崎市等広域消防局

☎027-322-2391

安中消防署

☎027-382-1818 FAX:027-380-1077

安中消防署・郷原分署

☎027-385-3755 FAX:027-380-2063

安中消防署・松井田分署

☎027-393-1221 FAX:027-380-3028

外国語での119番通報

Dialing emergency services (119) when you don't speak Japanese



広告

火災や災害から「人」「財産」を守ります

消防用設備点検保守

点検が必要な消防用設備等



株式会社サンワークス



消火器



屋内消火栓



非常ベル



誘導灯



自動火災報知設備



スプリンクラー設備

安中市安中 4505-5

URL:<http://syoubou-sw.com/>

TEL:027-329-6785

FAX:027-329-6786



救急 夜間・休日に急病やけがをしたとき

安中市医師会休日当番医

安中市医師会のホームページでは、休日の当番病院をお知らせしています(おしらせ版あんなにも掲載しています)。

<http://annakashiishikai.gunma.med.or.jp/toban/>



子ども医療電話相談

夜間や休日に子どもが急病で医療機関にかかるかどうかの判断に迷ったときに、専門相談員が、受診の必要性や家庭でできる対処方法などをアドバイスします。

☎ #8000

(固定電話(プッシュ回線)、携帯電話から)

受付時間 月曜～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜・祝日・年末年始 24時間受付

病院案内

消防局では、救急車を利用しなくても、自宅の車などで病院に行ける場合に診療可能な病院を案内しています。

☎ 027-325-0011 (高崎市等広域消防局)



火事 住宅用火災警報器を設置していますか？

「住宅用火災警報器」の設置は、住宅として使用されている建物すべてが対象になります。火災の早期発見のためにも必ず設置してください。



どこに設置するの？

1戸建て住宅を例にとると、寝室で使用している部屋の天井や壁に設置します。主寝室の他、子供部屋なども含まれます。さらに、2階に寝室がある場合は、階段室にも設置が必要になります。



- 設置義務です
- 設置義務ではありませんが、安心のため設置をお勧めします。

広告

田村消防設備

消防用設備
設計・施工・保守

お気軽に
ご相談下さい！

〒379-0125
安中市中野谷838-3

TEL 027-385-5594
FAX 027-385-4048



24時間対応

便利屋

株式会社 bro.

困った事がありましたら
何でも相談して下さい

群馬で安心価格にて不用品回収を手掛けます

090-8478-0196
027-384-4215

<https://gunma-huyouhin.com>

剪定・伐採・消毒・草むしりなど

かない庭園

お庭のお手入れに関する事は
何でもご相談ください。

(お見積もりは無料です)

安中市板鼻1289-5

TEL: 027-368-2650

携帯: 090-2332-2755



災害時の被害を最小限におさえるためには、日頃の準備が大切です。非常持出品や避難時の対応など、いざというときのために安中市災害対応ガイドブックを、ご家族の皆さんで確認しておきましょう。



非常持出袋・家庭備蓄品について

災害などにより、避難する際に持っていく非常持出袋について、下記を参考にそれぞれの家庭にとって必要なものを考え準備しておきましょう。非常持出袋には、両手が自由になるリュックサックが最適です。重くなりすぎないように一度背負ってみましょう。避難の際は、身元が確認しやすいように、マイナンバーカードなどの身分証明書、緊急連絡先・かかりつけの医療機関などを記入したものや常用の医薬品も忘れず携行しましょう。



家庭で備蓄

被災直後の生活を支えるために、各家庭で「最低3日間、推奨1週間」の食料や飲料水を備蓄しておきましょう。飲料水は1人あたり1日に3リットルが目安です。



家族の持出品

- ☐ 飲料水
- ☐ 食料
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 電池
- ☐ ナ이프、缶切り
- ☐ 軍手、手袋
- ☐ ビニール袋
- ☐ ライター、マッチ
- ☐ ろうそく
- ☐ タオル
- ☐ 貴重品
- ☐ 医薬品、生理用品、マスク
- ☐ 下着、衣類等

あと役に立つ便利な物

- ☐ キッチン用ラップ
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ 携帯用トイレ
- ☐ 油性ペン
- ☐ 粘着テープ
- ☐ カセットコンロ（ボンベ）
- ☐ 現金（電子マネー利用不能時）

家族構成によって必要なもの

- ☐ 母子手帳
- ☐ 紙おむつ
- ☐ 粉ミルク、離乳食
- ☐ 清浄綿
- ☐ お尻ふき
- ☐ ベビーソープ
- ☐ 常備薬
- ☐ 予備の眼鏡、コンタクトレンズ
- ☐ 障害者手帳
- ☐ 入れ歯
- ☐ 介護用品

災害時には、乳児の哺乳瓶や乳首の消毒が問題になります。そんなときのために、スプーンや紙コップを使った授乳の方法なども覚えておきましょう。



広告

経営理念 ～カンボウでよかった。～ ※カンボウは関東防災工業の愛称です。

KB 関東防災工業株式会社
KANTO BOSAI

代表取締役 宮崎 慎司

消防設備工事・メンテナンス・消防用品販売・電気工事



KANTO_BOSAI

本社：前橋市高井町一丁目29-7 TEL.027-251-3535
安中営業所：安中市西上磯部1736 TEL.027-385-5261

消防用設備のこと、
なんでもご相談ください！
弊社のHP(応募)はこちら→
URL <http://kanbou.co.jp>





災害情報 情報収集について

- 暴風雨の中で雨戸を閉め切って寝ていたら…
- テレビ・ラジオを点けていなかったら…
- 停電だったら…
- 広報車が行けなかったら…

このような状況では、情報があなたの手元に届きにくくなってしまいます。土砂災害や水害の危険が高まった際には、さまざまな方法でさまざまな情報が発信されています。しかし、これらの災害情報が届くのをただ待つだけでは、重要な情報を逃してしまう恐れがあります。災害が発生または発生する恐れのある時には自ら積極的に情報を収集するようにしましょう。

テレビで調べる

テレビの①ボタン(データ放送)

データ放送に対応しているテレビでは、リモコンの①ボタンを押すと、雨の情報や河川の情報を確認することができます。

ラジオで調べる

FM		AM	
NHK-FM	81.6MHz	NHK 第一	594kHz
FM群馬	86.3MHz	道路情報	1620kHz

インターネットで調べる

安中市役所ホームページ

URL <https://www.city.annaka.lg.jp>



Twitter(ツイッター)

アカウント @Annaka_City



LINE(ライン)

アカウント annakacity



安中市メール配信サービス

要登録



防災・防犯・火災・気象・市政情報を随時メールでお届けするサービスです。事前の登録をお願いします。

空メールによる登録: annaka@entry.mail-dpt.jp

安中市高齢者等緊急情報配信サービス

高齢者や障害のある人で緊急情報の入手が困難な方を対象として、ご自宅の固定電話やFAXに緊急情報を配信するサービスです。登録には申請書の提出が必要です。

登録手順等の詳細は市ホームページまで:
https://www.city.annaka.lg.jp/saigai_byouki_kinkyuji/kinkyuujuhouhaisinn.html



安中市防災行政無線テレホンサービス

本市では市内全域で防災行政無線を運用していますが、放送内容が聞き取りづらかった皆さんに対して、放送された直近の内容を電話で確認できる自動応答システムを運用しています。

☎0800-800-3664(通話料無料)

高崎市等広域消防局火災情報テレホンサービス

消防車の出動に関する情報については、下記におかけください。

☎0180-992-222 ※通話料がかかります。

緊急速報メール(エリアメール)

登録不要

「避難指示」などの災害・避難情報をはじめとする緊急性の高い情報を、安中市エリア一帯にメールで一斉配信するサービスです。

登録は不要で料金もかかりません

災害用伝言ダイヤル・伝言板について

電話やインターネットを活用して、安否などの情報を音声やテキストで確認できるサービスです。

▶災害用伝言ダイヤル171
☎171をダイヤルし、ガイダンスに従い伝言の録音・再生を行ってください。

▶災害用伝言板web171
<https://www.web171.jp/>にアクセスし、伝言の登録・確認を行ってください。

広告

外壁・屋根・防水・リフォーム

塗装のことなら、地元「安中市」の佐藤塗装にお任せ下さい!

見積
無料



佐藤塗装
SATO PAINT

TEL.027-395-4383 FAX.027-395-4384

〒379-0116 群馬県安中市安中4015-5

<http://www.sato-paint.co.jp>

作業員・協力会社様募集中!お気軽にご連絡ください!

＝ 真樹 ＝



有限会社 真樹 マサキ

本社 安中市中後開2062-2 工事事務所 安中市下後開424-1

TEL.(027)385-0128

FAX.(027)385-0428

<営業品目>

プラント定修工事

メンテナンス用足場工事

土木工事

機器据付/PVC

プラント工事全般



避難 避難に関する情報や行動などについて

行政から出される避難に関する情報

高齢者等避難

被害の発生する可能性が高まった状況

- 高齢者など避難に時間を要する人は、危険な場所から避難(立退き避難または屋内安全確保)する。
- 高齢者など避難に時間を要する人以外の人も必要に応じ、出勤などの外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。



避難指示

被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

- 危険な場所から全員避難(立退き避難または屋内安全確保)する。



緊急安全確保

被害の発生する可能性が

非常に高いまたはすでに発生している状況

- 避難所などへの立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。
- ※市が災害の発生状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令される情報ではありません。

家族との連絡方法・避難場所の確認

家族でそれぞれの役割や下記事項について、あらかじめよく話し合っておきましょう。

- 家の周りにある高い建物や高台、避難ルートを普段から確認しておきましょう。
- 緊急時の集合(避難)場所を決めておきましょう。
- 家族の携帯電話・会社の電話番号はメモして持ち歩きましょう。
- 災害用伝言板、災害用音声お届けサービス、災害情報など、災害に役立つ携帯アプリをダウンロードしておきましょう。



避難先の検討

避難とは、「難」を「避ける」ことです。避難所に行くことだけが避難ではありません。
自分の命を守るために、最適な避難先を考えておきましょう。



※避難先は、避難所に限らずその時の状況によって、各自の判断で安全と思われる場所に避難してください。
なお、避難所は居住している地区に関わらず、どこの避難所でも避難することが可能です。

避難する前に

- 戸締まり、電気、ガスの元栓を確認しましょう。
- 貴重品は忘れずに持参しましょう。
- あわてず落ち着いて行動しましょう。
- お年寄り、赤ちゃん、体の不自由な人、外国人など言葉のわからない人の避難を助けてみましょう。

避難ってなんだろう？ 覚えておきたい14のこと



避難に関する基本的な事や、避難所の開設から閉鎖されるまでの運営方法などを14事項にまとめたパンフレットです。



安中市災害対応ガイドブック 「生き抜く術の心得帖」



地震や土砂災害、水害などの自然災害から命を守るために、これだけはおさえてほしい「6つの心得」をまとめたガイドブックです。



広告



一般社団法人
群馬県建設業協会 安中支部



～これからも安中市と共に歩み続けます～

備えから成果へ

人を育て生産性を高め災害に備える建設業協会



普段からできること ～地震が発生する前に～

家の中の安全対策

大きな家具(本棚やたんす、食器棚など)が倒れたり、扉が開かないように固定しましょう。また、地震による通電火災には一定以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する感震ブレーカーが有効です。



地震 地震が起きたら

揺れているとき

まず身を守ることを最優先に！姿勢を低くして頭を守り、むやみに動かずに、揺れが収まるのを待ちましょう。

在宅中の場合

- 倒れそうな家具から離れ、テーブルなどの下に隠れて頭を守ります。
- 余裕があれば、閉じ込められないよう扉を開けましょう。
- 慌てて外に出るのは危険です。



外出中の場合

- 屋外で
ブロック塀や自動販売機、看板など、落下したり倒れる危険があるものから離れ、かばんなどで頭を守りましょう。
- 学校で
頭を守り、机の下などへ隠れましょう。先生の指示に従い、慌てずにみんなと一緒に行動しましょう。
- 駅や商業施設で
係員の案内に従い行動しましょう。垂れ下がった電線などから離れてください。
- エレベーターの中で
全ての階のボタンを押し、速やかに降ります。降りられなくなったときは、インターホンで外部と連絡を取ります。

揺れが収まったら

落ち着いて周囲を確認して、ラジオなどで情報を収集するとともに、家族の安否確認をしましょう。また、大きな地震の後には、余震がしばらく続く場合がありますので注意しましょう。

自分の周りの様子を確認

在宅中の場合

- 電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締め、出火を防ぎましょう。
- 落下物や足元に注意しながら、家の内外を確認します。
- 近所の人と声をかけ合ひましょう。

外出中の場合

- 落下物や足元に注意しながら、周辺を確認します。
- 余震に備えて、ブロック塀や看板などから離れましょう。
- 自分がいる場所が津波の影響がないか確認します。

情報の収集

テレビやラジオなどで、地震や津波の情報を確認しましょう。

家族の安否確認

「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板web171」で伝言の確認・録音をします。

災害用伝言ダイヤル・伝言板について ▶P9

「とどまる」か「帰る」か「避難する」かを決める

在宅中の場合

自宅に被害がなければ「とどまる」、被害があれば避難所などに「避難する」ことを決めます。

外出中の場合

外出中でも安全な場所にいるならその場に「とどまる」、自宅に被害がなければ「帰る」、被害があれば避難所などに「避難する」ことを決めます。



広告



一般社団法人

群馬県建設業協会 安中支部

安中市安中3-25-7

TEL.027-381-0633
FAX.027-382-6377

安中土建(株)

安中市安中3-15-17
TEL.027-381-0300

(株)飯沼組

安中市松井田町新堀甲1347
TEL.027-393-1260

(株)大手組

安中市宿中1-2-31
TEL.027-381-0420

関東建設工業(株)

安中市高別当347-1
TEL.027-382-2711

小板橋建設(株)

安中市松井田町八城甲28
TEL.027-385-6305

土屋建設(株)

安中市松井田町五科1634-1
TEL.027-395-2923

(株)野口組

安中市板鼻2-8-44
TEL.027-381-0709

萩原建設(株)

安中市下秋間654
TEL.027-381-2850

(株)萩原工業

安中市松井田町土塩499
TEL.027-393-1480

峰岸土木(株)

安中市松井田町横川271-1
TEL.027-395-3711

(株)ユ一キ建設

安中市松井田町人見800-1
TEL.027-393-3950

(五十音順)



普段から注意しておくこと ～風水害が発生する前に～

風水害とは、「大雨」や「強風」などにより引き起こされる災害などをいいます。

気象に関する情報

雨量と災害…

連続雨量100ミリメートル以上の雨や、時間雨量20ミリメートル以上の雨が降ると水害や土砂災害が発生する可能性が高まります。また、雨の降り方によっては河川が氾濫していても市街地が浸水（内水氾濫）することもあります。

台風とは…

熱帯地方で発生する低気圧で、最大風速が秒速17メートル以上のものを台風と呼びます。一般に進行方向の右側にある地域では強い風が吹きやすいので、特に暴風雨に対する警戒が必要です。

警報・注意報とは…

大雨などのときに気象庁から発表される警報・注意報は、災害による被害を最小限に食い止められるよう出されているものです。

気象情報とは…

気象情報は警報・注意報を発表する前後に、注意を呼びかけたり、情報を補足するために発表されます。

警報・注意報は地域によって違う

警報・注意報が発表される基準はその地域によって異なるので、普段から自分の周りの地理的特徴を理解し、発表される予報や過去の被害状況などを把握しておきましょう。



	種類	発表の時期
注意報	大雨、洪水、強風、大雪、雷、濃霧、乾燥など	災害が起こるおそれがある場合
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、大雪など	重大な災害が起こるおそれがある場合
特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、大雪など	数十年に一度という極めて稀で異常な現象が起きるおそれがある場合
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される情報です。	
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに発表される情報で、群馬県の発表基準は1時間雨量100ミリメートルです。	

洪水の中を避難するのはとても危険です

危険 洪水時には普段では気がつかない危険が潜んでいます

アンダーパス

高架下のアンダーパスなど、周囲より低く冠水しやすい道路の通行は避けましょう。



速い流れ

浸水が浅くても流れが速い場合は歩くのは危険です。



マンホール

水が濁って、足下が見えにくくなります。もしフタが外れているとマンホールや排水溝などに転落して危険です。



出入り口の塞がり

数十センチメートルの浸水でも水圧でドアが開かなくなります。



機械設計製造・製缶・鉄骨加工・土木工事・スクラップ業・機械器具仕入販売



地組作業



架台取付作業



電気炉集塵機設置



8t高周波炉 リングフード SUS-306



KMエンジニアリング 株式会社

■ 本社：安中市松井田町行田975-1 ■ 安中工場：安中市上後閑2402

☎ 027-385-5117



火山とは

おおむね過去1万年以内に噴火した火山および現在活発な噴火活動がある火山を活火山といいます。世界にある活火山(約1500)のうち、約1割(111)が日本にあると言われています。本市からも近い浅間山は、噴火活動を繰り返している火山であり、噴火警戒レベルが導入され、気象庁による常時監視が行われています。



噴火の被害

噴火による火山現象には火山灰や噴石、火砕流、融雪型火山泥流などがあり、噴火の規模などにより被害をもたらすことがあります。市内では、浅間山の噴火による降灰の影響を受ける可能性があります。



噴火が始まったら

本市は特に小さな噴石や火山灰に注意が必要です。テレビやラジオなどで情報を入手したり、広報車や防災行政無線にも耳を傾けるようにしましょう。

避難の際には

避難情報が発令されるなど、噴火により自分がいる場所が危険にさらされる可能性がある場合には避難する必要があります。避難する際には、噴石から頭を守るため、ヘルメットをかぶり、火山灰から身を守るためにゴーグルやマスクを装着し、長袖長ズボンを着て肌を露出しないようにしましょう。

浅間山の噴火警戒レベル

種類	予報警報	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	住民等の行動および登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報	居住地域およびそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難などが必要。
			4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者などの要配慮者の避難、住民の避難の準備などが必要。
警報	火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備など。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制など。
		火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制など。
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出などが見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制など。

広告

有限会社 田村工業

- ・各種ステンレス加工
- ・各種鉄鋼全般
- ・各種プラント施工保守
- ・各種機械器具据付

お客様の『困った』に対応します！
お気軽にご相談ください。

安中市郷原 2837
TEL: 027-385-8517

長府ボイラー特約店

上下水道工事一式・浄化槽設置工事

有限会社 松本住設

※お気軽にご相談下さい! ※

☎ 027-385-6278

安中市中野谷2166

碓氷上水道指定店



碓氷川森林組合



〒379-0221 安中市松井田町新堀236-21

TEL 027-393-0234

FAX 027-393-1228

URL <https://usuimori.jp>

概要

群馬県の西部に位置し、市の中央を国道18号が走り高崎市や富岡市、軽井沢町に接する人口約5万5千人の西毛地区の中核都市です。妙義山や碓氷峠そして榛名山などの山々に囲まれ、市内を碓氷川、九十九川の清流が潤し、里山の風景を残す自然豊かなまちです。

位置



人口・世帯数

総人口 **55,114人**
 男性 **27,181人** 女性 **27,933人**

世帯数 **24,802世帯**

(令和5年2月末日現在)

シンボル



市章

青の輪は市内を流れる碓氷川、緑の三角は杉並木とANNAKAのAをシンボライズ、三角の中のアーチはめがね橋をイメージしており、全体として市民の調和を表現しています。

市の木: 杉



市の木: 松



市の花: 梅



市の鳥: おしどり



安中市プロフィール

広告



株式会社ボルテックスセイグン

つなぐ力で未来を彩る

私たちは人々の想いを繋ぎ、彩りに満ちた物流の未来へ向けて挑戦し続けます。

安中市原市432

☎ 027-382-3333

〈ボルテックスグループ〉

- 株式会社ボルテックスセイワ
- 株式会社ボルテックスアーク
- 株式会社ボルテックスピース
- 株式会社ヒューマンサポート
- 株式会社ボルテックスサンエイ

市民憲章

安中市は、歴史の要衝碓氷峠のふもと、浅間、妙義、榛名を望む美しい自然に囲まれて発展してきました。わたくしたちは、この豊かな自然と伝統文化を守り、先人の努力を受けつぎつぎ、明るい未来をめざし、ここに市民憲章をかかげ進みます。

- 一 わたくしたちは、自然豊かなふるさとを愛し、文化、教育、いろいろな産業をはぐくむ活力あるまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、伝統文化を尊重し、仕事にはげみ、豊かさを生み出すまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、地域の人びととの交流をふかめ、互いに汗を流しあえる友愛のまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、人をうやまい、感謝と思いやりのあるしあわせなまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、元気でくらし、きまりを守る平和なまちづくりをめざします。

安中市マスコットキャラクター：こうめちゃん

頭部に梅の花の飾りをつけ、着物の柄に梅の花、帯には安中市磯部温泉が発祥といわれる温泉記号をつけています。

- | | | | |
|-----|----------------------|-------|---------|
| 誕生日 | 8月19日 | 特技 | 梅のタネ飛ばし |
| 性別 | おんなのこ | 好きなもの | 温泉・力餅 |
| 趣味 | 温泉に入って女子力を上げること・マラソン | | |



安中市の広報メディア



市が主催・共催するイベント情報、各種手続情報、市政情報、観光情報、災害情報などを配信します。

広告

一思いを「カタチ」にー

金属を樹脂部品に置き換え
スーパーエンブラの新しい世界を創造します

令和元年度エネルギー管理優良事業者等表彰
関東経済産業局長賞

KK 株式会社 金沢化成

一緒に働いてくれる方を募集しています。詳しくはHPをご覧ください

主要設備

成形関係

模倣射出成形機
住友重機工業30t 1台、50t 12台
75t 1台、100t 1台、130t 1台
日精樹脂工業40t 1台、60t 1台、80t 1台、180t 2台
ソディック100t 2台、140t 2台、150t 4台、220t 5台

原型射出成形機
日精樹脂工業20t 2台、40t 2台、60t 1台
山城精機75t 1台
日精樹脂工業100t 3台、150t 1台

本社・工場 〒379-0223 安中市松井田町二軒在家 1007-5
tel.027-393-5131 fax.027-393-5149

第二工場 〒379-0223 安中市松井田町二軒在家 1476-1

VR工場
見学が
できます

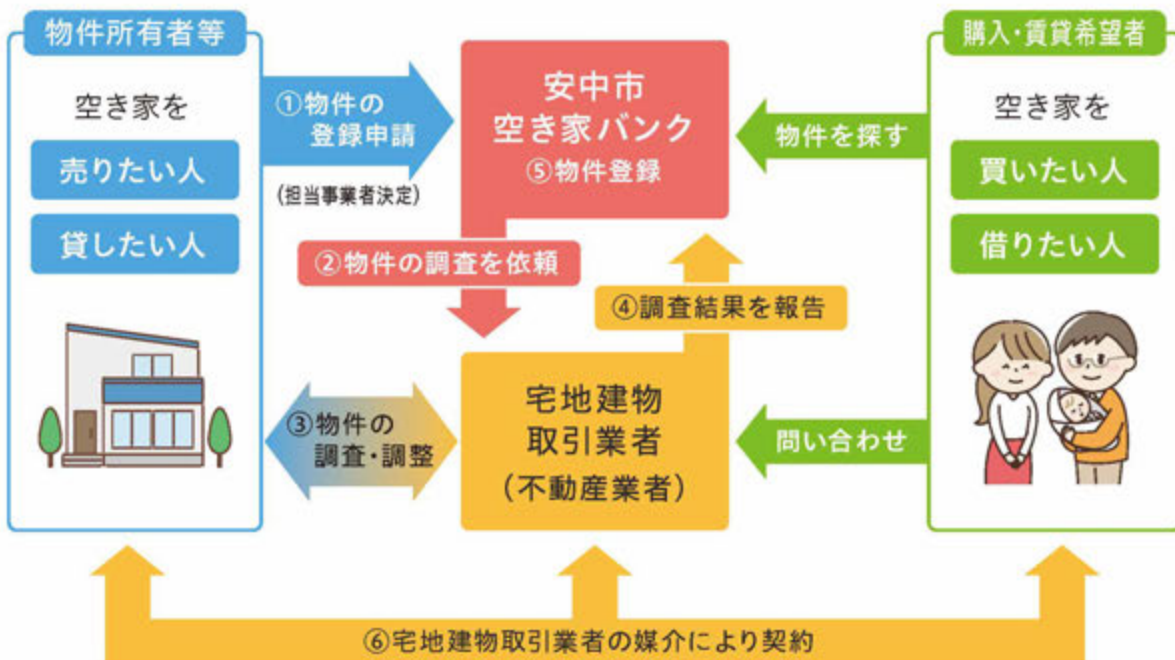
移住・定住支援

安中市に住みたい人、ずっと暮らしたい人を応援します

住まいの支援

空家等バンク

空き家を“売りたい・貸したい”という人から提供を受けた物件情報を、空き家を“買いたい・借りたい”という人に提供するための制度です。空き家の情報は、市のホームページなどで公開・発信していきます。



お問い合わせ まちづくり部 建築住宅課 住宅政策係 電話:027-382-1111

広告

家の片付け
おまかせください!

建物解体
不用品回収
土地活用

有限会社 ウスイ
安中市下秋間4275
TEL 027-382-0755
ウスイ 本社 緑地

信頼のリフォームパートナー

株式会社 アクティブワイズ
<http://www.active-ws.jp>

防水工事・塗床工事・塗装工事
防触工事・外壁工事・内・外装工事
耐火被覆工事・屋根板金工事・防蟻工事

安中市板鼻大門西 53-1
☎ 027-382-8003

Annaka City Photo Gallery ...

Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

空家等バンク登録物件 リフォーム等補助金制度

空家等バンクに登録されている空き家について、売買または賃貸借契約後、リフォーム工事や家財処分を行う場合に、その費用の一部を補助します。

補助金額

1. リフォーム工事補助金

リフォーム工事費用の2分の1(上限20万円)

2. 家財処分補助金

家財の処分に係る費用が5万円以上である場合に
処分費用の2分の1
(上限10万円)

※受けられる補助金は、
いずれか一方



移住定住促進住宅取得支援事業

対象者

市内に住宅をはじめて取得して定住する人

内容

基本額のほか、条件に応じて各種加算があります。各種加算の要件に該当する場合は、基本額に加算されます。

※交付要件や申請時に必要な書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。政策・デジタル推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ

政策・デジタル推進課 移住定住係
電話:027-382-1111



安中市移住支援金制度

対象者

東京圏から安中市に移住した東京23区(特別区)の在住者・通勤者のうち、以下のいずれかに該当する人

1. 支援金対象求人マッチングサイトに掲載された求人に新規就業した人
2. 内閣府が実施する専門人材事業を利用して新規就業した人
3. テレワークに関する要件に該当する人
4. 関係人口に関する要件に該当する人
5. 群馬県起業支援金の交付を受けて起業した人

支給金額

2人以上の世帯 100万円

※18歳未満の人は1人あたり100万円追加加算
(最大3人まで)

単身者 60万円

※同一世帯で2人以上の受給はできません

お問い合わせ

政策・デジタル推進課 移住定住係
電話:027-382-1111



安中市結婚新生活支援補助金

新婚世帯に対し、結婚新生活を始めるための費用(新規の住宅賃貸および取得費用、住宅のリフォーム費用、結婚に伴う引越し費用)の一部を助成します。

お問い合わせ

市民課 市民協働係
電話:027-382-1111

広告

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

よい仕事を早く!!

OSAKABE
AUTOMOBILE ENGINEERING

<https://www.osakabejikou.com>

株式会社オサカベ自動車工業



・トラックボデー製造 ・トラック飯金・塗装
・トラックの点検・整備・修理

安中市岩井834-1

TEL:027-384-2800

安中市の子育て支援

幼児教育・保育の無償化

対象者

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
- ・0歳児クラスから2歳児クラス(満3歳を含む)の住民税非課税世帯の子ども

内容

対象児童の保育料を無料化します。

お問い合わせ

子ども課 幼児教育保育係
電話:027-382-1111



第3子以降の 保育所保育料無料化

条件

- ・対象児童の住民登録が市内にあること
- ・保護者が子どもを3人以上扶養していること(18歳の年度末までの子を第1子とする。)
- ・保育料算定に必要な書類が提出されていること

内容

対象児童の保育料を無料化します。

お問い合わせ

子ども課 幼児教育保育係
電話:027-382-1111



放課後児童クラブ利用料減免

対象者

- 1.生活保護法による被保護世帯
- 2.前年度の市町村民税が非課税の世帯
- 3.前年度の市町村民税が非課税かつひとり親家庭の世帯

内容

対象児童の放課後児童クラブ利用料を半額または全額免除します。

お問い合わせ

子ども課 幼児教育保育係
電話:027-382-1111

遠距離児童生徒 通学費補助事業

対象者

遠距離を通学する児童生徒

内容

- 小学校児童…通学距離が4km以上の区間
年額15,400円
- 中学校生徒…通学距離が6km以上の区間
年額15,400円

お問い合わせ

教育委員会学校教育課 学事係
電話:027-382-1111



広告



丸動物病院

【診療時間】

午前 9:00~12:00

午後 15:00~18:30

※土曜午前のみ診療

【休診日】 水曜日



〒379-0115 群馬県安中市宿1-9-13
TEL 027-384-4702

<https://maru-ah.jp>

古城団地内 フードショップキラヤ

代表 田村 進

安中市の皆様
30年間ありがとうございます
これからもよろしく

安中市板鼻3321-5
tel.027-381-0805

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

子ども医療費助成制度 (福祉医療制度)

対象者

医療保険加入者のうち、18歳の年度末までの子ども

内容

医療保険や他の公費を使用して受診(入院・外来等)した際の自己負担分を助成します。

お問い合わせ

国保年金課 医療年金係 電話:027-382-1111

出産祝品

対象者

市内に住所を設定した出生子の保護者

内容

市内にある碓氷製糸株式会社で製品化し「絹のおくるみ」を贈呈します。

お問い合わせ

市民課 窓口係 電話:027-382-1111

奨学金貸与事業

対象者

本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中または入学予定の人
※本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分

内容

公立、私立高校 月額15,000円

お問い合わせ

教育委員会総務課 庶務係 電話:027-382-1111

学校給食費一部無料化

対象者

1. 安中市立中学校に在籍している生徒
2. 同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校に在籍する児童

内容

学校給食費を無料化します。

お問い合わせ

教育委員会総務課 学校給食係
電話:027-382-1111



あんなかスマイルパーク

多世代交流型子育て支援拠点「あんなかスマイルパーク」は、令和3年4月にオープン、令和4年10月にはケルナー広場に遊具を設置しました。屋外には遊具以外にも芝生広場やウォーキングコースがあります。建物内にはキッチンや図書コーナーもあります。子どもから高齢者まで気楽に集える多世代交流ができる子育て支援施設です。

お問い合わせ

あんなかスマイルパーク 電話:027-380-2525



広告

●洋装●和装●化粧品●寝具 ●学生衣料(制服・体操服)



全 合名会社 麻屋呉服店

安中市原市1-14-29
営業時間 9:00~19:00 定休日 水曜日
TEL.027-385-6008
FAX.027-385-4068



永代供養塔
ご夫婦・パートナー・ご兄弟等、2名でご利用頂けます。



永代供養付夫婦墓
大切なペットを心を込めて供養致します。

その他仏事で困りの事がございましたら何でもご相談ください。

真言宗豊山派



標陀山 満福寺
恵地院

住所: 安中市原市1543/電話: 027-385-8083
HP: <https://annaka-manpukuji.com>
スマイルパークより車で約1分 安中 満福寺

広告

確かな技術と品質

伸成工業株式会社

金属フライス加工を専門とする
精密機械部品制作会社です



安中市板鼻523-1

☎027-382-6537

<http://www.sinseikogyo.com>

<https://marching.co.jp>

マルシン産業株式会社

想いをこめ、
未来をつくる。



安中市板鼻827-1

☎027-381-3580

雇用促進 について

求職者の方への様々なサポートを紹介します。
自分にあった職場を探したり、求職でお困りの人
はぜひご活用ください。

女性の 再就職応援セミナー

妊娠出産・育児などの理由で離職
された女性で、再就職を希望している
ものの、課題や不安を感じている人な
どに対して、企業が必要としているス
キルの取得や能力向上、不安の解消
を目的とした、セミナーおよび個別相
談会を実施しています。



https://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00275.html

広告

一般区域貨物運送・重量品運搬・機械据付・撤去・クレーン作業
とび土工・産業廃棄物収集運搬・倉庫管理業

OKA

株式会社 **岡運輸機工**

〒379-0111 群馬県安中市板鼻245番地



☎027-382-7555

☎027-344-1111(代)





就職氷河期世代向け 専門相談窓口

就職氷河期世代の就職を支援するため、群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)高崎センター内に専門相談窓口を開設しています。



https://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00159.html

若者就職活動個別相談会 (出張サポートステーション)

地域若者サポートステーションは、働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。



<https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/shimin/shiminsoudan/saposute.html>

広告



株式会社
境谷工業

- 製缶
- ステンレス加工
- 現場溶接作業
- 溶接配管
- 機械機器据付



〒379-0126 安中市西上磯部1870-2

TEL 027-393-6411
FAX 027-393-6582

株式会社
SKTステンレス加工

代表取締役 須賀 哲也



業務内容

化工機・食器機器・貯槽・荷役機器
建築金物・タンク製作
設計・施工

安中市野殿2065-1 ☎027-395-4138

広告



さあ、ここから世界へ誇れる町工場を作ろうじゃないか

 株式会社 氷見鉄工所、

about us



recruit



氷見鉄工所で一緒に働いてみませんか？
詳しくはHPの採用情報、応募フォームを
ご覧下さい

本社：安中市安中1-16-13
監査工場：安中市監宮2140

☎027-385-1548

受付：9:00~17:00 定休日：日曜日・祝日

follow me



HIMITEIKOUSO

**建築防水のことなら
おまかせください!!**

シート防水工事
ウレタン防水工事
FRP防水工事
シーリング工事



株式会社 津雲建装

〒379-0214 安中市松井田町国衙117-1
TEL/FAX 027-381-5523

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

ハローレーニング (求職者支援訓練)

ハローワーク
あんなかより

雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の人の早期就職を支援するための訓練です。



<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/banner/syokugyoukunren2.html>

生活保護受給者の就職支援

1

ハローワークでは、生活保護を受給されている人や児童扶養手当を受給されている人、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を利用されている人の就労による自立に向けた支援を行っています。

2

生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者などの就労による自立を支援するため、労働局・ハローワークと地方公共団体が協定を締結し、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備しています。具体的には、地方公共団体の庁舎内にハローワークの常設窓口を設置するほか、福祉事務所や自立相談支援機関へ巡回相談を行うなど、地方公共団体とハローワークが一体となって就労に向けて支援しています。なお、ハローワークあんなかでは、「すまい・生活・しごと総合サポート(ハローワーク・ワンストップ窓口)」をハローワーク内に設置し、職業訓練を活用した就労支援や、自立・安定就労に向けた総合的なサポートを提供しています。支援を希望される方は、ハローワークや地方公共団体の窓口にご相談ください。

事業所PR会

ハローワーク安中では求人者及び求職者サービスの一環として事業者PR会を開催しています。

事業所から

- ① 求人を出してもなかなか応募がない
- ② もっと事業所や仕事内容を知ってほしい!!

そんな声に
お応えして!!

求職者に事業内容や仕事内容などを
直接説明し、求人票ではわからない
リアルな情報をお届けするイベントです。

求職者のメリット

- 面接ではないので“履歴書ナシ”“気軽に”
“話をきくだけ”と参加しやすい
- 事前に担当者の顔を見られ、
仕事内容や条件など
気軽に相談できる



お問い合わせ

ハローワーク安中 tel:027-382-8609

広告

MATSUMI
形を力に・・・
創造という力

省エネで環境にやさしい
建設機械用 油圧機器を
グローバルに提供しています。

松已鉄工株式会社
〒379-0226 安中市松井町行田638
TEL.027-393-1461
FAX.027-393-1479

企業情報、採用情報はコチラ▶▶▶

国土交通大臣認定工場

町田鉄工株式会社

鋼構造建築・設計・施工

一緒に働いて
みませんか?
お気軽に
お問合せ下さい!

本社・工場
安中市大竹1313-7
TEL.027-381-1944
FAX.027-382-2917

Annaka City Photo Gallery ...

Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...

Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

壁紙、床張り、絨毯
ガラスフィルム
化粧フィルム
カーテン、ブラインド、アコーディオン
ふすま、障子
内装工事一式

内装イガラシ

1級技能士 五十嵐 庸浩
(表装、プラスチック系床、化粧フィルム)
職業訓練指導員 増改築相談員
安中市松井町上増田3728-1
携帯/090-6793-8087 FAX/027-393-5905

安中 感動景観

妙義山を望む豊かな自然と歴史を守り
みんなで磨いて未来へつなぐ景観まちづくり

安中市は、西部に碓氷峠、南西部に妙義山を有し、中央部には碓氷川および九十九川が東西に流れるなど、豊かな自然に恵まれています。また、4つの宿場町や碓氷関所が設けられるなど、古くから街道のまちとしても栄えるとともに、旧安中藩の城下町でもあり、多くの歴史や文化が継承されています。これらの地理的・歴史的特性を生かした「安中市景観計画」を令和4年2月に策定しました。

また、この景観計画で定める内容のうち、景観法により委任されている事項を定めるため、景観条例を制定しました。



Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka



歴史的景観 〈P26~27〉

- 明治期の鉄道遺産
交通の難所・碓氷峠越えのために造られた施設
- 宿場町の面影
多くの旅人が往来した中山道の街並み

自然の景観 〈P28~29〉

- 奇岩そそり立ち、季節の花々に彩られる妙義山

湯けむりの景観 〈P30~31〉

- あの有名な記号も生まれた、長い歴史を持つ温泉

賑わいの景観 〈P32~33〉

- 伝統の行事やお祭り、楽しいイベントが盛りだくさん

安中ゆかりの人物 〈P34〉

- 各界で活躍した、安中とゆかりが深い偉人たち

安中の味と匠 〈P35〉

- おいしい、美しい、どれも自慢の逸品ぞろい



広告

✈️ 北海道～沖縄まで!時にはヘリコプターで出張しています!

プラント工事の
吉工業です

従業員
協力会社様
募集中

業 務 内 容

- ▶ 現場・工場内 溶接作業
- ▶ プラント工事 ▶ 重量物解体・据付
- ▶ コンベア解体・据付
- ▶ 配管工事・一般製缶

株式会社 吉工業

〒379-0136 安中市嶺2-1

☎ 080-8812-3567

FAX 050-1310-0557

板金・構工事の事なら

しん 真 建 装

代表 日根野英典

松井田町松井田 935-2

☎ 027-393-0523

上信越を結んだアプト式鉄道、江戸を起点とする五街道のひとつ中山道。人々が行き交い賑わった安中の歴史が数多く残っています。



国指定重要文化財

碓氷第三橋梁(めがね橋)

通称「めがね橋」。明治25年に完成したレンガ造りの4連アーチ式鉄道橋です。四季を通し様々な表情を見ることができ、観光客を魅了しています。

check

長さ約91m、高さ約31mの国内最大級のレンガアーチ橋！使われたレンガは267万8千個と推定されています！



明治期の鉄道遺産



アプトの道

アプト式鉄道時代の廃線敷を利用して、横川駅～旧熊ノ平駅の間の約6kmが遊歩道になっています。歩きながら鉄道遺産にふれることができます。



丸山変電所 国指定重要文化財

国鉄が全国で初めて建設した変電所。明治44年に建てられた純レンガづくりの建物で、鉄道の歴史を今に伝えています。



碓氷峠鉄道文化むら

「見て、触れて、体験できる」をテーマにしています。実際に乗車できるSLや鉄道模型などがずらりと並んでいる姿は圧巻です。

広告



JUN CORPORATION

株式会社ジュンコーポレイション
安中市松井田町上増田53-1
☎ 027-393-1375
FAX 027-393-4331



ジュンコーポレイション 検索

宿場町の面影



碓氷関所跡 県指定史跡

関東防衛の要として「入り鉄砲に出女」を取り締まるために、徳川幕府が設置しました。



五料の茶屋本陣 県指定史跡

五料の代々名主を務めた旧家・中島家で諸大名や公家の休息所となっていました。「お西」と「お東」と呼ばれる二つの切妻造りの建物が隣り合っています。



熊野神社

群馬県と長野県の県境に鎮座する神社で、県境に本宮、群馬県側に新宮、長野県側に那智宮があります。新宮の中には群馬県指定重要文化財の古鐘があります。



旧安中藩武家長屋 市指定重要文化財

東西に長い茅葺き屋根の建物で、平均的な安中藩士の住まいが復元され、当時の暮らしぶりを偲ぶことができます。



市指定重要文化財
旧安中藩郡奉行役宅

木造平屋の寄棟造りの母屋は公的空間と私的空間の分かれた曲がり屋と呼ばれる造りとなっています。



旧碓氷郡役所 市指定重要文化財

明治44年(1911)に再建された、群馬県で唯一現存する郡役所の建物です。

広告

群馬県と長野県の県境鎮座
厄除け・初宮・安産・車清祓 等



鎮座地 安中市松井田町峠1番地
連絡先 軽井沢町峠町9番地 碓氷山荘
TEL/FAX 0267-42-3490

地球の資源とともに1世紀

生産、販売、物流、そして研究開発。
HOJUN グループは、輝ける地球のために、
私たちの豊かな暮らしのために、
ベントナイトの無限の可能性を
さらに追求し提供し続けます。



HOJUN

株式会社 ホージュン

〒379-0133 安中市原市1433-1
TEL 027-385-3411 FAX 027-385-5859
URL <http://www.hojun.co.jp>



妙義山が色づく秋、ろうばいが黄色に染まると冬がくる。後閑城址公園の桜が咲き乱れると春。アユ釣りが解禁されると夏。本市は、花や草木、生き物たちが四季の訪れを知らせてくれます。



妙義山

紅葉の季節は、艶やかで美しい黄金の衣をまとうかのような妙義山。日本三大奇勝にも数えられる岩の起伏がもみじに映える様は、秋の安中の風物詩です。



丁須の頭

本市の西方面にそびえ立つ裏妙義。中央に丁須の頭が見られます。丁須の頭はその名の通り高々とそびえ立つ姿が丁の字に似ているところから名づけられました。



麻苧の滝

高さ40mからの断崖から流れる水流が麻のすだれのように見えることから名づけられました。冬季の氷結した風景が美しいです。古くから山岳信仰の修験場となっています。

碓氷湖

碓氷湖は坂本ダムにより碓氷川と中尾川の合流点をせき止めてできた豊かな緑に囲まれた人造湖です。ウォーキングの立ち寄り場所として多くの観光客が訪れています。



碓氷川

水源は碓氷峠にあり、清らかな水が湧き出ています。その豊かな流れには、魚をはじめ多くの生き物が生息しています。アユ釣りのシーズンには多くの釣りファンで賑わっています。

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

花めぐり

有名な秋間梅林をはじめ、市内には花の名所が数多くあります。
四季折々の花の香りを頼りに散策してみませんか？



後閑城址公園の桜

戦国時代の山城であった「後閑城」跡地にある、妙義山・浅間山を借景に咲く満開の桜は一見の価値があります。



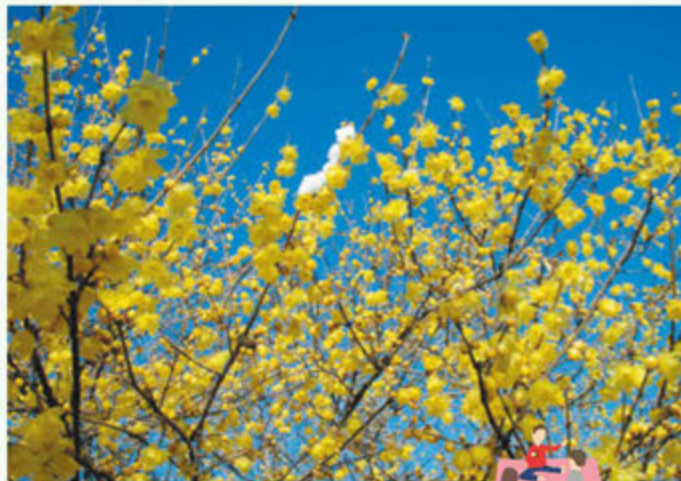
秋間梅林

秋間川上流の広大な丘陵地に紅白梅が咲き誇る景色は圧巻です。梅林からは妙義山、遠くに浅間山を眺めることができます。開花期には秋間梅林祭が開催され、多くの人で賑わいます。



ろうばい

上増田のろうばいの郷は3.2haの敷地に1,200株のろうばいが植えられ、透明感のある蠟細工のような梅に似た花を咲かせます。冬に咲く花として多くの観光客を楽しませています。



花カレンダー

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		梅 2月下旬～3月下旬									
			つつじ 4月上旬～5月上旬								
			桜 3月下旬～4月上旬								
			山吹 4月下旬～5月上旬								
		ろうばい 12月下旬～2月中旬									
				ジャーマンアイリス 5月上旬～5月下旬							
					ラベンダー 6月中旬～7月中旬						
					ヘメロカリス 6月下旬～7月中旬						

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

温泉記号発祥の地として知られる安中。文化人も惚れた湯に、ゆっくり浸かる贅沢な休日を過ごしてみるのはいかがでしょうか？



礪部温泉

民話「舌切り雀」誕生の地として知られる名湯礪部温泉。碓氷川の清流沿いにあり、湯治客に愛されてきました。泉質はナトリウム—塩化物・炭酸水素塩強塩温泉（高張性中性高温泉）で、神経痛・筋肉痛・慢性皮膚病・関節痛などに効能があります。



礪部温泉薬師

礪部温泉創業以前よりあり、地元住民からの信仰が厚い。礪部温泉祭りの一環として灯籠行列や灯籠流しが行われます。

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka



恵みの湯

大浴場、露天風呂の他にミネラルをたっぷり含んだ砂塩風呂もあります。身体に障害のある人にも利用しやすいように配慮されています。



霧積温泉

霧積川の水源近くにあります。明治初頭に発見されました。現在も観光地化されず山奥の秘湯として人気の温泉です。



峠の湯

裏妙義の山並みやアプトの道を見晴らしながら温泉を楽しめます。宿泊などができる施設もあります。



温泉記号発祥の地

万治4年(1661)の絵図に描かれていた礪部温泉を示す記号は、日本で使われた最古のものとされています。礪部公園には温泉記号が刻まれた石碑があります。

2月22日は
「温泉マークの日」!!



礪部温泉ちょっとよりみち

礪部温泉は上流階級の別荘地としても人気があり、多くの文学者も訪れた場所です。礪部を題材にした作品も残されており、礪部公園には文学者たちの文学碑があります。



北原白秋詩碑



大手拓次詩碑

碓氷峠鉄道文化むら

安中市松井田町横川407-16
TEL 027-380-4163

碓氷峠の森公園交流館「峠の湯」

安中市松井田町坂本1222
TEL 027-380-4000

碓氷峠くつろぎの郷コテージ

安中市松井田町坂本1258
TEL 027-380-4180

独自の技術で世界初を生む創造企業



操作パネルユニット



アパレル服飾加工



超精密機械加工



100% 出資子会社

〒379-0124 群馬県安中市鷺宮929-1
<http://www.u-corp.co.jp/>

TEL : 027-382-0101



伝統ある祭り、郷土色豊かな祭りが数多く開催されています。仮装して走ることができる「安政遠足(侍マラソン)」は毎年多くの人々が訪れ、市内が一番賑やかになる日です。

秋間梅林祭

期 2月中旬～3月下旬



咲前神社の太々神楽

春祭りに奉納されてきた神楽で、市の重要無形文化財に指定されています。舞が12座、笛3人、太鼓1人、鉦鼓1人、舞者7人で、舞に合わせた装束と面を着け、祭物を持って舞います。

期 4月1日



安政遠足(侍マラソン)

毎年5月の第2日曜日に「安政遠足侍マラソン」が行われます。アイデアあふれる仮装姿で、安中城址から市内の旧中山道を駆け抜けます。

期 5月第2日曜日



column

安政遠足(侍マラソン)とは？



安政2年、第15代安中藩主板倉勝明が心身鍛錬のため、藩士を安中城門から碓氷峠熊野権現まで走らせたことが起源です。記録を競う遠足(マラソン)はこれが初めてだったことから、安

政遠足が日本におけるマラソンの発祥とされています。また、安政遠足を題材とした映画が公開されました。



Annaka City Photo Gallery ...



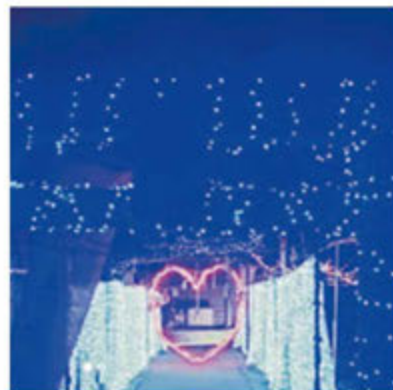
Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

碓氷関所大祭

獅子舞や八木節などの郷土芸能が披露されます。

期 10月下旬の予定

碓氷峠ホテルの里まつり

旧松井田町の地元青年団が中心となり、20数年前からホテルを増やす活動を実施しています。当日は屋台が出店され、午後7時頃からホテルが飛び始めます。

期 6月下旬～7月上旬

磯部築

アユの旬は6月～9月。生きているアユをその場で塩焼きや刺身にしてくれます。

期 6月下旬～9月中旬



磯部温泉まつり

15日に行われる花火大会は半世紀以上も続いている歴史のある花火大会です。

期 8月14日～16日



あんな祭り

期 10月中旬



あんな市民フェスティバル

安中会場(市民展)、松井田会場(碓氷のつどい)、それぞれで作品展や舞台発表が行われます。

期 9月～11月

ろうばいまつり

開花期間は12月中旬から2月中旬頃まで。期間中は切り花や地元特産物の販売が行われるほか、祭りの当日は郷土芸能が披露されます。

期 1月上旬



仙ヶ滝不動祭り

昔、松井田城ではこの仙ヶ滝から水を引いていました。その松井田城が落城する際、「おせん」というお姫様がここまで逃げてきて、滝に身を投げたという伝説があります。

期 3月下旬

広告

各種プラント機器据付・配管工事・メンテナンス等工事
自社工場においては鋼製品の加工、製作も行っています。

**株式会社
上毛テクニカル**

安中市富宮883-1
TEL 027-388-8008
FAX 027-388-8009
URL <https://www.jomotech.co.jp/>

**DUSTY
MOTORCYCLES**

オートバイ販売
修理・買取
カスタム
メーカー各種

027-382-8318
営業時間: 10:00～20:00 定休日: 月曜日

安中市板鼻81-2
dusty-motorcycles.com
関スターライド

オートバイ・国産・外車・販売修理

Kawasaki SUZUKI YAMAHA
HONDA Thailand HONDA MOTO GUZZI
aprilia KYMCO FANTIC

**有限会社
ナカムラモータース**

営業時間 AM9:30～PM6:30
定休日 火曜日

〒379-0133 群馬県安中市原市1391-3
☎ 027-385-8460
FAX 027-385-3370
<https://www.nakamura-motors.com>

新島襄をはじめ多くの偉人により作られてきた安中の歴史。それぞれの時代を彩り、生き抜いてきた偉人達とゆかりの地をご紹介します。

にいじま じょう
新島 襄 Joseph Hardy Neesima

新島襄は、天保14年(1843)、安中藩士の子として江戸・神田に生まれました。21歳で渡米しキリスト教徒となり、帰国後父母の住む安中へ帰郷し、キリスト教を伝道しました。その後、神戸から京都へ向かい、同志社英学校(現同志社大学)を設立し、47歳でこの世を去るまで、同志社を大学にするべく情熱を注ぎ続けました。彼の教育家・宗教家としての熱い想いは今もなお、日本の教育・思想に大きな影響を与えています。



新島襄旧宅 市指定史跡

明治維新の後に、安中に引き上げてきた江戸詰藩士のために造られた二軒長屋。米国から帰国した襄もここで父母と10年ぶりに再会しました。



安中教会 国登録有形文化財

群馬県初のキリスト教会であり、日本人の手で創設された日本で初めての教会です。見学の場合は、3週間前までに予約が必要です。

☎027-381-0680



あらき とうきゆうろう
荒木 寅三郎

板鼻に生まれ、東大医学部を卒業後、ドイツ留学。京大などの教授を務めた後、京大で初めて公選による総長に就任しました。



おおて たくじ
大手 拓次

早稲田大学在学中から詩作を始め北原白秋主催の雑誌「朱楽(ザンポア)」に発表。白秋旗下の三羽鴉と言われました。



かしわぎ ぎえん
柏木 義圓

安中教会で海老名弾正に影響を受け入信、その後同志社英学校で学び新島襄に薫陶を受けました。安中教会に終生在住していました。



さとう たけ
佐藤 夕子

坂本宿に生まれ、小学校教諭となった後、東京裁縫女学校で学び、高崎市の私立裁縫女学校(現高崎商科大学)を開校しました。



やまがき じろう
湯浅 治郎

安中の醸造業有田屋に生まれ、新島襄に感銘を受けた一人です。安中教会の創立者の一人でもあり、同志社の経営再建にも尽力しました。

広 告



荻野屋では、お弁当のご予約、配達を承ります。お気軽にご相談ください。

峠の釜めし本舗 おぎのや

ご予約・お問い合わせ
TEL:027-395-2311
<https://www.oginoya.co.jp>

Annaka City Photo Gallery ...



Annaka City Life Guidebook 2023
#annaka

長年愛されている「安中ブランド」は、職人が伝え守ってきた技と味からできています。お土産や送りものにも喜ばれる逸品です。

峠の釜めし

釜子焼の土釜に鶏肉・筍・椎茸・ゴボウ・栗・杏など9種類の山の幸。昭和33年発売当初よりたくさんの人に愛されています。



磯部せんべい

温泉土産の元祖とも言われる磯部温泉を代表するおみやげです。温泉水と小麦粉、砂糖で作る甘くて軽いサクサクしたせんべいです。



梅干し

~~~~~



## 醤油

~~~~~

絹製品

~~~~~



## 味噌まんじゅう

~~~~~



自性寺焼

~~~~~



## 力もち

~~~~~



広告



わさびや
有限会社 佐藤商店

LPガス・灯油・水道工事

安中市松井田町横川405

TEL 027-395-2323

建設業(鋼構造物工事業)
有限会社 美輪興産

群馬県知事許可(般-30)第21947号



製缶業

- ・タンク・水槽・コンベヤー
- ・架台・通路などの製作・設置
- ・鉄・ステンレスなどの鋼材の切断
- ・穴あけ・折り曲げ・溶接・組み立て・設置

安中市中宿1133-4

TEL 027-382-5075





相談いろいろ

各種無料相談

毎月各種相談窓口を設置して、皆さんからのご相談に応じています。予約が必要な場合があります。詳しくは、電話で問い合わせるか、広報紙または市ホームページでご確認ください。

?

相談いろいろ

相談名	相談内容	相談日時	場所・問い合わせ先など	備考
行政相談	行政相談委員による、行政(国・県含む)に対する苦情などの相談	本 原則、第1・第3木曜日 (市役所閉庁日を除く) 午前9時～11時30分 松 原則、第1月曜日 (市役所閉庁日を除く) 午後1時30分～4時	本 市民課	
法律相談	弁護士による法律相談	本 原則、第1・第3金曜日 (市役所閉庁日を除く) 午後1時～4時	本 市民課	要予約
人権相談	人権擁護委員による、人権の侵害に関する悩みごとなどの相談	本 原則、第3木曜日 (市役所閉庁日を除く) 午後1時30分～3時30分 松 原則、第3金曜日 (市役所閉庁日を除く) 午後1時30分～3時30分	本 市民課	
DV電話相談	配偶者や恋人からの暴力(DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日 (市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時	☎027-329-6646	
若者就職活動個別相談 (出張サポートセッション)	働くことを踏み出すための相談(15歳～49歳の人が対象)	原則、第1火曜日 (市役所閉庁日を除く) 午前10時～正午	本 市民課 問合せ:ぐんま若者サポートステーション ☎027-233-2330	要予約
離婚前後の悩み・養育費相談	司法書士による公正証書等作成、財産分与、慰謝料など離婚に関する相談全般	本 原則、第2火曜日 (市役所閉庁日を除く) 午後1時～4時	本 市民課	要予約
消費生活相談	悪質商法など消費生活上のトラブルや疑問に関する相談	毎日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時30分	市消費生活センター (本敷地内) ☎027-382-2228	
外国人相談	外国人を対象とした生活に関する相談	毎日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後5時	本 市民課	

広告

早めのご相談が解決への近道です。

まずはお気軽にご相談ください。

民事一般 企業法務 家事一般 刑事事件

「安中市みんなの便利帳」をご覧になった方は
初回のみ相談料が無料となります。



安中法律事務所

弁護士 小坂 景子(群馬弁護士会所属)

群馬県安中市岩井 2470-3 戸田ビル 1F 西
TEL:027-386-6667



相談名	相談内容	相談日時	場所・問い合わせ先など	備考
ことばと発達相談室	就学前の子どもの言葉の発達や心配ごとについての相談・指導	火・木・金曜日(市役所閉庁日を除く) 午前8時30分～午後4時30分	谷 ☎027-345-3015 本 福祉課	要予約
無料税務相談	相続税や贈与税、土地・建物を買った場合の税金など(関東信越税理士会高崎支部主催)	本 4月～12月の月1回 松 8月・10月・12月に各1回 ※相談日は電話でご確認ください。 午後1時～4時(1組30分程度)	本 税務課 松 住民福祉課	要予約
ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談	毎日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時	本 福祉課	要予約
生活支援相談	生活困窮に関する相談	毎日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時30分	本 福祉課	要予約
心配ごと相談	日常生活上の悩みごと相談	第2木曜日(国民の祝日を除く) 午前9時～11時30分	場所:地域福祉支援センター 問合せ:安中市社会福祉協議会 ☎027-382-8397	要予約
群馬いのちの電話 電話相談	いのちの電話とは、「いつでも」「どこからでも」「だれでも」「どんなことでも」相談できる電話相談です	毎日午前9時～午前0時、 第2・4金曜日 午前9時～翌日の午前9時 (24時間対応)	☎027-221-0783	
	自殺予防いのちの電話 死にたいつらさ受け止めます	毎月10日 午前8時～翌日の午前8時 (24時間フリーダイヤル)	☎0120-783-556 (フリーダイヤル)	
よりそいホットライン (LGBTなどの性的少数者に関する相談)	LGBTなどの性的少数者(同性愛者、両性愛者、性同一性障害など)に関する悩みごと相談	24時間フリーダイヤル	☎0120-279-338 音声ガイダンスが流れます。 4番がセクシュアルマイノリティ専門回線です。 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	
成年後見制度 専門職相談	成年後見制度に関する相談	毎月第1金曜日(国民の祝日を除く) 午後1時30分～3時30分 (1人あたり1時間)	場所:地域福祉支援センター 問合せ:安中市社会福祉協議会 ☎027-382-8397	要予約
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	子育ての心配ごとなど子どもに関するさまざまな相談	月～金曜日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時	本 子ども課 ☎027-382-8005	面接相談の場合、要予約
青少年相談	非行、登校拒否、いじめ、しつけなどに関する相談	来所相談または電話相談 月・火・木・金曜日(市役所閉庁日を除く) 午前9時～正午、午後1時～2時	松 青少年センター (教育委員会生涯学習課内) ☎027-393-4777	来所相談は要予約
ゆりかごコーナー	出生届時の各種手続きに係るワンストップ窓口	本 毎日(市役所閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	本 市民課	
よりそいコーナー	死亡届後の各種手続きに係るワンストップ窓口	本 毎日(市役所閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	本 市民課	予約優先
起業・創業・事業承継 相談会	起業や創業、事業承継に関する相談	原則、7月・9月・11月・1月・3月の 第2木曜日 ※相談日は市ホームページや電話でご確認ください。	松 商工課	要予約

?

相談いろいろ



大変な相続手続き代行します

- ①法定相続人や遺産の調査
(相続人の内お一人の委任状でOK)
- ②金融機関等の口座解約
(相続人全員の委任状が必要)
- ③不動産の名義書き換え
(相続人全員の委任状が必要)

遺言書の作成・生前贈与・債務整理
交通事故・債権回収など身近なトラブル



営業時間(月～金)
9:00～18:00
土・日も
予約にて相談可!!

相談
無料

安中市安中5-2-45
五十嵐司法書士事務所

☎027-387-0781

五十嵐司法書士 安中

検索



市民参加

安中市市民活動推進事業補助金事業

本 市民課

地域の活性化や地域の課題解決などを目的として市民が自ら考えて実践する市民活動を後押しするため、市民活動を行う団体が新たにに取り組む事業に対し、予算の範囲内において最大3年間補助金を交付します。

補助対象者

次の(1)から(7)までをすべて満たす団体が対象になります。

- (1) 団体の構成員の数が5人以上である。
- (2) 団体の構成員のうち、過半数が市内に在住し、または在勤している。
- (3) 市内に団体の活動拠点を有し、主たる活動の場が市内である。
- (4) 宗教活動、政治活動または選挙活動を目的としていない。
- (5) 安中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でない。
- (6) 団体の構成員に安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員がいない。
- (7) 団体の代表者が成人である。

補助対象事業

次の(1)から(3)までをすべて満たす新規事業。

- (1) 自主性および自立性に基づく公益的活動であること。
- (2) 継続性および発展性があること。
- (3) 市民の誰もが参加することができること。

補助金額

次の区分に応じて補助金額が設定されています。

- 1年目：総事業費の額と20万円のいずれか低い方の額
 - 2年目：総事業費の額と15万円のいずれか低い方の額
 - 3年目：総事業費の額と10万円のいずれか低い方の額
- 詳しくは、市ホームページをご確認ください。



碓氷峠鉄道再生研究会



後関の未来を考える会



笑顔で子育て支援の会



米山ミニフラワーパーク

市民活動の様子

安中市まちづくり人材バンクについて

本 市民課

本市は、市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、人材バンク事業を行っています。人材バンクとは、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する人を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な人へ提供するシステムです。

ぜひ、人材バンクへの登録、また人材バンクのご利用をお待ちしています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

広報・広聴

本 秘書課

広報あんなか・おしらせ版あんなか

「広報あんなか」は、毎月1日、「おしらせ版あんなか」は15日(1月を除く)に発行しています。本市の施策、本市からのお知らせ、地域の話題などをお届けしています。

配布は自治会を通じて行います。

「広報あんなか」、「おしらせ版あんなか」は、市ホームページからも読むことができます。

ホームページ(<https://www.city.annaka.lg.jp>)

本市からのお知らせやイベント情報、観光情報などをホームページで紹介しています。

また、本市へのご意見、ご質問などもお気軽にお寄せください。

市公式SNS

市政情報のより効果的な伝達と災害時の緊急伝達手段の確保を目的に、「Twitter」、「Instagram」、「YouTube」、「LINE」を運用しています。市政や観光の情報などをお伝えするほか、災害発生などの緊急時には、避難誘導などの情報提供手段のひとつとしても活用しています。皆さん、ぜひご利用ください。アカウントなどはP9をご覧ください。

市長への投書箱「令和目安箱」

投書箱の設置場所

本、松、各地区の公民館・生涯学習センターなど

情報公開制度

本 行政課

この制度は、本市が保有する情報について、安中市情報公開条例に基づいて公開を請求することができる制度です。市は、市政に関して積極的に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政の推進に努めます。

請求の対象になる情報

本市(実施機関)の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(合併前の情報であって、現在も本市が保有しているものについては、任意的に公開することに努めています)。

公開の対象にならない情報

本市(実施機関)が管理する情報は、原則として公開しますが、次の情報などについては、公開することによって、市民に不利益を与えてしまったり、市民の財産などを保護するうえで支障が生じてしまったりすることから、公開の対象にならない場合があります。

- 個人に関する情報
- 法人の利益を害する情報
- 個人の生命、健康、生活、財産の保護に支障が生じる情報など

個人情報保護制度 本 行政課

この制度は、本市が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要なルールを定めるとともに、本市が保有する個人情報の当事者等が自己の個人情報を開示、訂正および利用停止をすることを求める権利を保障することによって、個人の権利利益の保護および市民に信頼される公正で民主的な市政の推進を図ることを目的とする制度です。

個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものなどをいいます(コンピュータによって処理をしている情報だけでなく、手書きの情報も対象になります)。

個人情報を適正に取扱うためのルール

1. 収集の制限

個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにし、その目的を達成するために必要な範囲内で、原則として本人から収集します。

2. 利用・提供の制限

個人情報を取扱う目的の範囲を超えて個人情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則としてありません。

個人情報開示などの請求について

請求の種類

1. 開示請求

本市が保有している自分の情報の開示を請求することができます。請求の際には、その情報の当事者などであることを確認させていただきます。

2. 訂正、利用停止などの請求

自分の情報について、事実に反する誤りがある場合は、その訂正を請求することができます。

また、自分の情報が法令等に違反して、目的外の利用または提供がされている場合には、利用または提供の停止などを請求することができます。

統計

本 行政課

各種統計調査結果

政府統計の総合窓口(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



群馬県統計情報提供システム

<https://toukei.pref.gunma.jp/>



市議会

本 議会事務局

定例会と臨時会

定例会は、定期的に招集される議会の会議で条例により年4回開かれます。一定例会あたりの会期はその都度異なりますが、12日から20日間ほどで行われます。また、臨時会は必要がある場合、示された案件に限って審議するために招集される会議です。

委員会

議案その他の議決事項は、最終的には本会議で決定されますが、市行政の事務は幅広く複雑なため、本会議で詳しく審議することは能率的ではありません。そのため、いくつかの部門に分け、分担に従って審査をしていくことで、専門的、効果的に審査ができる委員会が設けられています。委員会には、常設している常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置する特別委員会があります。

常任委員会

所管の事務に関する調査を行い、議案、請願などを審査します。安中市議会では、総務文教・福祉民生・経済建設の常任委員会を設けています。議員はいずれか1つの委員会に所属します。

議会運営委員会

議会の運営に関する事項、議会の会議規則などに関する事項、議長の諮問に関する事項について調査を行い、議案、請願などを審査するため設けられています。

特別委員会

議会が特に必要があると認めた案件に関し審査や調査するために、その都度設置される委員会です。その審査が終了すれば役割を終えます。



市民参加

傍聴

議会の本会議と常任委員会は、原則として傍聴することができます。傍聴は、市政の方針や議員の活動を見聞できます。傍聴を希望される人は、当日に議場傍聴受付または委員会室傍聴受付で住所、氏名を傍聴受付用紙に記載していただきます。傍聴されるときは、会議中の発言に対して声を出す、撮影、録音などを行うことは禁止されています。詳しくは☎議会事務局までお問い合わせください。

会議録

市議会のホームページから定例会および臨時会の会議録を閲覧できます。会議録の検索もでき、キーワードや発言者から閲覧したい会議録を探すことができます。また、市立図書館や議会事務局でも会議録は閲覧することができます。

議会の映像配信

市議会では、開かれた議会を目指し、本会議の様子をインターネットでライブ配信しています。また、過去の録画した映像も見ることができます。

請願と陳情

市議会では、市政についての要望や意見を請願書、陳情書として受け付けています。

一定の要件を備えた請願書が提出されると、議長はこれを受理し、本会議で所管の委員会に付託します。付託を受けた委員会は、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴いたり、執行機関の考え方を聴くなどして慎重に審査します。委員会で結論が出たものは、本会議に報告し、そこで最終的な結論（採択・不採択など）が出され、その結果を提出者に通知します。

なお、請願書を提出する場合は、議員の紹介が必要になります。議員の紹介のないものは、所管の委員会などに配布されます。

議会だより

議会だよりは、定例会における市議会の活動状況を、広く市民の皆さんへお伝えすることを目的とした議会広報紙です。年4回発行しており、全世帯に配布しているほか、市議会のホームページで閲覧できます。

選挙

本 選挙管理委員会

選挙人名簿

公正な選挙を行うため、投票することのできる人をあらかじめ登録しておくもので、住民基本台帳を基に作成しています。選挙権はあっても、名簿に登録されていないと投票できません。

登録要件

満18歳以上の日本国民で本市に引き続き3か月以上住んでいる人。

投票日に投票できない場合

下記の方法でも投票できます。詳しくは、☎選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由で投票できない見込みの人は、公示日・告示日の翌日から投票日前日までの間、市役所などで期日前投票をすることができます。

他市区町村での不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日に本市で投票できない見込みの人は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や介護施設に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

郵便による不在者投票

次に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。その場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、一定以上の障害がある人。
- 介護保険被保険者証に「要介護5」の記載がある人。

海外に居住する人の投票

外国に居住している人で、一定の要件を満たす場合、在外選挙人証の交付を受け、衆議院議員および参議院議員の選挙、国民審査の投票ができます。居住している地域の管轄在外公館での申請が必要になります（一定の要件を満たす場合、出国手続時に申請することもあります）。詳しくは、外務省のホームページをご覧ください。



市役所案内

※以下のページに表示されている金額、税率、補助金、URL、2次元コードなどは今後、変更になる場合があります。

■本庁舎

部名	課名	担当係	主な業務	場 所
企画政策部	秘書課	秘書係	秘書渉外に関すること	旧庁舎2F
		広報イメージアップ推進係	広報広聴に関すること	
	政策・デジタル推進課	政策・デジタル推進係	市行政の計画立案・総合調整、行政改革、行政評価、組織機構、情報化政策、DXの推進に関すること	旧庁舎2F
		情報管理係	情報セキュリティ、OA管理に関すること	
		移住定住係	地域活性化、移住定住の促進、地域おこし協力隊、ふるさと納税に関すること	
	財政課	財務係	財政計画に関すること	旧庁舎2F
		契約検査係	入札に関すること	旧庁舎3F
総務部	行政課	資産活用係	市有財産の維持管理に関すること	旧庁舎2F
		庁舎建設室	庁舎建設に関すること	
	行政課	行政統計係	区長、市の廃置分合・境界変更及び名称、新たに生じた土地の確認等、行政不服審査及び訴訟、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、地縁による団体、自衛官及び自衛官候補生の募集、テレビ難視聴、庁舎の管理、各課が共用する庁用車の集中管理、統計に関すること	旧庁舎2F
		文書法規係	議会の招集及び議案の調整、公告式、文書の收受発送及び整理保存、条例・規則・規程等の例規の審査、情報公開、個人情報保護に関すること	
	職員課	給与厚生係 人事研修係	職員の人事給与・福利厚生に関すること	旧庁舎2F
	危機管理課	危機管理係	危機管理の総合調整、防災、国民保護、防災行政無線、安中市メール配信サービス、安全なまちづくりの企画及び調整、交通安全対策、交通指導員、防犯、防犯灯、犯罪被害者等の支援に関すること	旧庁舎2F
		交通防犯係		
	税務課	諸税証明係 市民税係 固定資産税係	税関係証明、住宅用家屋証明、地番図の写しなどの交付、原動機付自転車(125cc以下)等の登録・廃車、市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等)に関すること	新庁舎1F
	収納課	収納管理係 収納整理係 債権管理室	市税等の収納及び滞納整理に関すること	新庁舎1F
市民環境部	市民課	記録係 窓口係 市民相談係 市民協働係	戸籍届出、住民登録、住民票や戸籍などの各種証明書交付、マイナンバーカード交付、印鑑登録、在留関連事務、パスポート申請・交付、自動車臨時運行許可、埋火葬許可、すみれヶ丘聖苑、各種相談、犯罪被害者等の支援、消費者保護、計量、消費生活センター、人権擁護、光陽館及びびゅうあい館、結婚支援、市民協働の推進、NPO・ボランティア等の市民活動の支援、男女共同参画、国際交流に関すること	新庁舎1F
	国保年金課	医療年金係 国保係	国民健康保険の資格と給付、後期高齢者医療の資格と給付、後期高齢者医療保険料、国保・後期高齢者人間ドック検診費の助成、国民年金、年金生活者支援給付金、福祉医療に関すること	新庁舎1F
	環境政策課	環境推進係 廃棄物対策係	環境、公害、狂犬病予防、廃棄物の処理清掃、不法投棄の監視等、放射線の測定に関すること	碓氷川クリーンセンター
	クリーンセンター	庶務管理係 業務係	ゴミの処理及び処分に関すること、し尿の処理及び処分に関すること、碓氷川熱帯植物園の維持管理に関すること	



部 名	課 名	担当係	主な業務	場 所
保健福祉部	福祉課	社会福祉係	民生委員・児童委員、日赤、援護事務、生活困窮者の自立支援、引きこもりに関する相談、社会福祉法人の設立認可等及び認可法人や指定事業者の指導監査・実地指導に関すること	旧庁舎1F
		障害福祉係	障害者福祉、障害者虐待、自殺予防に関すること	
		保護係	生活保護に関すること	
	子ども課	幼児教育保育係	保育園、認定こども園、学童保育に関すること	旧庁舎1F
		子ども育成係	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子父子及び寡婦福祉、児童虐待防止、家庭児童相談、スマイルパークの管理及び運営に関すること	
	健康づくり課	予防係 保健指導係 ワクチン接種対策室	感染症等予防対策、各種予防接種、各種健康診査及び検診、特定保健指導、救急医療対策、献血、覚醒剤等の乱用防止、恵みの湯、母子保健事業、健康教育及び健康相談、訪問指導、健康づくり、歯科保健、食生活の改善、精神保健に関すること	保健センター2F、 新庁舎2F
	高齢者支援課	長寿支援係	高齢者福祉に関すること	新庁舎2F
		介護認定係	介護認定に関すること	
		介護保険係	介護保険に関すること	
		地域包括支援センター	高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防、認知症相談、高齢者虐待に関すること	
まちづくり部	土木課	庶務係	市が管理する道路、水路の事務手続きに関すること	旧庁舎1F
		工務係	市が管理する道路、水路の市が行う工事に関すること	
		維持管理係	市が管理する道路、水路の簡易な維持補修、除草作業に関すること	
	都市計画課	計画係 開発係 区画整理係 交通政策係	都市計画、国土利用計画法、公共交通政策、公有地の拡大の推進に関する法律、地価公示、開発事業の市道、優良宅地の認定、土地開発公社、土地区画整理に関すること	旧庁舎1F
	都市整備課	事業係 街路係	公園施設・都市計画道路・都市施設・市有施設の設計・工事監理、公園施設・都市施設・街路樹の管理、西毛広域幹線道路の建設に伴う事務に関すること	旧庁舎1F
	建築住宅課	住宅政策係 建築係 指導係	市営住宅の管理、市営住宅・市有建築物の設計及び工事監理、建築の指導、建築協定、優良住宅の認定、空家等対策に関すること	旧庁舎1F
	議会事務局	議事係	本会議、委員会、請願・陳情、会議録の調製及び保管、議案その他の事件に関する調査及び情報収集に関することなど	旧庁舎3F
	監査委員事務局	監査係	市の事務及び事業の監査、出納検査及び決算審査に関すること	新庁舎2F
農業委員会事務局	農業委員会事務局	庶務係 農業振興係 農地係	農業委員会の会議、農地法に基づく認可、農業振興、農業者年金に関すること	旧庁舎1F
	会計課	審査係、出納係	現金などの出納及び保管、収入印紙及び群馬県収入証紙の販売に関すること	新庁舎1F

廣 告

建物の事なら**地域密着！**寺田建設へ



寺田建設株式会社

安中市安中 2-11-29
TEL 027-381-1682
FAX 027-381-1691



■松井田庁舎

部名	課名	担当係	主な業務	場 所
松井田支所	松井田振興課	総務係	支所管内の区長、地縁団体、選挙、情報公開、個人情報保護、統計調査、収納などに関する事	1F
		管理係	松井田庁舎の管理、支所管内の市有財産維持管理、交通防犯、防災無線、消防防災、環境衛生、狂犬病予防などに関する事	
		土木係	支所管内の一般土木事業、原材料支給、道路占用、境界立会に関する事	
みりよく創出部	住民福祉課	市民係	市税、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療費助成、国民年金、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、埋火葬の許可、自動車臨時運行許可、母子・父子及び児童福祉の相談及び受付、障害者福祉の相談及び受付、児童手当・児童扶養手当の相談及び受付、民生委員・児童委員、保護司、日赤、保育園、学童保育、介護保険・高齢者福祉の相談及び受付、母子保健、成人保健、精神保健、感染症予防、健康づくりに関する事	
		税務係 福祉子ども係 健康介護係		
	商工課	商工労働係	商業振興、工業振興、労働・雇用に関する事	1F
		企業誘致係	企業誘致に関する事	
	農林課	農政係	農業・林業の振興、土地改良事業、地籍調査事業、農業団体、鳥獣保護及び狩猟、治山林道、松義台地土地改良区事務局に関する事など	
		農村整備係 林政鳥獣対策係 松義台地土地改良区係		
スポーツセンター	観光課	観光振興係	観光宣伝、観光機構及び観光団体に関する事	
		観光施設係	観光施設、山岳救助の支援に関する事	
	スポーツ課	スポーツ振興係	社会体育の総合的企画及び調整、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員、社会体育団体の指導育成、学校体育施設の開放、スポーツ協会、スポーツセンター・西毛総合運動公園その他の社会体育施設の管理及び運営に関する事	スポーツセンター
		スポーツ施設係		
	文化財課	学習の森管理係 文化財活用係 埋蔵文化財係	学習の森の管理運営、指定文化財の保護・活用、市文化財施設の管理、埋蔵文化財の保護・活用等	学習の森
教育委員会	総務課	庶務係	教育長秘書事務、教育委員会の会議等に関する事、教育委員会事務局職員（県費負担教職員を除く。）の人事・服務及び福利厚生等、奨学資金の貸与、小・中学校の予算、教育委員会の共催・後援等名義使用許可に関する事	2F
		施設係	学校の施設・設備に関する事	
		学校給食係	学校給食に関する事	
	学校教育課	学事係 指導係	入学、転入・転出、就学援助、学校教育指導に関する事	2F
		社会教育係	社会教育を奨励するための事業	
	生涯学習課	生涯学習係	生涯学習、人権教育、出前講座、花いっぱい運動、集会所管理運営、子どもの夢応援事業、地区公民館・生涯学習センターに関する事、ユネスコ事務局	2F
		青少年係	青少年健全育成を推進する事業	

■谷津庁舎

部名	課名	担当係	主な業務	場 所
上下水道部	上水道事務課	庶務係 業務係 経理係	上水道の料金及び諸届に関する事	1F
		工事係 配給水系 施設係 浄水係	水道工事、水道施設、水道水質に関する事	
	下水道課	庶務係 工務係 維持係	公共下水道、安中榛名駅周辺し尿処理施設に関する事 合併処理浄化槽に関する事	



市役所案内



届出・証明

戸籍

本市民課 松住民福祉課

項目	届出期限	届出先	必要なもの
出生届	出生した日から14日以内	父母の本籍地、所在地、出生地のいずれかの役所	●届書(出生証明書)1通 ●母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかの役所	●届書(死亡診断書)1通 ※埋火葬許可申請の手続きも同時に行います。
婚姻届	期間の定めはなし (届出により法律上の効力が発生します)	夫または妻になる人の本籍地または所在地の役所	●婚姻届書(証人欄に成人2人の署名押印)1通 ●戸籍謄本(届出地が本籍地以外の場合)1通 ●届書を持参した人の官公署発行の顔写真のついた身分証明書など
離婚届	協議離婚の場合 期間の定めなし(届出により法律上の効力が発生します) 裁判離婚の場合 調停・和解成立、審判・判決確定から10日以内	夫婦の本籍地または所在地の役所	●離婚届書(協議離婚の場合は証人欄に成人2人の署名押印)1通 ●戸籍謄本(届出地が本籍地以外の場合)1通 ●裁判離婚の調停・和解の場合は調停調書・和解調書 ●裁判離婚の審判・判決の場合は審判書・判決書と確定証明書 ●届書を持参した人の官公署発行の顔写真のついた身分証明書など
転籍届	本籍地を移すとき	本籍地、所在地または転籍地の役所	●転籍届書1通 ●戸籍謄本(市外から、または市外への転籍の人)1通

※婚姻届などを提出しても住所の変更はされませんので、別途住所変更の届出が必要です。

届出により氏名が変わる人で、マイナンバーカードをお持ちの人は手続きが必要ですのでお持ちください。

※届書には原則として届出人の署名が必要です。

※上記以外の書類が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

本人確認について

最近、本人が知らない間に婚姻や養子縁組などの届けをされたりする虚偽の届出事件が発生しています。

このような虚偽の届出を防止し、個人情報などを保護するとともに、戸籍制度の適正な運用を図るため、窓口では右記の届出をされる人の本人確認をさせていただいています。

本人確認は、官公署発行の顔写真が貼付されたマイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの提示などにより行っていますが、運転免許証などがなくても届出はできますので、窓口までお問い合わせください。

本人確認を行う戸籍届出の種類

- 婚姻届出 ●離婚届出(協議によるもの)
- 養子縁組届出 ●養子縁組届出(協議によるもの)
- 認知届出 ●上記届出の不受理申出

※この届出以外にも免許証などの提示や職員の聞き取りなどで確認をさせていただく場合があります。ご協力をお願いします。

転入届

本市民課 松住民福祉課

本市に引っ越してきたときは、住み始めた日から14日以内に届出を行ってください。

受付時間

●本市民課 ●松住民福祉課

午前8時30分から午後5時15分まで(市役所閉庁日を除く)

手続きに必要なもの

●他市町村から転入した場合

- 転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの)
(ただし、特例転出の手続きをした場合は不要です)
- 全員分のマイナンバーカードおよび暗証番号(お持ちの人)

- 住民基本台帳カード(有効中のもの)
- 本人確認書類(窓口に来る人のもの)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)

●海外から転入した場合

- パスポート
- 本籍がわからない場合またはパスポートがない場合は、戸籍謄本および戸籍の附票(本籍が本市の場合、省略できます)
- 本人確認書類(窓口に来る人のもの)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)

■届出人

- 本人 ● 新しく入る世帯の世帯主
- 上記以外の方が窓口に来る場合、委任状が必要になります(本人と同一世帯に属する者は除く)。
法定代理人の場合は、委任状のかわりに資格を有する書面が必要です。

■本人確認について

最近、全国的に本人が知らない間に住所を移されたりする虚偽の届出事件が発生しています。
このような虚偽の届出を防止し、個人情報などを保護するとともに、住民基本台帳制度の適正な運用を図るため、本人確認を実施しています。

▶ 本人確認書類

- 運転免許証 ● パスポート ● マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード(顔写真付き) ● 在留カード
- 特別永住者証明書 ● 健康保険証
- 身体障害者手帳 ● 年金手帳 など

なお、上記のような本人確認書類をお持ちでない人でも届出はできますが、この場合職員が聞き取りなどで対応します。ご協力をお願いします。

■転入に関するその他の手続き

次に該当する場合は、手続きが必要になります。

項 目	内 容	窓 口
印鑑登録をされる人	はんこと顔写真のある官公署発行の身分証明書を持参してください。	● 本 市民課 ● 松 住民福祉課
国民健康保険に加入している人	保険証を発行しますので、身分証明証、マイナンバーのわかるものをお持ちください。	
後期高齢者医療制度に加入している人	届出が必要ですので、後期高齢者医療負担区分等証明書(前住所地発行)をお持ちください。	
国民年金に加入している人および年金を受給している人	住所変更の手続きが必要な場合がありますので、窓口で確認してください。	● 本 国保年金課 ● 松 住民福祉課
福祉医療制度に該当すると思われる人	保険証、交付状況証明書(県内転入の場合)、身体障害者手帳など資格要件に該当することを証明できるものを持参し、手続きをしてください。	
妊娠中の人	母子健康手帳と前住所地の未使用の妊婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票を持参してください。本市の妊婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票・産婦健診受診票の交付、保健事業のご案内などを行います。	
3歳以下のお子さんがある人	母子健康手帳を持参してください。予防接種の予診票の交付、乳幼児健診のご案内などを行います。	● 本 健康づくり課 ● 松 住民福祉課
予防接種がお済みでないお子さんのいる人	母子健康手帳を持参してください。予診票をお渡しします。	



届出・証明

項 目	内 容	窓 口
児童手当を受給している人	申請者および配偶者の個人番号確認書類、申請者の預金通帳、申請者の健康保険証の写し(国民年金以外の年金に加入している人)を持参し、手続きをしてください。 ※必要書類は事情により異なります。	
児童扶養手当を受給している人	本市に転入した日から、14日以内に転入前の市区町村から交付された 手当証書(交付者のみ) を添えて手続きをしてください。 ※必要書類は事情により異なりますので、相談してください。	●本 子ども課 ●松 住民福祉課
特別児童扶養手当を受給している人	本市に転入した日から、14日以内に転入前の市区町村から交付された 手当証書(交付者のみ) を添えて手続きをしてください。 ※必要書類は事情により異なりますので、相談してください。	
要介護(要支援)認定を受けている人	本市に転入した日から、14日以内に転入前の市区町村から交付された受給資格証明書を添えて手続きをしてください。	●本 高齢者支援課 ●松 住民福祉課
障害福祉に関すること (各種手帳関係、福祉サービスなど)	転入前の市区町村で手帳の交付を受けていた人、福祉サービスを利用していた人などについては転入の手続きが必要です。現在お持ちの手帳を持参してください。	●本 福祉課 ●松 住民福祉課
水道	水道使用開始日の前営業日(平日)午後3時までに次の項目をご連絡ください。なお、閉庁日(土・日曜日、祝日、年末年始)は受付および開栓作業ができません。 ①住所:水道使用場所(貸家住宅、集合住宅の場合は、建物名称、棟番号、部屋番号まで) ②氏名:水道使用者(契約者)の氏名 ③電話番号:固定電話または携帯電話 ④開栓日:水道使用開始日 ⑤支払方法:口座振替または納付書払	●谷 上水道事務課
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(トラクターなど)をお持ちの人は登録の手続きが必要です。 ●前住地で廃車申告をした人…前住地で交付された廃車証明書をご持参ください。 ●前住地で廃車申告をしていない人…前住地で交付されたナンバープレートおよび標識交付証明書をご持参ください。	●本 税務課 ●松 住民福祉課
小・中学校への入学、転校	●本 市民課や●松 住民福祉課で転入の届出をした後、転入学通知書を発行します。在学していた学校から受け取った在学証明書と教科書給与証明書を新しい学校へ併せて持参して手続きをしてください。	●本 市民課 ●松 学校教育課
保育園などの入園	希望者は申請してください。	●各施設、●本 子ども課、●松 住民福祉課

転出届

●本 市民課 ●松 住民福祉課

市外へ引っ越すときは、市外へ住所を移す日が確定した日から引越後14日後までの間に届出を行ってください。なお、すでに市外に住んでいる場合でも届出が必要です。

■受付時間

●本 市民課 ●松 住民福祉課

午前8時30分から午後5時15分まで(市役所閉庁日を除く)

■手続きに必要なもの

- 本人確認書類(窓口に来る人のもの)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)

■届出人

- 本人 ●転出する世帯の世帯主

上記以外の方が窓口に来る場合、委任状が必要になります(本人と同一世帯に属する人は除く)。

法定代理人の場合は、委任状のかわりに資格を有する書面が必要です。

■本人確認について

最近、全国的に本人が知らない間に住所を移されたりする虚偽の届出事件が発生しています。

このような虚偽の届出を防止し、個人情報などを保護するとともに、住民基本台帳制度の適正な運用を図るため、本人確認を実施しています。

●本人確認書類

- 運転免許証 ●パスポート ●マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 在留カード ●特別永住者証明書 ●健康保険証
- 身体障害者手帳 ●年金手帳 など

なお、上記のような本人確認書類をお持ちでない人でも届出はできますが、この場合職員の聞き取りなどで対応します。ご協力をお願いします。

転出に関するそのほかの手続き

次に該当する場合は、手続きが必要になります。

項 目	内 容	窓 口
印鑑登録をしている人	印鑑登録証をご返却ください。転出(予定)日をもって印鑑登録が自動的に抹消されます。	●本 市民課 ●松 住民福祉課
国民健康保険に加入している人	保険証をご返却ください(学生・施設入所者などの場合は、窓口でご相談ください)。マイナンバーのわかるものをお持ちください。	●本 国保年金課 ●松 住民福祉課
後期高齢者医療制度に加入している人	届出が必要です。被保険者証をお持ちください。	
福祉医療制度を利用している人	受給資格者証をご返却ください。	
母子健康手帳をお持ちの人	転出先においても使用できます。そのままお使いください。	
妊婦健康診査を受ける人	転出先の市区町村において、母子健康手帳と未使用の受診票を持参し、妊娠週数に応じて受診票の交付を受けてください。	●本 健康づくり課 ●松 住民福祉課
新生児聴覚検査を受ける人	本市の受診票は使用できません。転出先の市区町村にお問い合わせください。	
産婦健康診査を受ける人	本市の受診票は使用できません。転出先の市区町村にお問い合わせください。	●本 健康づくり課 ●松 住民福祉課
予防接種がお済みでない人	転出先の市区町村にお問い合わせください。	
児童手当を受給している人	受給事由消滅届を提出してください。転出先の市区町村で転入の手続きを行ってください。	
児童扶養手当を受給している人	本市に転出届を提出してください。転出先の市区町村で転入の手続きを行ってください。	●本 子ども課 ●松 住民福祉課
特別児童扶養手当を受給している人	群馬県内の他の市区町村へ転出する場合は住所変更届を提出してください。群馬県以外の市区町村へ転出する場合は、新住所地へ転入届を提出してください。	
介護保険に加入されている人	介護保険証をご返却ください。要介護(要支援)認定を受けている人は転出時に「受給資格証明証」を受け取ってください。	●本 高齢者支援課 ●松 住民福祉課
障害福祉に関すること (各種手帳関係、福祉サービスなど)	手帳の交付を受けている人は、転出先の市区町村で、転入の手続きを行ってください。ただし、手当を受給されている人、福祉サービスを利用している人は、ご連絡ください。	●本 福祉課 ●松 住民福祉課
水道	水道使用中止日の前営業日(平日)午後3時までに次の項目をご連絡ください。なお、閉庁日(土・日曜日、祝日、年末年始)は受付および閉栓作業ができません。 ①水栓番号:「上水道使用水量のお知らせ」上段に記載 ②住所:水道使用場所(貸家住宅、集合住宅の場合は、建物名称、棟番号、部屋番号まで) ③氏名:水道使用者(契約者)の氏名 ④中止日:水道使用中止日 ⑤転出先住所・連絡先:引っ越し先の住所および電話番号 ⑥精算方法:現地精算、口座振替、引っ越し先への納付書送付	●谷 上水道事務課
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(トラクターなど)をお持ちの人は、廃車の手続きが必要です。ナンバープレートおよび標識交付証明書をご持参ください。	●本 税務課 ●松 住民福祉課
保育園などの退園	保育の実施解除申請書などを提出してください。	●各施設、●本 子ども課、●松 住民福祉課



届出・証明

転居届・世帯変更届

本 市民課
 松 住民福祉課

転居届

市内で住所が変わったときは、住所を変更した日から14日以内に届出を行ってください。

受付時間

●本 市民課 ●松 住民福祉課

午前8時30分から午後5時15分まで(市役所閉庁日を除く)

手続きに必要なもの

- 本人確認書類(窓口に来る人のもの)
- 全員分のマイナンバーカードおよび暗証番号(お持ちの人)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人)

届出人

- 本人 ● 新旧世帯の世帯主

上記以外の方が窓口に来る場合、委任状が必要になります(本人と同一世帯に属する者は除く)。

法定代理人の場合は、委任状のかわりに資格を有する書面が必要です。

本人確認について

最近、全国的に本人が知らない間に住所を移されたりする虚偽の届出事件が発生しています。

このような虚偽の届出を防止し、個人情報などを保護するとともに、住民基本台帳制度の適正な運用を図るため、本人確認を実施しています。

● 本人確認書類

- 運転免許証 ● パスポート
- マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 在留カード ● 特別永住者証明書 ● 健康保険証
- 身体障害者手帳 ● 年金手帳 など

なお、上記のような本人確認書類をお持ちでない人でも届出はできますが、この場合職員の聞き取りなどで対応します。ご協力をお願いします。

世帯変更届

世帯に変更があったとき(世帯主を変更したいときなど)は、その変更があった日から14日以内に届出を行ってください。

受付時間

● 本市民課 ● 松 住民福祉課

午前8時30分から午後5時15分まで(市役所閉庁日を除く)

手続きに必要なもの

- 本人確認書類(窓口に来る人のもの)

届出人

- 本人 ● 世帯主

上記以外の方が窓口に来る場合、委任状が必要になります(本人と同一世帯に属する者は除く)。

法定代理人の場合は委任状のかわりに資格を有する書面が必要です。

本人確認について

最近、全国的に本人が知らない間に住所を移されたりする虚偽の届出事件が発生しています。

このような虚偽の届出を防止し、個人情報などを保護するとともに、住民基本台帳制度の適正な運用を図るため、本人確認を実施しています。

● 本人確認書類

- 運転免許証 ● パスポート
- マイナンバーカード
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 在留カード ● 特別永住者証明書 ● 健康保険証
- 身体障害者手帳 ● 年金手帳 など

なお、上記のような本人確認書類をお持ちでない人でも届出はできますが、この場合職員の聞き取りなどで対応します。ご協力をお願いします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

本市民課 ● 松 住民福祉課

社会保障・税番号制度(通称「マイナンバー制度」)の導入により、平成27年10月から住民票のある人に数字12桁の個人番号(マイナンバー)が指定され、地方公共団体情報システム機構(総務省の関係団体)から基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)と個人番号が記載された紙製の「通知カード」が送付されました。

平成28年1月から全国一斉にマイナンバーの利用が始まり、国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策などにおいて利用しています。

個人番号(マイナンバー)とは

マイナンバー制度の開始にあたり、住民一人ひとりに割り当てられる12桁の番号です。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策において法令で定められた行政手続に利用します。

また、税の申告書や健康保険の加入届などにマイナンバーの記載が必要になります。

漏えいにより、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは変更されません。

通知カードとは

平成27年10月から、マイナンバーをお知らせするために、皆さんの住所に送られたカードです。

令和2年5月25日の法改正により、通知カードは廃止され、通知カードの再交付申請や住所・氏名などの記載事項変更の手続きができなくなりました。

通知カード廃止後に、出生などで新しくマイナンバーが付番される人には「個人番号通知書」が送付されます。

マイナンバーカードとは

平成28年1月から交付が開始された、マイナンバーの記載されたカードです。

カードの表面には、顔写真のほか生年月日・氏名・性別・住所が記載され、裏面には、マイナンバーが記載されています。

取得は任意です。また、交付時には原則として通知カードの返納が必要です(お持ちの人)。

マイナンバーカードは、本人確認書類として利用することができるほか、e-Tax(イータックス)などの各種サービスに利用できます(カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、マイナンバーのほか、電子証明書などに限られ、所得などの個人情報記録されません)。

法律で認められた場合を除き、マイナンバーが記載された裏面をコピーするなど、マイナンバーを収集・保管することは法律違反になりますので、注意してください(カード表面を、本人確認書類としてコピーすることは認められています)。

	マイナンバーカード	電子証明書
交付手数料	初回無料 (再交付は800円)	初回無料 (再交付(更新)は200円)
有効期限	18歳以上: 10回目の誕生日 18歳未満: 5回目の誕生日	5回目の誕生日

▶ 現在お持ちの住民基本台帳カードの取扱いについて

住民基本台帳カードをお持ちの場合、カードに書かれた有効期限までは、引き続きご利用いただけます。

マイナンバーカードの取得を希望する人は、マイナンバーカードの発行時にお持ちの住民基本台帳カードを回収します。両方のカードを所有することはできません。

▶ 問い合わせ先のご案内

マイナンバー制度に関して、ご不明な点がある場合や紛失・盗難などの場合は、下記へお問い合わせください。

● マイナンバーお問い合わせ先

● 日本語…0120-95-0178 (無料) 総合案内
※一部IP電話などでつながらない人は、次の電話番号へおかけください。

050-3816-9405 (有料)
マイナンバー制度、マイナポータル
050-3818-1250 (有料)
マイナンバーカード・電子証明書・個人番号
通知書・通知カード、または紛失・盗難による
マイナンバーカードの一時利用停止に関する
こと

● 外国語…0120-0178-26 (無料)
マイナンバー制度、マイナポータル
…0120-0178-27 (無料)
マイナンバーカード・電子証明書・個人番号
通知書・通知カード、または紛失・盗難による
マイナンバーカードの一時利用停止に関する
こと

● 聴覚障害者等の人は、電話リレーサービスをご利用
ください。
(一財)日本財団電話リレーサービス
FAX 03-6275-0913
メールアドレス info@nfrs.or.jp

▶ 引越しワンストップサービス

本 市民課 松 住民福祉課

安中市から市外の市区町村(国外を除く)へ引越しするときの手続き(転出届)について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用される人は、転出にあたり、窓口への来庁が原則不要です。

また、転入(市外から安中市へ)・転居(安中市内での引越し)の手続きも、マイナポータルから事前に市役所に来庁する日を予約することができます。

■ サービスを利用できる人

- 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人
- 日本国内で引越しをする人
- マイナポータルでの申請については、代理人はお手続きできません。ただし、マイナンバーカードを所持している同一世帯員の届出は可能です。

■ 利用に必要なもの

- マイナンバーカード(利用者証明書電子証明書および署名用電子証明書を搭載)
- 利用者証明書電子証明書(数字4桁)
- 券面事項入力補助用の暗証番号(数字4桁)

- 署名用電子証明書用の暗証番号(ご自身で設定した6文字から16文字の「アルファベットの英文字(A～Z)」と「数字(0～9)」を1文字以上ずつ使用したもの)
- マイナンバーカードの読み取りが可能な通信端末(スマートフォン、パソコン)
- ※ スマートフォンの場合、マイナポータルアプリのダウンロードが必要。
- ※ パソコンの場合、カードリーダーが必要。

■ オンラインで申請ができる期間

引越し日の30日前から引越し日の10日後まで
(注記) 転入・転居の届出は引越した日から14日以内に窓口へご来庁ください

■ 注意点

- 15歳未満の人は、ご自身で申請することができません。
- ご自分以外の世帯員が引越しする場合は、引越しをする人もマイナンバーカードを持っている必要があります。

▶ コンビニ交付

本 市民課 本 税務課 松 住民福祉課

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から、「住民票の写し」などの各種証明書が取得できます。

■ 利用できる人

本市に住民登録をしている15歳以上の人で、利用者証明書電子証明書(数字4桁の暗証番号が設定されたもの)が搭載されているマイナンバーカードを持っている人

■ 利用に必要なもの

- 利用者証明書電子証明書が格納されたマイナンバーカード
- 4桁の暗証番号

■ 利用できる時間

午前6時30分～午後11時
※ 年末年始(12月29日～1月3日)およびシステムメンテナンス日を除く

■ 交付できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 各種税証明書(所得・課税証明書、所得証明書、非課税証明書)
- 戸籍証明書(全部事項証明書、個人事項証明書)
- 戸籍の附票の写し

■ 手数料

300円(戸籍証明書は450円)

■ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなどでマルチコピー機が設置してある店舗



届出・証明

登録型本人通知制度

本 市民課 松 住民福祉課

平成26年10月1日から登録型本人通知制度が始まりました。

この制度は、事前に登録をすることにより住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を登録した本人に通知するものです。

この制度の利用により、本人が、第三者に住民票の写しなどが交付された事実を早期に知ることができ、不正な取得である疑いがあれば、個人情報開示請求により事実関係を究明するきっかけになります。

また、制度が周知されることで、委任状偽造などによる不正請求の防止につながります。

登録できる人

- 本市に住民登録をしている人(住民登録のあった人を含みます)
- 本市に本籍のある人(本籍のあった人を含みます)

登録方法

- 申請書を直接本人が持参し、申請を行う。
- 本人作成の「委任状」を代理人が持参し、申請を行う。
※法定代理人の場合は、委任状に代わりその資格を証明する書類が必要です。
- 本人が郵送で申請書を送付し、申請を行う。
※郵送での申請は、直接申請を行うことが困難な場合や本市以外に居住している場合に限ります。

申請窓口

- 本 市民課または松 住民福祉課までお越しください。
※郵送で申請する場合は、本 市民課あてに送付してください。

申請に必要なもの

- 本人が記入した申請書
- 本人確認書類…運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真入りのもの
※郵送申請の場合は、本人確認書類のコピーを申請書に同封してください。
※顔写真入りの証明書をもちでない人は、本 市民課または松 住民福祉課までお問い合わせください。
- 代理人による申請の場合は、委任状および代理人の本人確認書類

通知の対象となる証明書

- 住民票(除票を含む)の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍(除籍を含む)謄抄本
- 下記による請求の場合は、通知の対象外です。
 - 本人、同一世帯員による住民票の写し(記載事項証明書)の請求
 - 本人、同じ戸籍に記載されている人および直系の尊属卑属による戸籍証明書の請求
 - 国または地方公共団体などの公的機関による請求
 - 債権者による住民票の写し等の請求
 - 弁護士および司法書士などの特定事務受任者が、裁判、訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求
 - その他市長が特別な申出または請求と認めたもの

通知の内容

- 証明書の交付年月日
- 交付した証明書の種類および通数
- 交付請求者の種別(代理人・第三者)

登録の有効期間

- 登録日から3年間
- ※期間満了日の1月前から更新申請をすることができます。
- ※更新申請がされないまま期間満了になった場合、登録を抹消します。

登録等の申請書

本 市民課および松 住民福祉課で配布します。

印鑑登録 本 市民課 松 住民福祉課

印鑑登録について

登録できる人

満15歳以上で、本市に住民登録している人。

注意事項

- 15歳未満および意思能力を有しない人は登録できません。
- 登録できる印鑑は1人1個です。

登録できない印鑑

- 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、または氏名の一部を組み合わせて表されていないもの。
- 職業、資格など氏名以外の文字や装飾が入っているもの。
- ゴム印など印影が変形しやすいもの。
- 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリ以内、25ミリ以上のもの。
- 印鑑が欠けたりすり減ったりしていて、印影が不鮮明なもの。
- 同一世帯内ですでに登録されている印鑑と同じ印影のもの。
- 印鑑のほりかたが一般的なものと逆にならされているもの。
- その他、印鑑登録するのに不適当なもの。

登録の申請(本人申請の場合: 必要なものおよび注意事項)

必要なもの

- 登録する印鑑
- 身分を証明するもの(官公署発行の顔写真付身分証明書)または印鑑登録保証書
- 印鑑登録申請書(用紙は本 市民課窓口・松 住民福祉課窓口にあります)

注意事項

- 身分を証明するもの(※1)または印鑑登録保証書(※2)をお持ちの人は、申請した日に登録証が交付されます。

- 身分を証明するものや印鑑登録保証書をお持ちでない人は、申請した日には登録になりません。回答書(※3)を発送しますので、回答書が届きましたら必要事項を記入のうえ、回答書、登録する印鑑および登録する人の保険証などをお持ちください。登録証を交付します(代理人の人が回答書をお持ちいただく場合は、回答書、登録する印鑑、登録する人の保険証やマイナンバーカード、パスポートなど本人が確認できるもののほか、代理人の人の署名または印鑑が必要になります)。

※1 身分を証明するもの

官公署が発行した写真の貼ってある身分証明書(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど)

※2 印鑑登録保証書

所定の用紙(本 市民課窓口・松 住民福祉課窓口)に用意してあるもの)に印鑑登録をする本人の住所、氏名、生年月日、および保証人(本市の住民基本台帳に記載されており、かつ印鑑登録をしている人)1人の住所、氏名、印鑑登録番号を記入し、保証人の印鑑登録印を押印したもの。

※市外の方は保証人になれません。

※3 回答書

ご本人の意思に基づく申請であることを確認するものです。回答書が届いたら、登録する本人が回答書の必要事項を直筆し、登録する印鑑を押印してください。また、代理人の人がお持ちいただく場合は、回答書下部にある代理人選任届にも登録する本人が記入してください。なお、回答書は申請から20日を過ぎると無効になりますのでご注意ください。

登録の申請(代理人申請の場合: 必要なものおよび注意事項)

必要なもの

- 登録する印鑑 ● 代理人の印鑑(署名できないとき)
- 印鑑登録申請書(用紙は本 市民課窓口・松 住民福祉課窓口にあります)
- 代理人選任届

注意事項

- 代理人(本人以外はすべて代理人になります)が申請すると、申請した日には登録になりません。回答書を発送しますので、回答書が届きましたら必要事項を記入のうえ、回答書、登録する印鑑、登録する人の保険証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。登録証を交付します。受領には代理人の署名または印鑑が必要です。

印鑑登録証明書が必要なとき

請求書に必要事項(印鑑登録番号、本人の住所、氏名、生年月日)をご記入のうえ、印鑑登録証を添えて申請してください。一通300円です。

必要なもの

- 必ず印鑑登録証をお持ちください。
- 登録した印鑑を持参する必要はありません。印鑑をお持ちでも、印鑑登録証がないと証明書はお出しできません。
- 代理人による申請の場合でも委任状は必要ありませんが、印鑑登録証をお持ちのうえ、申請書に必要事項(印鑑登録者ご本人の住所、氏名、生年月日)を正確にご記入いただく必要があります。
- 郵送での交付請求は受け付けていません。

印鑑登録証や登録印鑑をなくしたとき

印鑑登録証や登録印鑑を紛失したときは、速やかに印鑑登録廃止申請をしてください。

必要なもの

- 印鑑
- (登録印鑑を紛失したときのみ) 印鑑登録証
- 印鑑登録廃止申請書(用紙は本 市民課窓口・松 住民福祉課窓口にあります)

注意事項

- 代理人が届け出る場合は、その他に代理人の署名または印鑑と代理人選任届が必要です。

登録印を改印したいとき

改印したいときは、印鑑登録廃止申請をし、もう一度登録の申請をしてください。申請の方法は、同ページ「登録の申請」および「印鑑登録証や登録印鑑をなくしたとき」をご覧ください。再登録料300円が必要です。

印鑑登録証を汚損したとき

印鑑登録証が汚れたり、破れたりしたときは、印鑑登録証再交付申請をしてください。

必要なもの

- 登録印鑑
- 印鑑登録証
- 印鑑登録証再交付申請書(用紙は本 市民課窓口・松 住民福祉課窓口にあります)

注意事項

- 代理人が届け出る場合は、その他に代理人の署名または印鑑が必要です。



届出・証明

旅券(パスポート) 本市民課

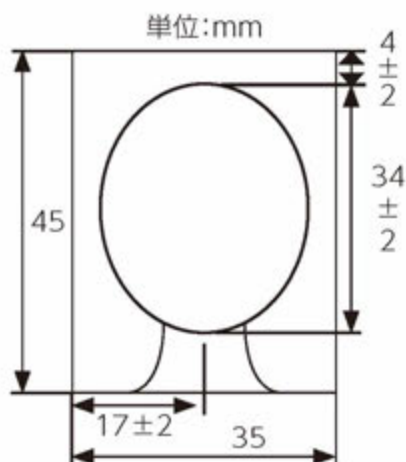
本市に住民票のある人は、下記窓口で申請を受け付けています。

申請受付時間

申請窓口	申請受付時間
本市民課	午前8時30分から午後4時30分まで (市役所閉庁日を除く)

手続きに必要なもの

- 申請書(本市民課、松住民福祉課で配布しています)
平成30年10月1日から「ダウンロード申請書」による申請も受け付けています。
午後4時30分までに申請書が記入済である必要があります。
- 戸籍謄本(6か月以内に発行されたもの)
市内に本籍のある人は、本市民課、松住民福祉課で取得可能です。
市外に本籍のある人は、本籍地から取り寄せてください。同一戸籍内の家族が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で複数人分の申請が可能です。
有効期間に旅券を切り替える場合で、氏名、本籍の都道府県名、性別および生年月日に変更がない場合は省略できます(ただし、親権者や国籍などを確認するために、特に必要がある場合は、省略せずに提出していただくことがあります)。
- 写真(申請日前6か月以内に撮影された、申請人本人のもので、規格を満たすもの)



縦4.5cm×横3.5cmで、頭頂からあごまでが3.2cmから3.6cmを満たしている写真で、ふちなし、正面向き、無帽、無背景で顔がはっきりと写っているもの(カラー、白黒いずれも可・画像処理を施したものは不可)

- 本人確認書類(運転免許証(コピー不可)などの、官公署が発行する顔写真付きの身分証など。顔写真付きの身分証がない場合はお問い合わせください)
- 前回取得したパスポート(有効中のパスポートをお持ちの人は、申請時および交付時にそのパスポートを必ずお持ちください。過去にパスポートを取得した人は、有効期間を過ぎていても、前回のパスポートをお持ちください)

申請人

- 本人 ●代理人(本人から委任を受けた人)

交付時間

交付窓口	交付時間	申請から交付までの日数
本市民課	●月曜～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(水曜日は午後7時まで) ●毎月、第1・3日曜日の午前8時30分から正午まで(日曜窓口の日程は、市ホームページなどで事前にご確認ください) ※祝日および年末年始を除きます。	※土、日、祝日、年末年始を除き、原則6日

※申請内容の不備などの理由により交付予定日にお渡しできない場合がありますので、旅行の予定がある人は、余裕を持って申請してください。

交付時に必要な書類など

パスポートの受取りは、年齢に関係なく、申請者本人が窓口にお越しいただく必要があります。

- 旅券引換書…申請の際にお渡しします。
- 手数料

旅券の種類	収入印紙	群馬県証紙	合計
10年有効旅券	14,000円		16,000円
5年有効旅券(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券(12歳未満)	4,000円		6,000円

※現金ではなく、収入印紙・群馬県証紙でお納めいただきます。

※会計課では午前8時30分から午後5時15分まで(市役所閉庁日を除く)収入印紙、群馬県証紙の販売を行っています。

※水曜延長窓口、日曜窓口で交付を受ける場合は、あらかじめ収入印紙、群馬県証紙をご用意ください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

※令和5年3月27日から、切替申請(有効期限まで1年未満かつ有効期限内に新しいパスポートの申請をする場合)のみ、オンライン申請が可能になりました。詳しくは本市民課にお問い合わせください。

特別永住者 本市民課 松住民福祉課

特別永住者証明書の記載事項である氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更が生じたときは、14日以内に届出をしてください。

特別永住者の住居地以外の届出や特別永住者証明書の更新、再交付申請をする場合は、特別永住者証明書(紛失による再交付を除く)、旅券(所持する場合)、顔写真1枚(縦4cm×横3cm、提出前3か月以内に撮影したもの)、変更が生じたことを証する資料(住居地以外の届出の場合)が必要です。

そのほかの申請・届出

このようなとき	ここへ	必要なもの	備考
農地を耕作するための売買や貸借をするとき(権利の移動など)	農業委員会	農地法第3条許可申請書一式	受付締切日:毎月10日(10日が閉庁日の場合は翌閉庁日)です。
農地を所有者本人が農地以外で使用するとき(転用)		農地法第4条許可申請書一式	
農地を売買または貸借し、農地以外で使用するとき(権利の移動を伴う転用)		農地法第5条許可申請書一式	
森林の土地を新たに取得したとき	農林課	森林法第10条の7の2 森林の土地の所有者届出書一式	所有者となった日から90日以内に提出してください。 国土利用計画法の届出をされた場合を除きます。 また、売買・贈与などの場合、譲渡人は、群馬県水源地域保全条例により、西部環境森林事務所に事前の届出が必要です。
森林の木を伐採するとき		森林法第10条の8 伐採および伐採後の造林の届出書一式	伐採をする90日から30日前までに提出してください。 1haを超える開発行為を目的とする伐採および0.5haを超える太陽光パネルを目的とした伐採については群馬県知事の許可が必要です。
山林およびその周囲1kmの範囲内にある土地に火入れをするとき		森林法第21条 火入許可申請書一式	火入れをする10日前までに提出してください。
農業用ため池の構造や水質などに影響を及ぼす行為をするとき		安中市農業用ため池の保全に関する条例 同意申請書一式	行為の制限および禁止行為を定めています。 詳細はお問い合わせください。
建築物の建築または特定工作物の建設を目的として、2,000㎡以上の開発事業を行うとき	都市計画課	安中市地域開発事業指導要綱 計画協議書一式	詳細はお問い合わせください。
太陽光発電設備を設置するとき(建築物に設置する場合を除く)		安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例 届出書一式	工事開始の60日前までに提出してください。 詳細はお問い合わせください。
500㎡以上3,000㎡未満の範囲で、土砂などの埋立てなどを行うとき		安中市土砂等による埋立等の規制に関する条例 許可申請書等	詳細はお問い合わせください。
景観計画区域内(安中市全域)において、建築物・工作物の新築や増改築、土地の区画形質の変更など、一定規模以上の行為を行うとき		景観法・安中市景観条例・安中市景観計画に基づく届出書一式	届出が必要な場合、行為着手の60日前までに計画内容に関する事前協議を行い、行為着手の30日前までに届出書を提出してください。届出書提出後、30日間は行為に着手できません。 詳細はお問い合わせください。
都市計画施設(道路など)および土地区画整理事業施行予定区域内に建築するとき(都市計画法第53条許可)		都市計画法第53条 許可申請書一式	申請日より許可書発行まで1週間程度かかります。 詳細はお問い合わせください。
大規模な土地取引をしたとき ①都市計画区域内5,000㎡以上 ②都市計画区域外10,000㎡以上		国土利用計画法第23条 届出書一式	届出者…土地の権利取得者(売買の場合であれば買主) 届出期間…契約の締結日から起算して2週間以内 ※個々の面積は小さくても、権利取得者が権利を取得する土地の合計が面積要件以上になる場合には届出が必要です。 詳細はお問い合わせください。
一定の条件を満たす土地を有償で譲渡するとき ①都市計画施設の区域にかかる土地、または都市計画区域内で各法で定める道路・公園・河川等の区域内の土地200㎡以上 ②都市計画区域内で①の指定区域外10,000㎡以上		公有地の拡大の推進に関する法律第4条 届出書一式	届出・申出者…土地所有者(売主) 届出期間…契約を結ぶ3週間前までに提出(申出は随時) ※公拡法の届出などをしてから、下記の期間を経過するまでは、その土地を第三者に譲渡することができません。 1.市長から買取り希望がない旨の通知を受けたとき、または届出などを行った日から3週間。 2.市長から買取り協議を行う地方公共団体などを定めた通知があった日から3週間を経過する日、またはその買取り協議が不成立になったとき。 詳細はお問い合わせください。
一定の条件を満たす土地について、地方公共団体等による買取りを希望するとき ①用途地域内の土地100㎡以上 ②都市計画区域内および都市計画施設の区域内で①の指定区域外200㎡以上		公有地の拡大の推進に関する法律第5条 申出書一式	
ご自宅に生け垣を設置したとき	都市整備課	安中市生け垣奨励に関する補助金交付要綱 申請書一式	生け垣の設置に対して補助金を交付しています。 詳細はお問い合わせください。
工事現場や工場で、騒音や振動の発生する特定の機械を使うとき	環境政策課	騒音法・振動法・県条例に基づく届出一式	届出期限や必要書類は、提出する届出の種類によって変わってきます。詳しくは市ホームページの「騒音・振動に関する届出について」をご参照ください。



届出・証明

戸籍など証明手数料

本 市民課 松 住民福祉課

	区 分	必要なもの	金 額	
戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本)	本人確認書類(運転免許証など) ※代理人の場合は委任状。 ※記名の場合は押印。	1件	450円
	戸籍記載事項証明書		1件	350円
	除籍謄本・抄本		1件	750円
	除籍記載事項証明書		1件	450円
	改製原戸籍謄本、抄本		1件	750円
	受理証明書、戸籍届書記載事項証明書		1件	350円
	受理証明書(上質紙)		1件	1,400円
	身分証明書		1件	300円
住民基本台帳	住民票記載事項証明書	本人確認書類(官公署発行の顔写真付のもの) ※本人または同一世帯員のみの請求。	1件	300円
	戸籍の附票		1件	300円
	住民票の写し・除票		1件	300円
	住民票の写しの広域交付		1件	300円
	マイナンバーカードの再交付	本人確認書類(官公署発行の顔写真付のもの)、交付通知書、旧マイナンバーカード(お持ちの方)	1件	800円
	電子証明書発行	マイナンバーカード	1件	200円
	その他の証明書	本人確認書類(運転免許証など)	1件	300円
住民基本台帳閲覧	● 申出書および誓約書などを事前に提出してください(閲覧の目的が明らかになる具体的な理由および関係書類が必要です。詳しくはお問い合わせください)。 ● 個人または法人による申出の場合は、公益性が高いと認められる場合に限られます。 【閲覧場所】本 市民課 【閲覧日】火曜～金曜日(市役所開庁日を除く) 閲覧日制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。 【閲覧時間】午前9時～正午まで。午後1時～4時まで。 【金額】閲覧した人数×300円			
印鑑など	印鑑登録証明書	印鑑登録証	1件	300円
	印鑑登録(再登録時のみ)	登録したい印鑑、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	1件	300円
	臨時運行許可証の交付	自賠責証明書(原本)、自動車検査証または抹消登録証明書、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)	1件	750円

※今後、金額は変更になる場合があります。

※令和4年12月から、一部の証明書について、コンビニ交付が可能になりました。

夜間、休日などの窓口案内

	平日延長窓口	日曜窓口	休日窓口	夜間窓口
開設窓口	市民課	市民課	本 および 松 でのみ、日直者が行います。	本 でのみ、宿直者が行います。
開設日	水曜日(祝日および年末年始は除く)	毎月第1・3日曜日	土・日曜日、祝日 年末年始(12/29～1/3)	毎日
開設時間	午後5時15分から 午後7時まで	午前8時30分から 正午まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	午後5時15分から 翌日午前8時30分まで
主な取扱業務	● 住民票の写しの発行 ● 戸籍謄本・抄本の発行 ● 印鑑証明の発行 ● その他市民課取扱いの各種証明書発行	● 住民票の写しの発行 ● 戸籍謄本・抄本の発行 ● 印鑑証明の発行 ● その他市民課取扱いの各種証明書発行	● 出生届、婚姻届、死亡届、死産届の受領 ● 埋葬または火葬許可証の交付	● 出生届、婚姻届、死亡届、死産届の受領 ※ 死亡届・死産届は受領しますが、夜間窓口時間中は埋火葬許可証の交付ができません。翌日以降の午前8時30分～午後5時15分に再度来庁してください。

※他の機関への問い合わせが必要な届けなどについては、取り扱えない場合がありますので、ご注意ください。

※平日延長窓口および日曜窓口は、年末年始期間(12/29～1/3)は行いません。



税金・年金・保険

税金

本 税務課

本 国保年金課

松 住民福祉課

市税の種類

種 類	納める人	税率など
個人市県民税	毎年1月1日現在、本市に住所を有していて、前年中に一定の所得があった人に課税されます。	所得額に応じて税額を決める「所得割」と、一定以上の所得がある人に定額でかかる「均等割」があります。 「所得割」の税率は10%（市民税6%・県民税4%）です。 「均等割」は、市民税3,500円・県民税2,200円で合計5,700円です。 ※平成26年度の課税から、「個人の市民税・県民税の税率の特例等」として、次のものが市民税・県民税の「均等割」に上乗せされています。 ①東日本大震災からの復興理念に基づき実施する防災対策のため、市民税500円および県民税500円 ②群馬の森林保全のため、県民税700円 ※また、令和6年度から森林整備などに必要な地方税源を確保するため、森林環境税が創設されます。森林環境税は国税ですが、個人市民税の「均等割」に1,000円上乗せされる予定です。
法人市民税	市内に事務所、事業所、寮などのある法人に課税されます。	資本金や従業員数に応じて課税される「均等割」と法人の所得について算定された法人税額または個別帰属法人税額を課税標準とした「法人税割」があります。 「法人税割」の税率は、8.4%です。
固定資産税	毎年1月1日現在、本市に土地、家屋、償却資産を持っている人に課税されます。	土地、家屋、償却資産の課税標準額の1.4%
都市計画税	都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画区域のうち、市が定めた区域内に所在する土地、家屋の所有者に課税されます。	土地、家屋の課税標準額の0.2%
たばこ税	市内で販売されたたばこが対象です。たばこ販売会社が市に納入しています。	1,000本あたり6,552円です。
入湯税	鉱泉浴場における入湯客に課税されます。	宿泊を伴う入湯客は一人1日150円、日帰りの入湯客は一人50円です。ただし、年齢12歳未満の人、学校行事で入湯する人、日帰りの入湯客で利用料金が1,000円（税抜）以下である人は課税されません。
国民健康保険税	安中市国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課税されます。	医療分、支援分、介護分の合計になります。 それぞれに、所得割、資産割、均等割、平等割があり、加入者の人数や所得に応じて税額が計算されます。 ※年度の途中で異動があった場合は、月割で計算します。 ※介護分は、40歳以上65歳未満の加入者に限ります。 詳しくは、58ページへ。
軽自動車税（種別割）	毎年4月1日現在、本市に定置場所のある原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車、軽自動車の所有者に課税されます。	別表1・2参照（56ページ）
軽自動車税（環境性能割）	県内に主たる定置場所のある自動車を取得した人に課税されます。 ただし、売主が割賦販売などで所有権を留保しているときは、買主が取得者とみなされます。	自動車を取得したときにかかる税金です。 税制改正により、令和元年9月30日に自動車取得税は廃止となり、同年10月1日から自動車税（環境性能割）が創設されました。 なお、従来の自動車取得税において軽自動車の取得時に課税されていたものについては、軽自動車税（環境性能割）として市町村税となりましたが、地方税法などの規定により、当分の間、県が賦課徴収を行います。



▶ 二輪等(別表1)

車種区分		税 率
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊 自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

▶ 軽四輪などの税率(別表2)

車種区分		平成27年3月31 日までの新規登録 で重課税率が適用 されない車両	平成27年4月1日 以降の新規登録 で軽課税率が適 用されない車両	新規登録後13年 経過車(令和4年度 課税では平成21 年3月31日以前に 登録された車両)
		現 行	新税率	重課税率
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円
		乗用	5,500円	6,900円
	四輪以上	営業用	7,200円	10,800円
		自家用	3,000円	3,800円
貨物用	営業用	4,000円	5,000円	6,000円
	自家用			

市税に関する証明書などおよび手数料

本 税務課 松 住民福祉課

市県民税に関する証明

証明書の種類	手数料(1件)
所得課税証明書	1件につき300円
所得証明書	
所得証明書 (児童扶養手当用、児童手当用)	
非課税証明書	
所在証明書	

固定資産(土地・家屋・償却資産)に関する証明など

証明書の種類	手数料(1件)
評価額通知書(登記用)	無料
評価証明書	1件につき300円
公課証明書	以降、1件ごとに30円ずつ加算 ※土地と家屋は別になります。
課税台帳(名寄帳) の写し(土地・家屋)	1件につき300円と 発行枚数1枚あたり10円
課税台帳の写し(償却資産)	
地番図・地籍図の写し	
資産(無資産)証明書	1件につき300円
住宅用家屋証明書	1件につき1,300円

納税に関する証明

証明書の種類	手数料(1件)
納税証明書	1件につき300円 ※1年度で1件になります。
納税証明書 (市税に未納税額のない証明書)	1件につき300円
納税証明書 (滞納処分を受けたことのない証明書)	
軽自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用)	無料

※今後、変更になる場合があります。

※令和4年12月1日からマイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアで「所得・課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」が取得できるようになりました。

納税など

本 収納課 本 国保年金課 本 高齢者支援課 松 住民福祉課

市税などの納期

各市税などの納期は下記のとおりです。納期限内の納付にご協力をお願いします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税(種別割)		全期										
個人の市県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納付書納付および口座振替取扱金融機関など

納付区分		納付可能場所・媒体	各種口座振替取扱金融機関
金融機関	銀行	群馬銀行、東和銀行	●金融機関などの窓口での申込み 左記すべての金融機関など、みずほ銀行 ●市役所または郵送での申込み 左記すべての金融機関など ●パソコンなどでの申込み 中央労働金庫を除く左記の金融機関など
	信用金庫	しののめ信用金庫	
	信用組合	群馬県信用組合	
	農業協同組合	碓氷安中農業協同組合	
	その他	中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局	
コンビニエンスストア ※1		セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン	左記、納付方法で納付可能なもの ●発行後1年以内のバーコードが印刷されている納付書
MMK設置店 ※1		ウエルシア(安中店、安中郷原店、松井田八城店)	
スマホ決済アプリ ※2		Pay Pay、au Pay、ドコモd払い、楽天ペイ 他	左記、納付方法で納付可能なもの ●2次元コードが印刷されている納付書
クレジットカード		VISA、mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub	
Pay-easy (ネットバンキング) ※2		ネットバンキング対応金融機関	

※1: 安中市内で納付可能な場所および一例として掲載しております。詳細につきましては、市ホームページをご確認ください。

※2: 利用可能な決済アプリの一例としての掲載であり、その他利用可能決済アプリに関しては、市ホームページをご確認ください。

口座振替申込方法

下記の方法で口座振替の申込みができます。なお、いずれの申込方法でも振替日は、各市税などの納期限日です。再振替はできませんので、納期限日前に残高をご確認ください。

①金融機関または郵便局での申込み

上記の金融機関または郵便局で市税などの口座振替の申込みができます。金融機関などへ通帳・はんこ(通帳届出印)・納税通知書を持参のうえ、「市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」で手続きしてください。なお、申込月の翌月末日以降の納期分から振替になります。

②市役所または郵送での申込み(市税のみ)

市税の口座振替の申込みは、市役所窓口もしくは納税通知書に同封されている「市税口座振替依頼書(自動振込利用申込書)」で口座振替の申込みができます。市役所窓口に通帳・はんこ(通帳届出印)を持参のうえ、来庁ください。なお、毎月10日までに到着したものは、金融機関の確認後、翌月末日以降の納期分から振替になります。

③パソコン・スマートフォンなどでの申込み

市税などの口座振替を市役所や金融機関などへの持参や郵送の手間なく、インターネット環境を利用して、申込みができます。申込み方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。なお、毎月10日までの申込みで、申込月末日以降の納期分から振替になります。

¥

税金・年金・保険



小坂橋会計事務所

税理士・行政書士
小坂橋 敬之

安中市安中1-20-22
TEL 027-382-1616
FAX 027-382-0579

TKC コンピュータ会計

相続・社会福祉・巡回監査

柳生由幸税理士事務所

税理士・行政書士
柳生 由幸

安中市安中5-12-31
TEL 027-382-7312
FAX 027-382-7372

税務延長窓口案内

本 収納課

	平日延長窓口	日曜窓口
開設課名	本 収納課	本 収納課
開設日	毎月末日(月末が祝休日の場合は翌営業日)	年3回(5、9、12月の日曜日)
開設時間	午後5時15分から午後7時30分まで	午前9時から正午まで
取り扱い業務	●市税などの収納 ●納税相談	●市税などの収納 ●納税相談

国民健康保険

本 国保年金課 松 住民福祉課

国民健康保険は、病気やけがのとき安心して治療が受けられるように、加入者が保険税を出し合って助け合う制度です。

■被保険者

国民健康保険は、次の①～④に該当する人を除き、市内に住所のあるすべての人が加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険、船員保険、各種共済組合の保険加入者とその被扶養者 ②生活保護世帯の人
③国民健康保険組合に加入している人 ④後期高齢者医療制度に加入している人

■保険の届出

国民健康保険(国保)に加入するときや、やめるとき、内容の変更があるときは、14日以内に届出をしましょう。

なお、国民健康保険の各種届出にはマイナンバーの記入も必要になります。下記手続きの際にはマイナンバーがわかるもの(個人番号カードまたは個人番号通知カードなど)をお持ちください。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき ※県内のほかの市町村から転入した場合は、群馬県の国保資格が継続しますが、被保険者証を書き替えます。	身分証明書、マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険を脱退したとき(扶養から外れたとき)	職場の健康保険等を脱退した証明書など、身分証明書、マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき(国保に加入する場合) ※ <u>出産育児一時金</u> については60ページをご覧ください。	身分証明書、マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、身分証明書、マイナンバーがわかるもの
	外国人が加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーがわかるもの ※国外からの転入はパスポート
脱退するとき	ほかの市町村に転出するとき ※県内のほかの市町村に転出した場合は、群馬県の国保資格が継続しますが、被保険者証は返却が必要です。	被保険者証、マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険に加入したとき(被扶養者になったとき)	国保の被保険者証、職場の健康保険などの被保険者証、マイナンバーがわかるもの
	国保の被保険者が死亡したとき ※ <u>葬祭費</u> については60ページをご覧ください。	被保険者証、マイナンバーがわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、生活保護決定通知書、マイナンバーがわかるもの
その他	市内で住所が変わったとき	被保険者証、マイナンバーがわかるもの
	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証、マイナンバーがわかるもの
	修学のためにほかの市町村に転出するとき	被保険者証、在学証明書、身分証明書、マイナンバーがわかるもの
	被保険者証をなくしたとき (汚れて使えなくなったときなど)	身分証明書、マイナンバーがわかるもの

■国民健康保険税

本 税務課

医療分、支援分、介護分を合算して算出し、世帯全体の保険税を世帯主が納めます。次の①～③を合計したものが年間保険税額になります。なお、介護分については、40歳以上65歳未満の人が対象です。

①所得割

医療分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×6.7%
支援分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×2.0%
介護分…(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×1.2%

②資産割

医療分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×24%

支援分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×9%
介護分…共有分を含む固定資産税の総額(都市計画税除く)×5%

③均等割

医療分…被保険者1人につき2万4,000円
支援分…被保険者1人につき6,000円
介護分…被保険者1人につき6,000円

④平等割 医療分…1世帯につき2万3,000円
支援分…1世帯につき5,000円
介護分…1世帯につき4,000円

※税率などは今後変更になる場合があります。

■納付方法

資格を取得した月から保険税の負担が生じ、世帯主あてにお知らせします。保険税は、金融機関やコンビニエンスストア、**本・松**の会計窓口でお支払いできますが、口座振替が便利です。

※世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、加入者すべてが65歳以上75歳未満の場合、一定の条件を満たすと、世帯主の年金から保険税が天引き（特別徴収）されます。詳しくはお問い合わせください。

※解雇・倒産などにより失業された場合、申請により保険税が軽減されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

■医療費

病気やけがで診療を受けるとき、被保険者証を提示すれば医療費の2～3割を支払うことで診療が受けられます（療養の給付）。ただし、年齢により費用の負担割合は変わります。

対象被保険者	負担割合
義務教育就学前	医療費の2割
義務教育就学から69歳まで	医療費の3割
70～74歳の人	医療費の2割
70～74歳の人（現役並み所得者）	医療費の3割

●70～74歳の人の所得区分

現役並み所得者	住民税課税所得が145万円以上の人と同じ世帯にいる人 ※平成27年1月2日以降に70歳になった国保被保険者およびその人が属する世帯の70～74歳の国保被保険者の旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額など）の合計額が210万円以下である人は除く。
一般	現役並み所得者、低所得（Ⅱ、Ⅰ）に該当しない人
低所得	Ⅱ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人で、低所得者Ⅰ以外の人 Ⅰ 同じ世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人（年金収入80万円以下の人等）

●現役並み所得者（3割負担）の人について

70～74歳の国民健康保険加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人、本人を含めた世帯に1人でもいる場合は、自己負担割合が3割になります。ただし、以下の基準のいずれかに該当する場合は、申請により自己負担割合が2割になります。

- ①70～74歳の国民健康保険加入者が1人で、収入額が383万円未満の場合
- ②上記①には該当しないが、「国民健康保険に加入している70～74歳の人」と「後期高齢者医療制度に加入する前に国民健康保険に加入していた人」の前年の収入額の合計が520万円未満の場合
- ③70～74歳の国民健康保険加入者が2人以上で、その収入の合計が520万円未満の場合

※課税所得、収入額は前年中のものをさします。ただし、1～7月は前々年中のものをさします。

※市で収入の詳細が把握できる場合は、申請省略可能。

■入院時の食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり次の標準負担額を自己負担とします。

●入院時の食事代標準負担額（1食あたり）

一般（下記以外の人）	460円
住民税非課税世帯（70歳以上の人は低所得Ⅱ）	90日までの入院 210円 過去12か月で90日を超える入院 160円
住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の人（低所得Ⅰ）	100円

※住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）の人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、**本**国保年金課に申請してください。

※65歳以上の人が療養病床に入院したときの食費・居住費に関しては、**本**国保年金課にお問い合わせください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■保険で受けられない診療

正常な妊娠、分娩、歯列矯正、美容整形、健康診断、予防注射、仕事上のけが（労災保険）などは保険の対象になりません。

■高額療養費

医療機関に支払った1か月の一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた額を後で高額療養費として支給します。なお、該当世帯主には約2か月後に通知します。

●70歳未満の人の場合

一部負担金が1医療機関（入院・外来・歯科は区別）で自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。また、複数の受診や同じ世帯の人の受診について、それぞれ支払った一部負担額が2万1,000円以上のものは合算することができます。なお、「限度額適用認定証」（課税世帯）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（住民税非課税世帯）を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までになりますので、**本**国保年金課に申請してください。

●70～74歳の人の場合

1医療機関での支払いは自己負担限度額までの支払いになります（現役並み所得者（Ⅰ）・（Ⅱ）の人は、「限度額適用認定証」、非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です）。なお、複数の医療機関を受診した場合や現役並み所得者（Ⅰ）・（Ⅱ）と非課税世帯の人で認定証を提示しなかった場合は、高額療養費として後から支給します。

※現役並み所得者（Ⅰ）・（Ⅱ）とは、次頁の表「70～74歳の人の限度額（月額）」に記載された区分に該当する人です。

¥

税金・年金・保険

医療費の自己負担限度額

70歳未満の人または国保世帯の限度額(月額)

区分	限度額 (3回目まで)	限度額 (4回目以降)(※)
基礎控除後の所得が 901万円超(ア)	252,600円+ (医療費- 842,000円)×1%	140,100円
基礎控除後の所得が 600万円超901万円 以下(イ)	167,400円+ (医療費- 558,000円)×1%	93,000円
基礎控除後の所得が 210万円超600万円 以下(ウ)	80,100円+ (医療費- 267,000円)×1%	44,400円
基礎控除後の所得が 210万円以下(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

70～74歳の人の限度額(月額)

所得区分	課税所得	課税所得	
		外来(個人単位)	入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 4回目以降140,100円(※)	
	Ⅱ 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 4回目以降93,000円(※)	
	Ⅰ 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 4回目以降44,400円(※)	
一般		18,000円 (年間144,000円 上限)	57,600円 4回目以降 44,400円(※)
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		8,000円	15,000円

※過去12か月に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、限度額が変わります。

同一県内で転居し、条件を満たした世帯は、高額療養費の該当回数が通算できる場合があります。

※今後、金額は変更になる場合があります。

療養の給付

療養費

被保険者証を持たずに医療機関にかかったときや、医師が認めた治療用装具を作ったときは、申請し国保が認めた場合、医療費の7～8割が払い戻されます。

こんなとき	申請に必要なもの
急病などやむを得ない事情で、被保険者証を使わずに治療を受けたとき	診療報酬明細書、領収書、被保険者証、口座番号がわかるもの、マイナンバーがわかるもの
治療用装具(コルセット、ギプス、義足など)を装着したとき	医師の診断書か意見書、領収書(内訳記載のもの)、被保険者証、口座番号がわかるもの、マイナンバーがわかるもの
医師から指示されたあんま、はり、きゅう、マッサージ代	医師の同意書、施術の内容がわかるもの、領収書(内訳記載のもの)、被保険者証、口座番号がわかるもの、マイナンバーがわかるもの
輸血のための生血代(病院を通じて購入した場合)	医師の診断書と輸血証明書、領収書、被保険者証、口座番号がわかるもの、マイナンバーがわかるもの

こんなとき	申請に必要なもの
海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき	診療内容の明細書と領収明細書(翻訳を添えて)、被保険者証、口座番号がわかるもの、パスポート、現地医療機関に問い合わせる本人同意書、マイナンバーがわかるもの
医師の指示により、重病人を移送用の自動車などで入院や転院をさせたとき(緊急でやむを得ない場合)	医師の意見書、領収書(移送区間、距離、方法がわかるもの)、被保険者証、口座番号がわかるもの、マイナンバーがわかるもの

出産育児一時金

被保険者が出産した場合、48万8,000円が支給されます。出産した分娩機関が産科医療補償制度に加入している場合(領収書にスタンプが押印されます)は、1万2,000円が加算され50万円になります。

※原則として医療機関の窓口で申請し、本市から直接医療機関に支払う仕組み(直接支払制度)になっています。ただし、出産費用が、出産育児一時金額を下回る場合は、必要書類を添えて申請することにより差額を支給します。詳しくは「本」国保年金課にお問い合わせください。

※社会保険に1年以上加入した人(被扶養者は除く)が、脱退後6か月以内に産んだ場合は、国民健康保険もしくは社会保険から出産育児一時金が支給されます。※妊娠12週以上であれば、死産・流産でも支給されますが、医師の証明書(死産届)が必要です。

葬祭費

被保険者が死亡した場合、5万円が支給されます。亡くなった人の被保険者証(亡くなった人が世帯主の場合は家族の分も)、喪主の口座番号がわかるものをお持ちください。

国民健康保険と交通事故

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、その治療にかかった医療費は加害者の負担になります。しかし、話がこじれたり加害者にお金の持ち合わせがない場合は、「第三者の行為による傷病届」を提出して国保が一時立て替え、保険で治療が受けられます。

※この制度で治療を受ける場合には、示談をする前に必ず、交通事故証明書・はんこ・被保険者証を持参して、「本」国保年金課で手続きをしてください。



後期高齢者医療制度

本 国保年金課 松 住民福祉課

■後期高齢者医療制度の被保険者となる人

- 75歳以上の人
- これから75歳になる人は、誕生日から
- 65～74歳で一定の障害があり、申請により群馬県後期高齢者医療広域連合(広域連合)の認定を受けた人

■保険料

制度に加入する被保険者一人ひとりが保険料を納めます。

保険料額は、次の方法により個人ごとに決まります。保険料を決める基準(均等割額、所得割率)については、広域連合で2年ごとに見直し・改定され、県内で均一になります。

●保険料の求め方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計になり、個人単位で計算されます。

令和4・5年度の2年間は、均等割額45,700円、所得割率8.89%で計算します。

また、一人あたりの年間保険料額の上限額は66万円です。

※今後、金額は変更になる場合があります。

≪年間保険料(100円未満切り捨て)≫

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} \\ \hline 45,700\text{円} & (\text{総所得金額等}-43\text{万円}) \times 8.89\% \\ \hline \end{array} +$$

■保険料の軽減措置

- 低所得者の負担に配慮し、世帯の所得に応じて均等割額が7割・5割・2割軽減されます
- 制度加入前に被用者保険の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません(制度加入時から2年間)

■特別徴収(年金天引き)の対象者

年金を年額18万円以上受給している人かつ、介護保険料が特別徴収されている人。

※4月から8月までに受給する年金から保険料を仮徴収します。7月に1年間の保険料が決まるため、10月から翌年2月までの年金から残りの保険料を天引きしますが、仮徴収で多く天引きされた場合には還付されます。※支払い方法を「口座振替」に変更することもできます。

■普通徴収(納付書または口座振替)の対象者

- 年金の受給額が年額18万円未満の人
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超える人
- 加入後、半年～1年未満の人

■医療を受けるとき

広域連合が交付する被保険者証を保険医療機関へ提示し、医療費の一部(1割、2割、3割のいずれか)を自己負担します。

■高額療養費の支給

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

●自己負担限度額

所得区分	外 来	外来+入院(世帯)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円 ※1】	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円 ※1】	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円 ※1】	
一般Ⅱ	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用※3 (年間上限 144,000円※2)	57,600円 【多数回 44,400円※1】
一般Ⅰ	18,000円 (年間上限 144,000円※2)	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	8,000円	24,600円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		15,000円

※1 過去12か月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当になり、限度額が下がります。

※2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の外来(個人)の自己負担額の年間上限になります。

※3 医療費が3万円未満の場合は、3万円として計算します。

なお、下線部は2割負担の新設に伴い、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの配慮措置です。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■入院時の食事代

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担とします。

●入院時食事代の標準負担額(表①)

所得区分	標準負担額 (1食あたり)
現役並み所得者、一般	460円 一部260円の場合あり
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	過去12か月の入院日数が90日以内 210円
	過去12か月の入院日数が91日以上 160円※1
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	100円

※1 低所得者Ⅱの適用を受けてからの入院日数が90日を超えた後、改めて市町村後期高齢者医療担当窓口へ「長期入院該当」の申請が必要です。

※低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、本 国保年金課、松 住民福祉課に申請してください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

¥

税金・年金・保険

療養病床に入院する場合

食費・居住費の標準負担額

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者、一般	460円 一部の保険医療機関では420円	370円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	210円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

入院医療の必要性が高い人の1食あたりの食費は上記の入院時食事代の標準負担額(表①)と同じ標準負担

額になります。

※今後、金額は変更になる場合があります。

転入・転出したとき

転入した人は、後期高齢者医療被保険者証交付の手続きが必要です。被保険者証は、後日郵送します。

転出する時は、転出届の際に被保険者証を本 国保年金課、松 住民福祉課に返却してください。

お亡くなりになられたとき

葬儀を行った人(葬祭執行者)に葬祭費(5万円)が支給されます。本 国保年金課、松 住民福祉課で申請してください。

福祉医療制度

本 国保年金課 松 住民福祉課

福祉医療制度とは、子ども、障害者(児)、母子・父子家庭などの資格要件に該当し受給資格証を持っている人が、加入する健康保険で医療機関などを受診したときに、保険診療による自己負担分を福祉医療費として助成する制度です。

下記の資格要件に該当する人は、申請により受給資格者証が交付されます。

来庁する人の身分証明書(免許証など)を持って申請してください。

令和5年4月1日 現在

対象者	資格要件	申請に必要なもの	備考
子ども	18歳の年度末までの子ども	子どもの保険証 外国人は在留カードまたは特別永住者証明書	
(高齢)重度心身障害者	身体障害者手帳(1、2、3級)の交付を受けている人 療育手帳(A、B1)の交付を受けている人 障害年金(1、2級)※厚生年金は新法の受給を受けている人 特別児童扶養手当(1、2級)の受給を受けている人	保険証および左記、障害等の程度を証する書類 外国人は在留カードまたは特別永住者証明書	令和5年8月1日から所得制限あり ※お問い合わせください
母子・父子家庭の親と子ども	18歳の年度末までの子どもを扶養している配偶者のいない母・父とその子ども、または父母のない18歳の年度末までの子ども	※お問い合わせください	

受給資格者の人へ ～届出が必要なとき～

	こんなとき	届出に必要なもの
資格変更	保険証が変わったとき(記号・番号が変わったとき)	新しい保険証
	市内で引越したとき(市内転居)	
	氏名が変わったとき	
資格喪失	市外に引越すとき(転出)	
	亡くなったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
	結婚(事実婚)が決まったとき(母子・父子資格の人)	
その他	受給者証を紛失・損壊したとき(再交付)	
	身体障害者手帳、療育手帳、障害年金などの資格に変更があったとき	●身体障害者手帳など障害の程度を証する書類
	交通事故で受診するとき(第三者行為届)	※お問合せください。

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

本 国保年金課 本 健康づくり課 松 住民福祉課

本市では、安中市国民健康保険に加入している人に「特定健康診査」、群馬県後期高齢者医療制度に加入している人に「後期高齢者健康診査」を実施します。

特定健康診査の対象になる人

次の①②を満たす人が対象です。

- ①年度末(3月31日)時点での年齢が40歳以上
- ②受診日に本市の国民健康保険に加入している

後期高齢者健康診査の対象になる人

市内在住の群馬県後期高齢者医療制度に加入している人

個人負担金

無料

■受診方法

次の①か②のどちらかで受診してください。どちらか1回のみ受診可能です。

- ①集団健診…安中市保健センターや各地区の公民館などで行います。
- ②個別健診…健康診査実施医療機関で受診できます。

■受診時に必要なもの

- ①受診票・受診券
- ②保険証(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)
- ③採尿した尿容器(集団健診のみ)
- ④質問票(必要事項を記入してください)

■検査項目

質問票、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、血圧測定、診察、検尿(尿糖・尿蛋白)血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・空腹時血糖・随時血糖またはHbA1c・AST・ALT・γ-GT)

※腹囲は、特定健康診査のみ全員実施。一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に血清クレアチニン・貧血検査・心電図検査・眼底検査を実施する場合があります。

■健診の結果について

集団健診は本市から、個別健診は医療機関から健診結果をお知らせします。

また、健診結果は医療機関受診状況や介護サービス利用状況を踏まえ、右記事業に活用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

▶特定保健指導(特定健康診査受診者)

生活習慣病発症リスクが高いと判定され、医療機関で投薬治療を受けていない人を対象に保健指導を行います。特定健診受診当日に、初回面接を実施します。健診当日に初回面接ができなかった人は後日利用券を郵送します。

▶重症化予防事業(特定健康診査受診者)

糖尿病性腎臓病重症化予防事業と健診異常値放置者受診勧奨を行い、生活習慣病の予防や重症化への移行の防止を図ります。

▶高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施(後期高齢者健康診査受診者)

地域の健康課題を踏まえたうえで、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施し個別訪問や通いの場の支援をしています。

■そのほか

- 健康診査受診票・受診券および受診案内などは、対象者(4月1日時点で本市の国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人)に5月下旬頃に送付します。
- 年度途中で本市の国民健康保険または後期高齢者医療から脱退などした人は、健診は受診できません。脱退後に健診を受診した場合は、健診費用は全額自己負担になりますので、ご注意ください。
- 本市の国保・後期高齢者人間ドック助成を受ける(予定の)人は、人間ドックに健康診査の検査項目が含まれるため、特定健康診査・後期高齢者健康診査は受診できません。

※4月2日以降に国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度に加入の届出をした人で、健康診査の受診を希望する場合は本 国保年金課にお問い合わせください。

¥

税金・年金・保険

国民年金

本 国保年金課 松 住民福祉課

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は、次の3種類に区分されています。

- ①第1号被保険者 自営業・農業・学生・アルバイト・無職の人など
- ②第2号被保険者 会社員・公務員など
- ③第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

■国民年金の届出

国民年金の資格を取得したときや次の変更があったときは、原則14日以内に届出をしてください。

下記の手続きの際には、個人番号(マイナンバー)がわかるもの、本人確認書類をお持ちください。

	こんなとき	必要なもの
強制加入	厚生年金保険・共済組合をやめたとき	社会保険離脱証明書など
	配偶者の扶養からはずれたとき	扶養からはずれた日がわかるもの(社会保険離脱証明書など)
	第1号被保険者が海外から帰国したとき(任意加入していた人も届出が必要です)	パスポート

	こんなとき	必要なもの
任意加入	第1号被保険者が国外へ居住し任意加入するとき	※国内協力者の住所・氏名などの記入が必要
	60歳以上で任意加入するとき	通帳とその届出印
	任意加入をやめるとき	保険料が引き落とされている通帳とその届出印

■群馬県国民年金基金

国民年金に加えてゆとりをつくるため、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入できる公的な年金制度です。対象者や内容など、詳しくは、群馬県国民年金基金 ☎0120-65-4192(フリーダイヤル)へ。

■保険料

老齢基礎年金を受給するには、60歳までに国民年金などに最低10年以上加入し保険料を納付(保険料免除期間も含む)していることが必要です。

60歳で受給資格期間を満たしていない場合でも、60~65歳の間に任意加入し、保険料を支払うことによって受給資格期間を満たすことができます。

※昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳になっても受給資格期間を満たすことができない場合は、さらに70歳まで加入期間を延長することができます。

※保険料は毎年度改定されます。

■保険料の免除制度など

①申請免除制度

所得が少なく、また失業などにより保険料の支払いが困難な人には、保険料の免除制度があります。申請者本人(被保険者)、申請者の配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が一定額以下の場合に適用され、日本年金機構から承認を受けると保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※失業を理由として免除を希望する場合は、雇用保険受給資格者証などの書類が必要です。

②納付猶予制度

①のほかに、50歳未満の人に限り、申請者本人(被保険者)および申請者の配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、日本年金機構から承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、日本年金機構から承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例を受ける対象になる大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、高等学校(盲学校・聾(ろう)学

校などを含む)、各種専門学校、定時制通信制課程に通学していることが必要です。

④法定免除制度

障害年金を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人、厚生労働大臣が指定する施設に入所している人については、本人(被保険者)の収入に関係なく、届出により保険料の納付が免除されます。

■保険料の追納

過去10年以内に免除などの承認を受けた期間について、後から保険料を納めることができます(追納制度)。追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金の支給額を増やすことができます。ただし、3年度以上前の免除等期間の保険料を追納する場合、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの追納をお勧めします。

■保険料の納付方法

第1号被保険者および任意加入者の保険料は、2年を過ぎると納められなくなりますので、納め忘れのないようにしてください。保険料はまとめて前払い(前納)すると割引となり、お得です。

■年金給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されます。また、第1号被保険者・任意加入者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

種 類	給付の条件	年金額(令和4年4月1日現在)
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた人(保険料免除期間含む)に原則として65歳から支給	満額777,800円 ※納付済月数等により年金額は異なります
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やケガにより、一定程度以上の障害の状態にあると認定された場合に支給(保険料の納付要件を満たしているかなどの条件あり)	●1級…972,250円+子の加算 ●2級…777,800円+子の加算 ※1・2人目は各223,800円、3人目以降は1人につき74,600円。
遺族基礎年金	国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡したとき、その人に扶養されていた18歳(障害者は20歳)未満の子がいる配偶者または子に支給(死亡した人が一定の保険料納付要件を満たしていることが必要)	●子のある配偶者に支給 777,800円+子の加算(1・2人目は223,800円、3人目以降は1人につき74,600円) ●子に支給 1人のとき777,800円、 2人のとき1人500,800円 3人のとき1人358,733円
付加年金	第1号被保険者として付加保険料400円を納めた人に、老齢基礎年金とあわせて支給	200円×付加保険料納付月数
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金を受けられる資格のある人が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に、60歳から65歳になるまで支給	夫が受けられたであろう第1号被保険者納付済期間分の老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金等を受け取らずに死亡したとき、遺族基礎年金を受けられない遺族に支給	保険料納付期間が 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※今後、金額は変更になる場合があります。

▶年金に関する相談・問い合わせ

■ねんきんダイヤル

ナビダイヤル ☎0570-05-1165
IP電話・PHS ☎03-6700-1165

■日本年金機構 高崎年金事務所

高崎市栄町10-1 ☎027-322-4299



介護・福祉

障害のある人のために

本 福祉課 松 住民福祉課

■身体障害者手帳

身体に障害のある人がいろいろな援護を受けるために必要な手帳で、次のような障害がある人に交付されます。

障害の種類	等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2～4級・6級
平衡機能障害	3級・5級
音声・言語・そしゃく機能障害	3級・4級
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1～6級
内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害)	1級・3級・4級
肝臓機能障害	1～4級
免疫機能障害	1～4級

※上肢・下肢障害の等級は7級までありますが、7級の障害の場合、単独では身体障害者手帳は交付されません。
※体幹障害は1～3・5級。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳で、その人の状態により1～3級が交付されます。

■療育手帳

知的障害のある人がいろいろな援護を受けるために必要な手帳で、心身障害者福祉センター・児童相談所の判定により、次のような障害の程度に合わせた手帳が交付されます。

最重度	A1
重 度	A2・A3
中 度	B1
軽 度	B2

※各種手当・年金の支給要件など、詳しくはお問い合わせください。

■特別障害者手当

身体障害、知的障害または精神障害などで著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給されます。
※本人や扶養義務者の所得により支給されない場合があります。また、施設に入所している場合や3か月以上継続して入院している場合は支給されません。

■障害児福祉手当

身体障害、知的障害または精神障害で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の子どもに支給されます。
※本人や扶養義務者の所得により支給されない場合があります。また、施設に入所している場合は支給されません。

■心身障害者扶養共済制度

心身に障害のある人を扶養する人が加入者となり(加入時に65歳未満であること)、毎月一定の掛け金を支払えば、万一、加入者が死亡または重度障害者になったとき、障害者に終身一定の年金を支給します。

加入資格	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている障害者を扶養する人
掛け金	加入者の年齢や所得により異なります。
加入口数	支払い年金月額
一口	20,000円
二口	40,000円

※今後、金額は変更になる場合があります。

■在宅重度障害児介護手当

身体障害者手帳(1級)を有する児童、および療育手帳(A1・A2)を有する児童の保護者に対して手当が支給されます。月額1,000円。

※施設に入所している場合は支給されません。



障害者の医療

■自立支援医療(精神通院)

指定医療機関の外来における精神疾患の医療が自己負担額1割で受けられます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と診断書などの提出により受給者証を交付します。

■自立支援医療(更生医療)

身体障害者が、指定医療機関において医療(心臓手術、じん移植手術など)を受けることにより、日常生活または職業生活に適応するよう障害を除去または軽減できる場合に自己負担額が1割に軽減されます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と医師意見書などの提出により受給者証が交付されます。

■自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童または、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術などの治療を行う場合に、自己負担額が1割に軽減されます(所得や疾病の状態により月額の上限が設定される場合があります)。所定の申請書と医師意見書などの提出により受給者証が交付されます。

障害者・難病患者などの日常生活の援助

■補装具の交付・修理

就業や日常生活の向上のために、歩行補助杖、白杖、補聴器、義足、義手、車いすなどの補装具の交付・修理を行っています。所得に応じた自己負担があります。
※介護保険が優先される場合があります。

■日常生活用具の給付

身体に重度の障害のある人および難病患者などに、居宅でより快適に生活ができるように、日常生活用具を給付しています。所得に応じた自己負担があります。

障害の種類	給付用具
下肢・体幹機能障害・難病患者など	入浴担架、入浴補助用具、特殊寝台、移動・移乗支援用具、体位変換器など
上肢障害・難病患者など	特殊便器など
視覚障害	ポータブルレコーダー・点字タイプライター・体重計・時計・拡大読書器など
聴覚障害	ファクス・屋内信号装置・情報受信装置など
内部障害	ストマ用装具など
その他	火災警報器・自動消火器など

■小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付します。

①対象者

小児慢性特定医療費医療受給者証を持っている児童(各給付種目により、対象者の指定があります。)

②利用者負担

所得に応じた自己負担があります。

広告

障害者総合支援法取扱店
補聴器・電気製品・介護用品
～認定補聴器技能者のいるお店～

株式会社 明湖電化
認定補聴器技能者 登録番号20-3579
営業時間 9:00～19:00 定休日:日曜日・祝日
安中市安中 3-22-23
TEL027-381-1383 FAX027-381-0945

◆高齢者介護施設◆
小規模多機能の家

吉ヶ谷
安中市・吉ヶ谷地区

利用予約受付中
利用体験できます

3つの安心をご提供します!

- 1. 通い** 入浴は福祉風呂を備えており、体の不自由な方も通船にらくらく入れます!
- 2. 訪問** 温かい手作りの食事をご希望で3食(朝・昼・夕)お届けいたします!
- 3. 宿泊** 家族が、旅行や急用で家を空けるとき宿泊可能です!

◆ケアマネージャー 田村 智
携帯 090-6541-9037
◎お電話お待ちしております。

◇本所:安中市下秋間4484番地1
電話 027-395-0522

◇支所:安中市磯部1丁目19番13号
電話 027-387-0501

■難聴児補聴器購入支援事業

軽・中度難聴のある児童の補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

◎対象者

身体障害者手帳の交付対象にならない軽・中度の難聴で、市に住所のある18歳未満の児童(聴力レベルや保護者の所得に制限があります)。

■医療的ケア支援

医療的なケアを必要とする人で、看護師を配置していない保育所・学校・施設などに看護師を派遣し、たんの吸引・経管栄養などの比較的短時間に処置が完了する医療行為を行います。所得に応じた自己負担があります。

■移動支援事業

居家で生活している人で、屋外での移動に著しい制限のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。所得に応じた自己負担があります。

※通院、通学および通勤などの利用は対象外です。同行援護または行動援護の給付が優先される場合があります。

◎対象者

身体障害者手帳1・2級を所持する人、身体障害者手帳を所持する視覚障害のある人、療育手帳を所持する人、精神障害者保健福祉手帳を所持する人

■日中一時支援事業

日中において、介護者が家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り、障害のある人に活動の場を提供し、社会に適応するための日常生活の訓練などを行います。所得に応じた自己負担があります。

◎対象者

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人

■登録介護者事業・サービスステーション事業

介護する保護者が都合により介護ができなくなった場合に、本市に登録している介護者や契約しているサービスステーションに一時的に介護を依頼します。

◎対象者

在宅の知的障害児(者)、重度身体障害児(者)(65歳以上を除く)、中軽度身体障害児

◎費用

登録介護者利用:30分150円、サービスステーション利用:30分350円

※今後、金額は変更になる場合があります。

■思いやり駐車場利用証制度

群馬県と協定を結んだ施設などにある思いやり駐車場を、優先的に利用できる利用証を発行します。

◎対象者

手帳をお持ちの人(※)、介護保険認定者(要介護以上)、特定疾患医療受給者、妊産婦(妊娠7か月～産後6か月の人)

※手帳については障害の種類、部位、級により異なりますのでお問い合わせください。

■自動車運転免許取得費用補助

肢体不自由による身体障害者手帳を所持し該当年度の所得税年額12万円以下の人で、群馬県公安委員会の指定した自動車教習所で免許を取得するための費用の一部を補助します。

◎補助額

所得に応じて補助率が変わります(補助基準限度額21万円)。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■身体障害者自動車改造費の補助

該当年度の所得税年額12万円以下の人を対象に、肢体不自由および聴覚障害による身体障害者手帳所持者が所有する車を、本人が運転しやすいように制御装置などを設置する改造費用の一部を補助します。

◎補助限度額 10万円 ※必ず改造前にご相談ください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■住宅改造費の補助

1・2級の下肢・体幹機能障害、1級の視覚障害または1・2級の上肢障害(ただし、両上肢ともに4級以上)の身体障害者手帳所持者がいる世帯で、該当年度の市民税所得割額が16万円未満の世帯を対象に、障害者が暮らしやすい住宅に改造するための費用の一部を補助します。

◎補助限度額 50万円 ※必ず改造前にご相談ください。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■人工透析などの通院交通費の助成

じん臓や小腸の機能に障害があり身体障害者手帳を所持する人で、人工透析療法や中心静脈栄養法、経腸栄養法による医療を受けている人に、その医療を受けるための通院に要した交通費(自宅から医療機関の間)の一部を助成します。※所得要件があります。

■難病患者見舞金

指定難病に該当する人で、診断書もしくは特定医療費(指定難病)受給者証や小児慢性特定医療費医療受給者証を持つ人に、見舞金(月額2,000円)を支給します。※今後、金額は変更になる場合があります。

■人工肛門および人工膀胱造設者見舞金

人工肛門および人工膀胱の造設者に対し見舞金(月額2,000円)を支給します。

※今後、金額は変更になる場合があります。

■手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚障害者が、手話通訳者または要約筆記者の派遣を必要とするときに、本市から手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

■訪問入浴サービス

寝たきりなどにより家庭での入浴が困難な重度身体障害者(児)を対象に、移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。



■在宅重度障害児・者紙オムツ購入費補助

市が定める物の中から紙オムツを選び(上限あり)、2か月に1度支給、または年間3万6,000円を上限に償還払いを行います。

▶対象者

3歳以上65歳未満の心身に重度の障害がある在宅で常時紙オムツが必要な人(入院や施設入所などで在宅でなくなった場合は、休止または廃止になります。)

※今後、金額は変更になる場合があります。

■在宅訪問理美容サービス

理容・美容組合の協力店が自宅を訪問してヘアカットを実施します。

▶対象者

理美容店に行くことが困難な障害者(詳しくは窓口にお問い合わせください)

▶補助内容

年間3枚を上限とし利用券を交付します。(申請月により利用券の枚数が異なります。)

■ことばと発達相談室

就学前のお子さんを対象に、ことばの発達や心配ごとについての相談や、ことばの様子に応じたきめ細やかな指導などの支援を行います。

▶各種相談

相談名	相談内容	相談日時	場所・問い合わせ先など	備考
ことばと発達相談室	就学前の子ども言葉の発達や心配ごとについての相談・指導	火・木・金曜日 (市役所閉庁日を除く) 午前8時30分～午後4時30分	谷 027-345-3015 本 福祉課	要予約
相談名	相談内容	相談日時	場所・問い合わせ先など	備考
生活支援相談	生活困窮に関する相談	毎日 (市役所閉庁日を除く) 午前9時～午後4時30分	本 福祉課	要予約
相談名	相談内容	相談日時	場所・問い合わせ先など	備考
心配ごと相談	日常生活上の悩みごと相談	第2木曜日(国民の祝日を除く) 午前9時～午前11時30分	場所:地域福祉支援センター 問い合わせ:安中市社会福祉協議会 027-382-8397	要予約

■ヘルプマークの交付

援助または配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのマークを交付します。

▶対象者

身体障害・知的障害・精神障害・難病疾患のある人、妊娠初期の人、その他

■障害者就職支度金支給事業

就労移行支援等の障害福祉サービスを利用して一般就労をした障害者に対して就職支度金を支給します。

▶金額

3万円

※今後、金額は変更になる場合があります。



社会福祉

本 福祉課 松 住民福祉課

福祉全般の相談・支援

本 福祉課 松 住民福祉課

■民生委員・児童委員

生活上の悩みや福祉サービスを利用したいときなどに、相談に応じ、支援を行います。

■戦没者・戦傷病者などの援護

国により支給されている各種給付金や弔慰金などの受け付け案内をします。

■生活困窮者自立支援

本 福祉課

生活に困窮する人の困りごとや抱えている不安について支援員が相談を受け、就労支援など問題解決に向けた支援を行います。

■ひきこもり相談

本 福祉課

ひきこもりの状態にある人やそのご家族に向けて相談に応じます。

■生活保護

本 福祉課

生活困窮者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活の保障と自立助長を図ります。

地域福祉

社会福祉協議会 ☎027-382-8397

■社会福祉協議会本所および支所

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉相談窓口を設置して、健康や福祉などに関する情報を提供しています。また、地域に根差した福祉活動を展開しています。

■ボランティアセンター

ボランティアセンター

ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人の相談に応じます。また、ボランティア保険の加入代行を行います。

●開設日 毎日(祝日と12月29日～1月3日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

名 称	郵便番号	所 在	電話番号
本所	379-0116	安中3-19-27	027-382-8397
松井田支所	379-0292	松井田町新堀245	027-393-3948

高齢者福祉

本 高齢者支援課 松 住民福祉課

■高齢者福祉サービス

高齢者の皆さんが健康でいきいき生活し、地域で安心して過ごすことができるようにさまざまなサービスを提供しています。

事業名	対象者およびサービス内容等抜粋	申請窓口
高齢者住宅改造費補助	65歳以上の在宅高齢者で介護保険の認定を受けている人が、在宅生活の維持のために住宅を改造・補修(増築・新築の場合は対象外)する場合に助成します。 ※対象工事費の6分の5の額、20万円を限度として補助します。 ※工事をする前に申請・審査が必要になります。 ※要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ※介護保険制度で受けられる居宅介護住宅改修費の申請が優先になります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課

広 告



ジョリエやなせで、安全・安心の生活を
利用者の意向を尊重して、多様な福祉サービスを総合的に提供いたします

社会福祉法人のぞみ
ケアハウス ジョリエやなせ
〒379-0134 安中市葉瀬500 TEL027-385-0888
ケアハウス ジョリエやなせ



介護医療院 本多病院
医療と介護が必要な高齢者の長期療養が可能で、リハビリテーションでの自立支援や看取りまでの看護・介護を行います。

～医療がついた看取りのできる介護施設～

介護医療院 本多病院 介護老人保健施設 うららかグループホーム きらら
サービス付き高齢者向け住宅 うららか
居宅介護支援事業所 フレンス 在宅介護支援センターフレンス
訪問介護事業所 うららか 認可保育園 ひまわり保育園

SILVER WING 医療法人 信要会 **本多病院**
http://www.honda-hospital.jp/
安中市葉瀬205-1 ☎027-382-1255



社会福祉法人 **あなほか福祉会**

明嶺荘 安中市240 TEL027-385-0003
のどの荘 安中市野殿1599-1 TEL027-382-7060

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 通所介護(デイサービス)
- 居宅介護支援(ケアプラン)





事業名	対象者およびサービス内容等抜粋	申請窓口
おむつサービス	65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりまたは認知症でトイレに行くことが困難で常時失禁状態にある人が対象です。入院や短期入所などで在宅を離れる場合は、休止または廃止になります。 ※対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
はり・きゅう・マッサージ助成	70歳以上の高齢者が本市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受けたときに、施術料の一部を助成します。年間4枚を限度とし割引券を交付します(申請した月によって枚数が異なります)。 ※対象者の所得税額により交付制限があります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
見守り支援(緊急通報装置の貸与)	65歳以上の在宅高齢者(単身世帯または高齢者のみの世帯)で、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安のある人が対象です。固定電話の回線を使用して装置を設置します(通信料は自己負担になります)。 ※親族等の協力者を緊急連絡先として登録が必要になります。 ※申請時には担当民生委員の意見が必要になります。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ※安中市社会福祉協議会本所 軽自動車1台 普通車1台 安中市社会福祉協議会松井田支所 軽自動車1台 ※ガソリンを満タンにして車両を返却してください。	社会福祉協議会 本所: ☎027-382-8397 支所: ☎027-393-3948
日常生活用具貸出	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります(介護保険の給付が可能な人は除きます)。 ※貸出(車椅子)は無料です。	社会福祉協議会 本所: ☎027-382-8397 支所: ☎027-393-3948
配食支援	65歳以上の在宅高齢者(単身世帯・高齢者のみの世帯・同居者はいるが、日中高齢者のみの世帯)で、食事の調理が困難な人に昼食の配達を行うことにより、良好な健康状態の維持および向上を図ります。また、食事の配達時に安否の確認を行います。 ※利用できるのは、昼食・週5回以内です(利用者負担あり)。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課
タクシー料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者などを対象にタクシー料金の一部を助成します。 ※お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでお問い合わせください。	【安中地域】 本 高齢者支援課 【松井田地域】 松 住民福祉課
在宅訪問理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援の認定の人は除く)を受けている外出困難な人、家族が高齢などで支援を得られない人が対象です。年間3枚を限度とし利用券を交付します(申請した月によって枚数が異なります)。 ※理容・美容組合の協力店が自宅を訪問してヘアカットを実施します。	本 高齢者支援課 松 住民福祉課



高齢者福祉施設

事業名	対象者およびサービス内容等抜粋	申請窓口
老人福祉センター (愛称:いきいき長 寿センター)	①住所 安中市板鼻2086-1 ②開館時間 午前9時から午後4時30分まで ③風呂利用時間 木・日曜日 午前10時から午後3時まで 火・水・金・土曜日 午前10時から午後4時まで ④カラオケ利用時間 午前10時から午後3時45分まで ⑤主な施設 大広間、学習室、娯楽室、浴場他 ⑥休館日 毎週月曜日・祝日の翌日(その日が土・日または月曜日に当たるときは、その後にくる火曜日が休館)・年末年始(12月28日から翌年1月4日まで) ⑦利用料 市内居住者65歳以上 1日 無料 60歳以上65歳未満 1日100円 65歳未満の身体障害者 1日 50円 60歳未満 1日210円 市外居住者 一律 1日310円 カラオケ利用料 1曲100円 ※入館時に住所と年齢を確認します。 ※今後、金額は変更になる場合があります。	老人福祉センター ☎027-382-2929

介護保険

本 高齢者支援課 松 住民福祉課

介護保険は、市が運営主体(保険者)となり、40歳以上の人(被保険者)になり保険料を負担し、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。

被保険者

第1号被保険者(65歳以上の人)

第2号被保険者(40~64歳の医療保険に加入している人)

被保険者証

第1号被保険者は全員に、第2号被保険者はサービスを受ける人や窓口で申請した人に交付します。サービスを受けるためには、本市に申請して認定を受ける必要があります。



介護・福祉

広 告

すべてのご利用者に
笑顔で親切な介護を

**介護老人保健施設
めぐみ**

- 長期入所
- ショートステイ
- 通所リハビリ

安中3丁目25-13 TEL 382-5951

**居宅介護支援事業所
こかげ**

居宅介護支援の提供方法とサービス内容

- 要介護サービス計画作成
- 要介護サービス事業者との連絡調整
- 介護保険給付への紹介
- 利用者に對する付加価値の提供

安中3丁目25-13
TEL 382-7281 FAX 382-2852

デイサービスさくら

- 通所介護(要介護者)
- 通所型サービス(独自)

安中市東瀬477-10
TEL 380-2227 FAX 385-1200

**介護付有料老人ホーム
ななかまど**

健康と安らぎの快適な空間をご提供いたします。
松井田町土庫759-1
TEL 388-1555 FAX 393-1155

**訪問介護サービス
ひだまり**

- 身体介護(利用者の身体に直接触れて行うサービス)
- 家事支援(身体介護以外の訪問介護、日常生活の援助)
- 複合型(身体介護・家事支援の両方のサービスを行う)
- 訪問型サービス(他業)

安中3丁目25-13 TEL 382-7285

**ケアハウス
ジョリエやなせ**

安全で、安心した生活を営むことができるように配慮いたします

安中市東瀬500
TEL 385-0888 FAX 385-4448



医療法人 済恵会 須藤病院

安中市安中3532-5
TEL 382-3131
FAX 382-6568

保険料

令和3年度から令和5年度の第1号被保険者保険料

所得段階	対象になる人	調整率	保険料(年額)
第1段階	- 生活保護受給者 - 世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 - 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	23,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	38,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.7	53,800円
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	69,100円
第5段階(基準額)	本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	76,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	88,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	99,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	115,200円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	130,500円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	138,200円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.9	145,900円

※世帯とは、4月1日現在の住民基本台帳(住民票)の世帯です。ただし、4月2日以降に転入や年齢到達で第1号被保険者になった場合は、転入日・到達日現在の世帯になります。

※課税年金収入額とは、市民税の課税対象になる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税になる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得とは、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用いるため、公的年金以外の所得金額のことを指します。所得金額の中に「給与所得」が含まれる場合は、「給与所得」から最大で10万円を控除します。第6段階以上の合計所得とは、「公的年金等に係る雑所得」も含む所得金額のことを指します。「給与所得」または「公的年金等に係る雑所得」の合計から最大で10万円を控除します。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※保険料の基準額は3年ごとに見直しがおこなわれます。



広告

あなたの生活を支える 一本の杖でありたい

住宅型有料老人ホーム
居宅介護支援
訪問介護

暁

〒379-0133 安中市原市3518
☎027-388-0071

やまと 介護 安中
検索

私たち金沢屋は、地元密着の
襖・障子・網戸・畳の張替えの専門店です。

金沢屋
KANAZAWAYA

襖の張替え 障子の張替え
網戸の張替え 畳の張替え

安中店・安中作業所 安中店・高崎作業所
安中市千秋間945-7 高崎市藤塚町155-2
安中店・吉井町作業所 安中店・富岡作業所
高崎市吉井町吉井128-1 富岡市一ノ宮336-8

☎0120-549-643

■保険料の納付

①第1号被保険者

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金受給者で年金額が年額18万円以上の方は年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の方は、納入通知書や口座振替により納めます(普通徴収)。

②第2号被保険者

加入する健康保険料に介護保険料を上乗せして納めます。

■介護サービスを利用するには

本市の窓口にて申請をして「介護や支援が必要である」と認定を受けてください。

①1号被保険者(65歳以上の人)

介護が必要になった原因は問いません。

②2号被保険者(40～64歳の人)

介護保険の対象になる病気(※特定疾病)が原因で「要介護認定」を受けた場合に限られます。

※特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

■申請から認定までの流れ

①要介護(要支援)認定の申請	本人または家族などが本市の窓口にて申請します
②訪問調査・主治医の意見書	●本市職員または本市から委託を受けた介護認定調査員が訪問し、心身の状況などを調査します ●主治医に意見書を作成してもらいます
③介護認定審査会の審査	訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、どのくらいの介護が必要か保健、医療、福祉の専門職が審査・判定します
④認定結果の通知	介護の必要度を8段階(要介護状態区分)で判定した結果を本人に通知します

■要介護区分

非該当	●基本チェックリストによる判定でサービス利用が必要と判定された場合、介護予防・生活支援のサービス(総合事業)を利用できます ●非該当の人を対象としたサービスを利用できます
要支援1・2	介護予防サービスまたは総合事業のサービスが利用できます
要介護1・2・3・4・5	介護サービス(在宅・施設)が利用できます
⑤介護サービス計画(ケアプラン)の作成	利用する人が選んだケアマネジャーと相談して利用者に合ったケアプランを作成します ●介護予防・生活支援のサービス事業対象者…地域包括支援センターでケアプランを作成します ●要支援1・2の人…地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します ●要介護1～5の人…居宅介護支援事業者と契約し、ケアプランを作成します
⑥介護サービスなどの利用	費用の1～3割が利用者負担になります



介護・福祉

特別養護老人ホーム
うすいの里

安中市松井田町高梨1491-1

Tel:027-393-5858 Fax:027-393-5854

グループホーム けやき

グループホーム なないろ

グループホーム ゆうゆう

安中市宿1-9-17 ☎027-380-5016

安中市宿2153-1 ☎027-381-7716

安中市宿1-9-6 ☎027-381-1414
home-yuyu@brown.plala.or.jp

株式会社ティエムコーポレーション 安中市宿1-9-17 ☎027-380-5016

介護サービスなどの内容

区 分	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス (※3)	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のサービス
事業 対象者 (※1)	受けられません		受けられません	
要支援 1・2	●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防訪問看護 ●介護予防通所リハビリテーション ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防福祉用具貸与 ●介護予防福祉用具購入費の支給 ●介護予防住宅改修費の支給	受けられません	●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(※4) ●介護予防小規模多機能型居宅介護	●訪問型サービス ・予防訪問介護相当サービス ・基準緩和型訪問サービス ●通所型サービス ・予防通所介護相当サービス
要介護 1～5	●訪問介護(ホームヘルプサービス) ●訪問入浴介護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●訪問看護 ●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア) ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●短期入所療養介護 ●特定施設入居者生活介護 ●福祉用具貸与 ●福祉用具購入費の支給 ●住宅改修費の支給	●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(※2) ●介護老人保健施設 ●介護医療院	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ●小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型介護老人福祉施設 ●地域密着型通所介護	受けられません

※1 事業対象者は、基本チェックリストの判定により介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが必要になった人です。

※2 介護老人福祉施設は、原則として要介護3以上の人が利用できます。

※3 地域密着型サービスは、原則として本市の被保険者のみ利用できます。

※4 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の人のみ利用できます。

在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※上記の限度額に含まれないサービス

(下記のサービスは1割～3割負担で使える限度額が個別に設けられています)

- 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)……………年間10万円<自己負担1万円～3万円>
- 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)……………20万円(同一住宅)<自己負担2万円～6万円>
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)……………医師の場合は1か月1万280円(月2回まで)<自己負担1,028円または2,056円>など

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

※今後、金額は変更になる場合があります。



■高額介護(介護予防)サービス

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、一定の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。対象になる人には申請のご案内をしています。

■高額医療合算介護(介護予防)サービス

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が一定の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。対象になる人には申請のご案内をしています。

■特定入所者(介護予防)サービス費

低所得の要介護者などが施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費について補足給付として支給されます。

なお、このサービス費は施設などに直接支払われ、低所得者の負担は所得に応じた限度額までとなります。

地域包括支援センター(ささえ愛センターあんなか)

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でいつまでも安心して、その人らしい生きがいのある生活を送ることができるよう、日常生活における悩みや心配事などを相談できる窓口です。介護や健康、福祉、医療などに関する様々な相談対応、支援を行っています。

■主な業務内容

■介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2、事業対象者の人が自立した生活を継続できるように、サービスの利用、介護予防ケアプランの作成などを支援します。

②一般介護予防事業

高齢者の皆さんが元気でいきいきとした生活を送り、要介護状態にならないようにするため、介護予防教室などを実施します。

■包括的支援事業・任意事業

①総合相談

在宅介護、施設入所、介護保険・福祉サービスの利用、認知症への対応など、高齢者支援に関する各種相談対応、支援を行います。

②権利擁護

高齢者の虐待防止・早期発見・早期対応など高齢者の権利を守るため、成年後見制度などの紹介や利用手続きの支援を行います。

③包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護サービス事業者や医療行政機関、地域の関係者などのネットワークづくりを行うとともに地域のケアマネージャーに対する支援などを行います。

④生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援を担う事業主体等と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

⑤認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に対する支援を行います。

⑥地域ケア会議推進事業

高齢者が地域におけるその人らしい生活を継続できるように、生活上の課題検討や支援ネットワークの構築、地域課題の把握、解決策の検討などを行います。

⑦在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携をすすめます。

⑧配食支援事業

調理や買い物が困難な高齢者に対し、栄養改善を目的とした食事を配達するとともに、配達時に状態確認などの見守りを実施します。

⑨認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とし、徘徊高齢者等事前登録制度や徘徊SOSネットワークの構築を行っています。また、徘徊高齢者等事前登録制度を利用している場合、希望者にGPS機器の貸与や2次元コードが印字された見守りシールを配布することで安全確保に努めています。

	担当地区	所在地	電話番号
安中市地域包括支援センター(高齢者支援課)	旧安中地域	安中1-23-13	☎027-382-1111
	旧松井田地域	松井田町新堀245	



介護・福祉



健康・医療

成人の健康

■ 健康づくり課

■ 国保年金課

■ 松 住民福祉課

令和5年4月現在の情報を掲載しています。
詳細や最新の情報は、市ホームページ、広報紙をご覧ください。

各種健康診査・検診

健診名	方 式	対象者	検診内容
特定健康診査	集団または個別	40～74歳で国民健康保険(安中市)に加入している人	身体測定・血圧測定・尿検査・内科診察・血液検査・腎機能検査 医師の指示により貧血検査・心電図検査・眼底検査を追加
後期高齢者健康診査		群馬県後期高齢者医療制度に加入している人	※本市の健診を受けた人は、人間ドックの助成は受けられません。 63ページもご確認ください。
フレッシュ健診	集団	19～39歳の人で、受診の申し込みをした人	身体測定・血圧測定・尿検査・医師の診察・血液検査(血糖、脂質、肝機能、貧血)
胸部(肺がん・結核)検診	集団	40歳以上の人	胸部X線検査・必要に応じ喀痰検査
	個別	40歳以上の人	胸部X線検査
胃がん検診	集団	40歳以上の人	胃部X線検査(バリウム)
	個別	50歳以上の人で受診の申し込みをした人	胃内視鏡検査
大腸がん検診	集団または個別	40歳以上の人	便潜血反応検査
前立腺がん検診	集団または個別	50歳以上の男性	PSA(前立腺特異抗体)の血液検査
乳がん検診	集団または個別	40歳以上の女性で前年度乳がん検診を受診していない人	マンモグラフィ(乳房X線検査)・視触診
子宮頸がん検診	集団または個別	20歳以上の女性	内診・子宮頸部の細胞診検査
肝炎ウイルス検診	集団または個別	40歳以上の人で、本市の肝炎ウイルス検診の受診歴がない人	B型・C型肝炎ウイルス検査(血液検査)
骨粗しょう症検診	個別	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	X線検査
胃がんリスク検診	集団または個別	40・45・50・55・60・65・70歳の人で、本市の胃がんリスク検診の受診歴がない人	血液検査(ペプシノゲン検査・ヘリコバクターピロリ抗体検査)
歯周病検診	個別	40・50・60・70歳の人	歯科医師による口腔内検査

広 告

みやぐち医院

TEL 027-384-1126

安中市原市3875 原市小学校から北へ1km

内科

(消化器 循環器 糖尿病 呼吸器 アレルギー疾患)

[超音波検査] 心臓、甲状腺、頸動脈、肝臓、胆嚢、膵臓、腎臓、前立腺のチェック

[内視鏡検査] 食道、胃、十二指腸のチェック

● 安中市特定健康診査 個別検診いたします

土曜日も
診療

日本内科学会認定 総合内科専門医
院長 宮口信吾



予防接種

予防接種名	対象者	注意事項
高齢者インフルエンザ	①接種日に65歳以上の人 ②接種日に60～64歳の人で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはHIVにより免疫の機能に障がいがある人	接種期間は10月1日～1月31日です。期間中1回費用の一部を助成します。 市外の医療機関で接種する場合は、 本 健康づくり課または 松 住民福祉課で本市用の予診票を受け取り、接種してください。
高齢者肺炎球菌(定期)	①65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 ②接種日に60～64歳の人で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはHIVにより免疫の機能に障がいがある人	対象者には個別に通知を発送します。 過去に一度でも高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがある人は対象外です。
高齢者肺炎球菌(任意)	接種日に65歳以上で、定期接種の対象外の人	1人1回のみ費用の一部を助成します。 過去に本市の助成を受けたことがなく、前回の接種から5年以上経過しており、医師が接種の必要があると認めた人への再接種も、助成の対象になります。
風しん5期(定期)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	対象者には、無料で受診できるクーポン券を交付します。 風しん抗体検査の結果、抗体価が低い人は予防接種を受けてください。 抗体検査の結果なしに予防接種だけ受けることはできません。 抗体検査、予防接種とも無料で受診できます。 令和7年2月28日まで実施する予定です。
風しん／麻しん風しん混合(成人)(任意)	妊娠を予定または希望している女性とその配偶者、同居の家族など(群馬県が実施する風しん抗体検査事業の対象者に準じます)	風しん抗体検査の結果、抗体価が低い人に1回のみ費用の一部を助成します。医療機関による検査結果を持参し、 本 健康づくり課または 松 住民福祉課で本市用の予診票を受け取り、接種してください。 風しん5期(定期)の対象者は除きます。
新型コロナワクチン	生後6か月以上の人	国の方針により、実施期間や接種回数などが変更になるため、詳細は 本 健康づくり課にお問い合わせください。

※乳幼児の予防接種は、79ページをご確認ください。

相談・教室など

名称	場所	実施時間	内容
健康相談	安中市保健センター	月～金 (市役所閉庁 日を除く) 午前8時30分～午後 4時30分	心身の健康に関する個別相談、食生活相談、血圧測定を行います。(要予約) 電話による相談も受け付けております。
各種健康教室	日程・会場・内容など詳細は、広報紙でお知らせします。		



広 告

一人一人の心に寄り添います。

24時間
365日
対応

リハビリ
対応可

終末期
対応可

非がん、がん疾患問わず

高度医療機器
人工呼吸器

状態問わず受け入れ可

利用者、家族の思いを大切に
その人に合った選択ができるよう
医療・看護ケアの決定を支援
入院・在宅療養を一緒に悩みます



訪問看護ステーション一

〒379-0133
安中市原市宇一里山401番2の1

☎027-384-4268



■診療科目

内科(循環器内科、血液内科、腎臓内科、リウマチ科、人工透析内科、神経内科)

外科(消化器外科、乳腺外科、肛門外科、胃腸外科、大腸外科)

小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、脳神経外科、歯科、歯科口腔外科、リハビリテーション科

■外来受付時間・診療時間

受付時間 午前8時30分～午前11時30分

午後1時30分～午後4時30分

診療時間 午前9時～午後5時15分

休診日 土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※診療科目により曜日・時間が異なったり、休診などがありますので、ホームページをご確認いただくか、お電話にてお問い合わせください。

■健康診断・人間ドック

公立碓氷病院では、各種健康診断をはじめ、日帰り人間ドックや脳ドックも行っています。検査内容などについては「健診センター」にお問い合わせください。

■予防接種

各種予防接種を行っています。接種を希望する人は、事前にご連絡ください。

■関連施設

▶診療所

当院では、2つの出張診療所へ医師、看護師、薬剤師、事務員が出張し、週1回の診療を行っています。

※診療所を初めて受診される人は、公立碓氷病院にお問い合わせください。

- 細野出張診療所(松井田町土塩533-1、細野ふるさとセンター内)

曜日 毎週火曜日

時間帯 午後2時～午後4時

診療科 内科、小児科

- 入山出張診療所(松井田町入山321-1、入牧生きがいセンター内)

曜日 毎週木曜日

時間帯 午後2時～午後4時

診療科 内科、小児科

▶通所リハビリテーション

- 通所リハビリテーションそよかせ
介護保険を申請され要支援・要介護と認定された人が利用できる通所型(自宅からの通い型)のリハビリ施設です。

▶安中市介護サービス事業

- 安中市訪問看護ステーション(24時間対応体制)
住み慣れたご自宅で快適な療養生活が送れるよう、医師の指示のもと、利用者様のご家庭へ看護師が伺い、一人ひとりの状態に合わせた「看護」を提供します。
- 安中市居宅介護支援事業所

▶ホームページ

<https://usui-hospital.jp>





子育て

妊娠・出産

本 健康づくり課 松 住民福祉課

母子保健事業

妊娠したとき

名 称	内 容
母子健康手帳の交付 妊婦健康診査受診票の交付 新生児聴覚検査受診票の交付 産婦健康診査受診票の交付	妊娠届出書、顔写真付きの身分証明書、マイナンバーがわかるものを持参してください。母子健康手帳の交付とあわせて、妊婦健康診査の費用の一部助成が受けられる「妊婦健康診査受診票」(14回分)と、新生児聴覚検査の費用の一部助成が受けられる「新生児聴覚検査受診票」、産婦健康診査(出産後2週間と1か月頃)の費用の一部助成が受けられる「産婦健康診査受診票」をお渡しします。【日時】月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(市役所閉庁日を除く)
パパママ教室	親になる人を対象に、妊娠・出産・育児に対する正しい知識を身に付け、元気な赤ちゃんを産み育てるために、講話や実技講習を行います。 1コース2日間で、年間4コース実施します。予約が必要ですのでお問い合わせください。
妊婦家庭訪問	予定日の約1か月前までに初妊婦を対象に助産師が家庭に訪問しアドバイスを行います。

出産したとき

名 称	内 容
産婦・新生児家庭訪問	おおむね生後2か月児までを対象に、保健師または助産師が家庭に訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、産後の経過などについてアドバイスを行います。
産後ケア事業	育児などに不安があり、サポートが必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が心身のケアや育児指導などを行います。
未熟児養育医療	体重2,000g以下で生まれた場合や、身体の発育が未熟なまま生まれた場合で、入院治療を受ける必要があると医師が認めた1歳未満児を対象に、指定医療機関に入院した際の医療費を保護者に代わり負担します。
育児相談	子どもの発育や育児不安などの相談を受け付けます。 【日時】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
乳幼児の健康診査など	乳幼児を対象に、4か月児健康診査、8か月児健康診査、1歳児すくすく相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査を行います。 日程・会場および対象者は広報紙または市ホームページをご覧ください。(集団健診)
乳幼児の予防接種	市内医療機関での個別接種を実施しています。 内容、時期、対象年齢などは、市ホームページまたは広報紙をご覧ください。 なお、予防票は出生時または転入時にまとめてお渡ししています。紛失した場合などは、母子健康手帳を必ず持参のうえ、本 健康づくり課または松 住民福祉課までお越しください。 ※予防接種を受けるときには、母子健康手帳と予防票を忘れずにご持参ください。 ※おたふくかぜ(任意)の接種を希望される人は、母子手帳を持参し、本 健康づくり課または、松 住民福祉課で予防票を受け取ってください。

不妊治療費助成金

本 健康づくり課

不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療にかかった医療費の一部を助成しています。

① 助成を受けるための要件

- 法律上の婚姻関係にある
- 申請日の1年以上前から本市に住所がある人(夫もしくは妻のいずれか一方でも可)
- 医療保険加入者
- 市税の滞納がない人

② 助成対象となる不妊治療

- 体外受精、顕微授精(特定不妊治療)
- そのほか医師が認めた不妊治療(一般不妊治療)

③ 申請方法

申請には、申請書と定められた添付書類が必要になります。また、助成額は治療内容により異なります。詳しくは、本 健康づくり課にお問い合わせください。

不育症治療費助成金

本 健康づくり課

不育症に対する治療費の一部を補助します。詳細は本 健康づくり課にお問い合わせください。



各種手当

児童手当

●児童手当制度の目的

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

●児童手当について

1. 対象者

中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

2. 支給手続き

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村(公務員の人は勤務先)に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

3. 支給時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

4. 所得制限

児童手当には、所得制限があり、受給者の前年の所得が限度額以上の場合、受給額が変わります。

●受付窓口 本子ども課 松 住民福祉課

児童扶養手当

●児童扶養手当の目的

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

●児童扶養手当について

1. 対象者

▶児童扶養手当を受けることができる人

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父または、父もしくは母に代わって児童を養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父・母ともに不明である児童

▶児童扶養手当が支給されない場合

- 児童または請求者が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設に入所しているとき、または里親に預けられたとき
- 父または母が婚姻の届出はしてなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるときなど

2. 所得制限

本人および同居している親や祖父母、兄弟姉妹など民法第877条第1項に定める者(扶養義務者)の所得に応じ、制限があります。

3. 手当支給

認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます(原則として奇数月に2か月分の支払)。

●受付窓口 本子ども課、松 住民福祉課



■特別児童扶養手当

1. 対象者

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(所得の高い方が受給者)、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されるものです。

▶児童の障害の等級

児童の障害の等級	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1級 (重度障害児)	1・2級程度	A判定程度	所定の診断書により認定
2級 (中度障害児)	おおむね3級程度	おおむねB1程度(診断書)	

▶特別児童扶養手当が支給されない場合

- 父母・養育者および児童が日本国内に住所を有しない場合
- 児童が障害を事由とする年金を受けることができる場合
- 児童福祉施設など(通所施設除く)に入所している場合 など

2. 所得制限

本人または配偶者および同居している親や祖父母、兄弟姉妹など民法第877条第1項に定める者(扶養義務者)の所得により支給されない場合があります。

3. 手当支給

認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます。

原則として、4月、8月、11月の年3回支給されます。

▶受付窓口 本 子ども課、松 住民福祉課

■自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就業に結び付く技術を身に付けるための教育訓練の受講費の一部を補助する制度で、事前に申請が必要です。なお、所得制限などの支給制限があります。

▶受付窓口 本 子ども課、松 住民福祉課

■高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が就業に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士など)を取得する場合、修学期間について生活費の一部を補助する制度です。なお、事前に申請が必要です。また、所得制限などの支給制限があります。

▶受付窓口 本 子ども課、松 住民福祉課

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す者に講座受講費用の一部を補助します。

▶受付窓口 本 子ども課、松 住民福祉課

▶相談・事業

■家庭児童相談(面談・電話)

家庭と児童に関することや、身近な子育ての相談から児童虐待など深刻な相談まで、総合的に対応します。窓口または電話でご相談ください(秘密は厳守します)。

▶開設日 月～金曜日(市役所閉庁日を除く)

午前9時～午後4時

▶受付窓口 本 子ども課

■児童虐待の相談

● 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(いちばやく)

▶平日

● 西部児童相談所

午前8時30分～午後5時15分 ☎027-322-2498

▶夜間・休日・緊急

● 安中警察署

☎027-381-0110

● こどもホットライン24

☎0120-783-884

(携帯電話の人 ☎027-263-1100)



地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、親子ふれあい保育、子育て情報の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に実施しています。

- 利用対象者 乳幼児とその保護者
- 利用料 無料

実施施設名	名称	実施日	時間	電話番号
遠丸保育園	さんりんしゃ	月～金 土	8:30～17:30 8:00～17:00	027-382-1080
岩野谷保育園	いわい	月～金	9:30～16:00	027-381-3320
あきまこども園	のうさぎ	月～金	10:00～15:00	027-395-0186
西横野保育園	のいちご	月～金	9:00～16:00	0120-030-153
細野保育園	ひよこ	月～金	10:00～15:00	027-393-2457
安中二葉幼稚園	0・1ひろばすまいる ひよこクラブ	火・木・金 月・水・金	9:00～14:00	027-381-0394
いそべこども園	ワクワク応援隊	月～金	9:00～14:00	027-385-8021
あさひ第二保育園	花の木	月～金 土	9:00～16:00 9:00～14:00	027-384-1502
あんなかスマイルパーク	ニコニコ	月・水～土	9:30～14:30	027-380-2525

あんなかスマイルパーク

多世代交流型子育て支援拠点「あんなかスマイルパーク」は、令和3年4月29日にオープンしました。建物内には多目的室、研修室、キッチンなどがあり、屋外には1周400mのウォーキングコース、芝生広場、ケルナー遊具などが設置され、子どもから高齢者までが気軽に集える、多世代交流による子育て支援施設です。

- 開館時間 午前9時～午後5時(有料施設の占用利用は午後9時まで)
- 休館日 火曜日・祝日の振替・年末年始
- 所在地 安中市原市1990-1 ☎027-380-2525



安中市ファミリー・サポート・センター

安中市ファミリー・サポート・センター ☎080-7718-1467

「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい人(提供会員)」が会員として登録し、援助の依頼があった時に育児の相互援助を行う会員組織です(入会費・会費は無料)。センターのアドバイザーなどが中心となり、会員の援助活動の依頼に応じて援助を行ってくれる会員を紹介します。

- 利用料金(1時間あたり)
 - 月～金曜日……午前7時～700円 午後7時～800円
 - 土・日曜日、祝日…午前7時～800円 午後7時～900円
- 対象児童 育児を必要とするおおむね生後3か月の乳幼児から小学6年生までの児童
- 開設場所 Annakaひだまりマルシェ内 松井田町松井田564
- 開設時間 月・火・木・金曜日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後3時
- 休業日 水・日曜日、祝日、年末年始

広告

児童発達支援センター きっずサポートてんま

児童発達支援 保育所等訪問支援

2歳～年長

社会性 生活スキル 認知 運動 コミュニケーション 言葉

きっずサポートてんまは、発達に凸凹のあるお子様の通う通所施設です。成長に応じて気になってくることや集団生活に入っていく際の困り等に対応します。園に通いながら早期療育を受けることで、特性に合った成長を支援し、二次障害予防に繋がっていきます。

個別指導室/1対1療育/小集団セッション/トレーニング
外活動 粗大運動 指先の課題

きっずサポートてんま
ペアレント・トレーニング 2022 参加者募集 案内
様々なバリエーションをご用意
保護者会講演会

安中市安中3-24-26 (安中郵便局の裏通り)
TEL 027-329-6460
https://www.grow-tenma.com
NPO法人GROW
ご見学受付中 お気軽にお問い合わせください

■子ども食堂

○子ども食堂とは

- 子どもなどが行ける、無料または定額の食堂です。
- 食事の提供だけでなく、子どもにとって、地域の大人や子どもたちと一緒に過ごせ、さまざまな経験が得られる、家庭や学校以外の「安心安全な居場所」です。
- 個人、ボランティア団体、飲食店、NPO法人、社会福祉法人などの各団体が、月に1～数回、工夫を凝らした多様な活動により実施しています。

○寄付・支援の募集

- 子ども食堂に「食材やお金の寄付、ボランティアをしたい」というお問合せに際し、「安中市子ども食堂連絡協議会」などと調整を行います。 子ども課までお問合せください。

○安中市内の子ども食堂

- 市内9か所で開催しています。開催日程などは、「安中市子ども食堂連絡協議会ホームページ」または各団体のホームページなどでご確認ください。

子ども食堂名称	開催場所	電話番号
ジジババ子ども食堂	松井田町人見225-1	090-3819-4770(宇佐見)
子どもワクワク食堂	松井田町新堀330	090-8041-7622(今村)
みんなの食堂 in まついだ森の家	松井田町上増田670	090-4094-5191(永井)
日新堂みんなのお弁当屋さん	松井田町松井田400-5	090-7407-2267(本多)
みんなのナカマチ	原市3-3-20	080-2257-2380(池島)
しらたまタタ子子ども食堂	松井田町人見225-1	080-3415-5450(茂木)
わんぱく子ども食堂	松井田町二軒在家1448-3	090-7194-0821(大塚)
笑顔で子育て支援の会	(会場はあんなかスマイルパーク)	090-2563-5231(武井)
子ども食堂 和が家あんなか	安中1-16-38 デイサービスセンター「彩とり」内	027-380-1212

■放課後児童クラブ(学童クラブ)

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供します。

○申込方法／保育料

申込みは、各放課後児童クラブで受付しています。保育料は、減免制度があります。

詳細については、各クラブへお問い合わせください。

対象校区	学童クラブ名	住 所	電話番号	開設時間	
				平 日	土曜日・長期休暇
安中小	安中市あんなか第一学童クラブ	安中3-10-43 (安中小学校内)	027-382-4343	13:30～20:00	7:30～20:00
安中小	安中市あんなか第二学童クラブ	安中3-10-43-2 (安中小学校正門東側)	027-382-8341	13:30～20:00	7:30～20:00
安中小	安中市あんなか第三学童クラブ	安中3-10-43-2 (安中小学校正門東側)	027-382-8341	13:30～20:00	7:30～20:00
安中小	あんなか第四学童クラブ	安中2-15-37 (旧法務局)	027-381-0026	13:30～20:00	7:30～20:00
安中小	あんなかTP児童クラブ	安中3784-1 (適塾予備校内)	027-382-1000	13:30～20:00	7:30～20:00
原市小	安中市原市第一学童クラブ	原市2032-1 (第二中学校西)	027-384-0417	13:00～19:00	7:30～20:00
原市小	安中市原市第二学童クラブ	原市2032-1 (第二中学校西)	027-385-8214	13:00～20:00	8:00～20:00
原市小	安中市ごうばら学童クラブ	郷原2374-1 (旧郷原分校内)	027-388-8048	13:00～19:30	7:30～19:30
碓部小	安中市碓部学童クラブ	碓部4-10-12 (碓部小学校南)	027-385-5394	13:00～19:30	7:30～19:30
東横野小	安中市東横野学童クラブ	鷺宮3150-1 (東横野小学校西)	027-388-0996	12:00～19:00	7:00～19:00
碓東小	安中市たいとう学童クラブ	岩井592-1 (碓東小学校東)	027-381-4728	14:00～19:00	8:00～18:00 (土曜) 7:30～19:00 (長期)

対象校区	学童クラブ名	住 所	電話番号	開設時間	
				平 日	土曜日・長期休暇
秋間小	安中市秋間学童クラブ	東上秋間1840-1 (秋間小学校南)	027-382-0787	13:00～19:00	7:30～19:00
後閑小	あさひ学童クラブ	下後閑509-5 (あさひ第二保育園北)	027-381-5504	12:00～19:00	7:00～19:00
後閑小	あさひ第二学童クラブ	下後閑1358 (あさひ第二保育園北)	027-381-5504	12:00～19:00	7:00～19:00
松井田小	安中市松井田児童クラブ	松井田町松井田953 (松井田小学校内)	027-393-2671	13:00～18:00	7:30～18:00
松井田小	安中市九十九学童クラブ	松井田町国街86-2 (九十九JAふれあいセンター内)	027-393-5871	13:00～18:00	7:30～18:00
西横野小	安中市西横野第一児童クラブ	松井田町二軒在家888 (西横野小学校内)	027-393-5210	13:00～18:00	7:30～18:00
西横野小	安中市西横野第二児童クラブ	松井田町二軒在家888 (西横野小学校内)	027-393-5210	13:00～18:00	7:30～18:00
西横野小	安中市西横野第三児童クラブ	松井田町二軒在家888 (西横野小学校内)	027-393-5210	13:00～18:00	7:30～18:00
細野小	安中市細野児童クラブ	松井田町新井365-2 (細野小学校内)	027-393-1145	13:00～18:00	7:30～18:00

保育園

保育園は、就学前の児童を対象に、家庭の事情で保護者や同居の親族が保育にあたるできない場合、保護者に代わって保育を行う施設です。市内には公立の保育園が2か所、民間の保育園が9か所あります。

① 申込資格

安中市民で、保護者や同居の親族が次の理由により児童を保育できない状況にあること。

①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

② 保育料

4～8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9～3月は当該年度分の市民税所得割額を基礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎となる場合もあります)。

③ 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

保育園一覧

区分	施設名	利用 定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間【2号 3号】		
						開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
公立	原市保育園	110	築瀬25-1	027-385-5233	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	027-393-3892	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
民間	遠丸保育園	60	安中5-8-25	027-382-1080	3カ月～	7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～18:30
	岩野谷保育園	90	岩井617-2	027-381-3320	9カ月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00
	板鼻和光保育園	90	板鼻2101-2	027-381-0613	4カ月～	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00
	崇徳寺保育園	30	松井田町松井田326	027-393-4458	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	西横野保育園	60	松井田町人見970	027-393-3946	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	白鳩保育園	30	松井田町国街89-1	027-393-1015	7カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
	細野保育園	20	松井田町新井394	027-393-2457	3カ月～	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30

休日保育

保護者の就労などにより、日曜、祝日および休日に保育が必要な場合に対応するために実施しています。

- **対象児童** 保育所などを利用している保育認定子ども(2号、3号認定)で、利用事由が支給認定を受けた事由と同一での利用の場合
- **実施日** 日曜日および祝日(12月29日から1月3日を除く)
- **保育時間** 午前8時から午後5時
- **利用料** 3,000円
※休日保育を利用する日の属する週(月曜日から日曜日までの7日)のうち代替休日(保育を希望しない日)を1日設ける場合は、利用料はかかりません。
- **利用方法** ①登録申請(本子ども課) ※原則、利用希望日の前月10日前までに手続き
②利用申込(後閑あさひ保育園) ※原則、利用希望日の10日前までに手続き
③利用料の支払い 代替休日を設けなかった場合は、利用料を実施園に支払い
- **その他** 実施日、利用定員、持ち物などについては、実施園にお問い合わせください。
実施園の運営上の理由によりご利用できない場合もあります。

施設名	所在地	電話番号	保育時間
後閑あさひ保育園	中後閑724	385-5541	8:00~17:00

認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。市内には私立認定こども園が8園あります。

● 申込資格

- 1号認定 主に市内に居住する3~5歳の児童
- 2・3号認定
安中市民で、保護者や同居の親族が次の理由により児童を保育できない状況にあること。
①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④介護・看護
⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧その他

● 保育料

4~8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9~3月は当該年度分の市民税所得割額を基礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎になる場合もあります)。

● 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

施設名	利用定員		所在地	電話番号	保育年齢	教育時間[1号]	保育時間[2号 3号]		
	1号	2・3号				開所時間	開所時間	保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)
安中こども園	10	40	安中3-3-3	027-381-0640	8か月~	9:00~14:00	7:00~18:30	8:00~16:00	7:00~18:00
安中二葉幼稚園	90	70	安中3-10-33	027-381-0394	1歳~	9:00~14:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30
原市赤心幼稚園	60	70	原市1-14-16	027-385-6662	1歳~	9:00~14:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30
いそべこども園	35	120	磯部3-12-12	027-385-8021	10か月~	9:00~14:00	7:30~18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
東横野幼稚園	35	30	鷺宮3092-2	027-382-0816	1歳~	9:00~14:00	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30
後閑あさひ保育園	15	90	中後閑724	027-385-5541	3か月~	9:00~14:00	7:00~19:00	8:00~16:00	7:00~18:00
あさひ第二保育園	15	90	下後閑509-1	027-384-1501	3か月~	9:00~14:00	7:00~19:00	8:00~16:00	7:00~18:00
あきまこども園	15	90	下秋間1459	027-395-0186	3か月~	9:00~14:00	7:30~19:00	8:30~16:30	7:30~18:30

小規模保育事業所

小規模保育事業所は、乳幼児を対象に少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う保育施設です。市内には、小規模保育施設が1園あります。

● 対象児童

3号認定を受けた0~2歳児

● 保育料

4~8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9~3月は当該年度分の市民税所得割額を基礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎になる場合もあります)。

● 第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

施設名	利用定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間[3号]		
					開所時間	保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)
たんぼぼ保育園	6	上間仁田658	027-381-8308	3か月~	7:30~18:30	8:00~16:00	7:30~18:30

事業所内保育事業所

事業所内保育事業所は、乳幼児を対象に会社などの保育施設で、従業員の児童と地域の児童と一緒に保育する施設です。市内には、事業所内保育施設が2園あります。

対象児童

3号認定を受けた0～2歳児

保育料

4～8月は児童の父および母などの前年度分の市民税所得割額、9～3月は当該年度分の市民税所得割額を基

礎として算定します(祖父母の税額が保育料の算定の基礎になる場合もあります)。

※従業員枠は、市が定める額を上限として、事業主が設定します。

第3子以降保育料無料化

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童の保育料は無料になります。

施設名	利用 定員	所在地	電話番号	保育年齢	保育時間【3号】		
					開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)
うずまき保育園	5	原市92-2	027-381-8020	3か月～	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～18:30
ひまわり保育園	5	鷺宮205-1	027-382-1255	3か月～	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00

一時預かり

保護者の就労形態の多様化や傷病などによる緊急時の保育、育児疲れの軽減等の理由に対応するため、一時預かりを行っています。

●利用日 月～金曜日 ※土曜日は各園にお問い合わせください。

●対象児童 小学校就学前で保育園・認定こども園等に入所していない児童

●その他 詳細は、各施設にお問い合わせください。

実施施設名	利用者区分	児童1人当たりの利用料(月額)			おやつ		利用時間	電話番号
		1日	半日	給食	午前	午後		
まついだ保育園	3歳未満児	1,400円	700円	200円(おやつ代含む)			8:30～16:30	027-393-3892
	3歳以上児	1,000円	500円	200円(おやつ代含む)				
白鳩保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:15～16:15(延長可)	027-393-1015
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
細野保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:15～16:15(延長可)	027-393-2457
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
安中こども園	3歳未満児	2,400円	1,200円	300円(おやつ代含む)			8:15～16:15(延長可)	027-381-0640
	3歳以上児	1,400円	700円	200円(おやつ代含む)				
後閑あさひ保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-385-5541
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
あさひ第二保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-384-1501
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
うずまき保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-381-8020
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
ひまわり保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	300円	80円	80円	8:30～16:30(延長可)	027-382-1255
	3歳以上児	1,400円	700円	300円	80円	80円		
たんぼぼ保育園	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-381-8308
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		
あさひキッズルーム	3歳未満児	2,400円	1,200円	200円	50円	50円	8:30～16:30(延長可)	027-395-0117
	3歳以上児	1,400円	700円	200円	-	50円		

病児保育

主に保育園などに通っている児童が病気になり、保育園などでは預かることができない場合に、仕事の休めない保護者に代わって、専用施設で保育士や看護師が保育や看護をするものです。

高崎市内にある5つの病児保育施設を市民も利用できます。

利用方法

利用登録や申込手続き、対象年齢、利用料金、利用時間、利用当日の持ち物などの詳細は、各施設にお問い合わせください。

実施施設名	所在地	電話番号	連携医療機関
病児保育室あおぞら	高崎市下小島町1234-2	027-388-8731	第一病院
病児保育室かめさん	高崎市柳川町4	027-329-7505	小児科佐藤医院
病児・病後児保育室のびのび	高崎市高関町511-1	027-330-6040	高崎中央病院
病児・病後児保育室杉の子ノア	高崎市上中居町418-2 2F	027-384-2686	上中居ファミリークリニック
病児・病後児保育室ひよこ	高崎市大八木町168-1	027-361-6120	さわらび医療福祉センター

病後児保育

病気やケガの回復期にある集団保育などが困難な児童を、仕事の休めない保護者に代わって看護師と保育士が一時的に預かります。

●実施施設 原市保育園

●利用日 月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分(祝日、年末年始は除く)

●対象年齢 1歳～小学3年生

●定員 3人(申込順)

※定員に満たない場合でも、状況によってはお断りする場合があります。

●利用料 児童一人あたり 1日 1,000円

●その他 利用にあたっては、事前登録、医師の診断などが必要です。





教育・文化・スポーツ

学校教育

松 学校教育課 松 総務課

小・中学校

松 学校教育課

■小・中学校への入学

小・中学校へ入学する児童・生徒には、入学する年の1月頃に入学通知書を送付します。安中市立以外(国・県・私立)の小・中学校へ入学する場合や病気などの理由で就学できないときは、**松** 学校教育課に連絡してください。

■小・中学校の児童・生徒の転入・転出

本 市民課や**松** 住民福祉課で住所異動に伴う諸手続きをするときに、同時に手続きをしてください。

●**転入** **本** 市民課や**松** 住民福祉課で転入の届出の際、転入学する学校を指定した転入学通知書を発行します。在籍していた学校から受け取った在学証明書と教科書給与証明書を併せて新しい学校に持参し、手続きをしてください。

●**転出** 在籍していた学校から在学証明書と教科書給与証明書を受け取ってから、転出先の教育委員会に連絡して、手続きを確認してください。

■就学援助

小・中学校の学用品や給食などの費用でお困りの家庭に、学校教育上必要な費用を援助します。学校に申し出てください。

▶市立小学校

学校名	所在地	電話番号
安中小学校	安中3-10-43	027-381-0215
原市小学校	原市1-10-23	027-385-8258
磯部小学校	磯部4-12-8	027-385-5965
東横野小学校	鷺宮3139-2	027-382-5773
碓東小学校	岩井62	027-382-4325
秋間小学校	東上秋間1831	027-381-0494
後閑小学校	下後閑1999-1	027-385-8178
松井田小学校	松井田町松井田953	027-393-1521
西横野小学校	松井田町二軒在家887	027-393-1127
細野小学校	松井田町新井365	027-393-1322

▶市内中学校

学校名	所在地	電話番号
第一中学校	安中5-8-1	027-381-0459
第二中学校	原市2245-2	027-385-7857
松井田中学校	松井田町新堀236-16	027-393-1122

(令和5年4月1日現在)

奨学資金制度案内

松 総務課

制度名	安中市奨学資金
制度内容	貸与型
貸与の対象者、資格	●品行方正、学術優秀等な人 ●本市に1年以上住所を有する人 ●高等学校またはこれに準ずる学校に在学する人、入学しようとする人 ●経済的理由により修学困難な人 ●他の制度による育英、奨学などの資金を受けていない人
貸与金額	月額15,000円以内
貸与方法	年額を4期に分け、各々その期の最初の月に貸与する。
募集人数	若干名
返済義務	あり
利子	無利子
貸与期間	在学または入学する学校の正規の修学期間
返済方法	●貸与が終了した月の翌月から6か月を経過した後、貸与年数の2倍に相当する期間内に返還しなければならない。 ●奨学生であった人が他の奨学生になったときや大学などに入学したときは、その返還を卒業まで猶予できる。
保証人	2人 ●親権者 ●市内で独立の生計を営む成年者
申請方法	「奨学金貸与申請書」に関係書類を添えて 松 教育部総務課へ提出する。
申請時期	本市の広報紙やホームページに掲載する。



生涯学習

松 生涯学習課 文化財課(学習の森内)

生涯学習

松 生涯学習課

■生涯学習事業

松 生涯学習課では、市民の皆さんが「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習できるよう、学習機会・発表の場の提供に努めています。生涯学習の拠点施設になる公民館・生涯学習センターなどでは、各種講座の開催や文化活動を行っています。また、地域の人々の交流の場としても広く利用されています。

■人権教育事業

松 生涯学習課では、人権問題に関する正しい理解と啓発の促進を図るとともに、さまざまな人権課題解決に向けた取組みとして、講座・映画会・講演会などを開催しています。また、人権作文・ポスターなどの募集も行っています。

■子どもの夢応援事業

スポーツ選手や芸術文化などで活躍している人を講師に招き、児童・生徒が講演を聴いたり直接指導を受けられる事業を開催し、子どもたちの将来の大きな夢を応援します。

■出前講座

活力あるまちづくりを目指すために、本市の職員が皆さんの主催する学習会などへ出向き、市民生活に身近な話をお届け(「出前」)します。
※メニュー内容は市ホームページ「教育・生涯学習」のページでもご覧いただけます。

社会教育

松 生涯学習課

■家庭教育支援

松 生涯学習課では子育てサロン、読み聞かせ、積み木、カウンセリング講座などを開催し保護者や子どもに対しての社会教育支援活動を行っています。

■青少年健全育成推進事業

松 生涯学習課では青少年育成推進員により、青少年に有害な環境を浄化する活動や青少年問題に対する啓発活動を行っています。

また、少年の主張、二十歳の集い、青少年健全育成市民のつどい、自然体験ひろばといった事業を行っています。

青少年センターにおいては、補導員による児童下校時や夜間のパトロールを行うほか、青少年に対する相談を受けています。

■童謡フェスティバル

童謡の普及・継承による文化振興や青少年教育推進のために富岡市とも連携し、市民グループによる演奏会を行っています。

■市民フェスティバル

市民の学習成果を発表する機会を設け、いっそうの学習意欲の向上を推進するために安中市文化センター、松井田文化会館、地区公民館、生涯学習センターで開催しています。

文化財保護

文化財課(学習の森内)

■文化財の保護・活用と伝統文化の継承

市内には、国指定重要文化財「旧碓氷峠鉄道施設」、国指定史跡「築瀬二子塚古墳」をはじめ、「旧安中藩郡奉行役宅」、「旧碓氷郡役所」など有形、無形の国、県、市指定文化財などが多数所在しています。それら文化財の保護・活用を図るための事業や、普及のための各種冊子なども頒布しています。

また、地域で伝承されている獅子舞や太々神楽など伝統芸能の継承事業も行っています。

■埋蔵文化財の保護・活用

市内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の保護の目的のため、各種開発への対応、発掘調査などを実施しています。また、発掘調査の成果について、現地説明会、展示会などを実施し、活用を図っています。

■学習の森

ふるさと学習館

ふるさと学習館は、本市の歴史や文化を学ぶことができる博物館です。

常設展示室には、通史的に市内の歴史資料を展示しています。年に数回、企画展も開催しています。

また、講演会や展示会に利用できる「市民ギャラリー」も併設されています。

●住所 上間仁田951

●開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

●休館日 火曜日・祝日の翌日(土日月が祝日の場合は水曜日)・年末年始

生涯学習施設

生涯学習施設は日中利用や宿泊利用ができる貸館施設です。学習・文化活動のほか合宿やご家族・ご友人でのレジャーにもご利用いただけます。つどいの間、創作工房、パンガロー、パーベキュー棟など用途に合わせたお部屋をご用意しています。

※各施設の使用条件や使用料は市ホームページをご覧ください。



図書館の資料は、館内閲覧であれば、どなたでもご利用いただけます。

資料の館外貸出には利用登録が必要になり、登録すると図書利用券が発行されます。市内2つの図書館の利用券は共通です。利用券1枚につき、図書5点・雑誌3点・視聴覚資料(CD・DVDなど)3点の計11点(両館で合計22点)貸出可能で、いずれも貸出期間は15日間です。資料はどちらの図書館でも返却でき、図書館閉館時は返却ポストもご利用いただけます。ただし、視聴覚資料は破損しやすいため、返却ポストへは投函せず、カウンターにお持ちいただきますようお願いいたします。

① 利用登録

登録の際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)をお持ちください。

初回は無料ですが、利用券の再発行には手数料200円がかかりますので、大切に保管してください。

② 図書館ホームページ

図書館の詳しい情報や、図書館からのお知らせ、新刊案内がご覧いただけます。蔵書検索も可能です。

また、ホームページから資料の予約を行うには利用券とは別に登録が必要です。希望する人は図書館カウンターにお声がけください。

安中市図書館	安中市松井田図書館
安中3-9-63 (安中市文化センター内) ☎027-381-0529 FAX027-381-2195	松井田町新堀530 (安中市松井田文化会館内) ☎027-393-4402 FAX027-393-4403
▶ 開館時間 午前9時～午後6時	▶ 開館時間 午前9時～午後6時
▶ 休館日 火曜日・祝日の振替(振替日は図書館カレンダーでご確認ください) 毎月末日(図書整理日) 特別整理期間(蔵書点検/秋) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)	▶ 休館日 月曜日(月曜が祝日の場合は開館し、火曜が休館になります) 毎月末日(図書整理日) 特別整理期間(蔵書点検/秋) 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

※詳しい休館日は、図書館ホームページまたは各館で配布しているカレンダーをご確認ください。

③ アクセス

安中市図書館



安中市松井田図書館



文化施設

施設の貸出しは有料になります。各施設にお問合せください。

安中市文化センター

☎027-381-0586

① 施設案内

安中市文化センターは、地域文化振興向上のため社会教育施設として建設しました。ホール(800席、おもしろ席3席)のほか、会議室、学習室(15～150人)、調理実習室、和室茶室、創作室、視聴覚室などの設備を備えています。

② 開館時間

午前9時～午後10時(受付時間は午前8時30分～午後5時15分)

③ 休館日

火曜日および祝日の翌日(ただし、その日が土曜日、日曜日または火曜日にあたる場合は、その日後の最初の水曜日)・年末年始

市民の茶席

多くの市民の皆さんに伝統文化に触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により「市民の茶席」を定期的に開催しています。

おもしろ科学教室

科学に興味を持つきっかけとして、遊び感覚で科学の原理が学べる工作しながらの教室を定期的に開催しています。

松井田文化会館

☎ 027-393-4400

- **施設案内** 松井田文化会館は、地域文化振興向上のため文化施設として建設しました。大ホール(468席、車椅子3席)、小ホール(208人)、市民ギャラリーのほか、3つの学習室(33~66人)、調理実習室、和室茶室、工作室などの設備を備えています。
- **開館時間** 午前9時~午後10時(受付時間は午前8時30分~午後5時15分)
- **休館日** 月曜日(祝日にあたる場合は翌日になります)、館内整理日(毎月末日)および年末年始(12月28日~1月4日)



松井田文化会館外観



安中市文化センター外観

公民館・生涯学習センター

松 生涯学習課

公民館や生涯学習センターでは、各種講座や文化活動などを行っています。講座の申込みや会議室の使用予約などについては、直接各施設にお問合せください。

公民館

施設名	住 所	電話番号	その他
安中公民館	安中3799	027-382-7641	● 開館時間 午前9時~午後10時 (受付時間は午前8時30分~午後5時15分) ● 休館日 土・日曜日 祝日 年末年始
原市公民館	原市1441-16	027-385-4832	
碓部公民館	碓部4-13-23	027-385-4834	
東横野公民館	鷺宮3145	027-382-4974	
岩野谷公民館	岩井甲617	027-382-4968	
板鼻公民館	板鼻1-6-20	027-382-4967	
秋間公民館	中秋間1801-1	027-382-4969	
後閑公民館	中後閑1441-5	027-385-4835	
松井田公民館 (松井田文化会館内)	松井田町新堀530	027-393-4401	● 開館時間 午前9時~午後10時 (受付時間は午前8時30分~午後5時15分) ● 休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(整理日) 年末年始

生涯学習センター

施設名	住 所	電話番号	その他
松井田・新堀地区生涯学習センター (松井田文化会館内)	松井田町新堀530	027-393-4401	● 開館時間 午前9時~午後10時 (受付時間は午前8時30分~午後5時15分) ● 休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(整理日) 年末年始
臼井地区生涯学習センター (農業研修センター内)	松井田町五料2144-2	027-395-3747	● 開館時間 午前9時~午後10時 (受付時間は午前8時30分~午後5時15分) ● 休館日 土・日曜日 祝日 年末年始
坂本・入牧地区生涯学習センター (坂本公民館内)	松井田町坂本216	027-395-2262	
西横野地区生涯学習センター (西横野地区多目的集会施設内)	松井田町二軒在家938-5	027-393-4813	
九十九地区生涯学習センター	松井田町国衛115-1	027-393-4236	
細野地区生涯学習センター (細野ふるさとセンター内)	松井田町土塩533-1	027-393-1311	

施設名		施設内容			所在地	問い合わせ先
		種目など	面数など	使用条件など		
安中市 スポーツ センター	アリーナ	バスケットボール	2面	フットサルなど不可 観覧席315席 各種軽スポーツ使用 可	安中1531-1	
		バレーボール	3面			
		バドミントン	10面			
		卓球	10面			
		ソフトテニス	2面			
	2階ジョギング コース	1周175m				
	25m温水プール		25m×11m、 5コース			
トレーニング室	各種トレーニング マシン	1室				
体操室		1室				
多目的グラウンド	サッカー	1面	照明設備			
中央体育館		バレーボール	1面	フットサルなど不可	安中3-9-63	
		バドミントン	3面			
		卓球	3面			
米山体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	安中1717-1	
		バレーボール	2面			
		バドミントン	4面			
		卓球	4面			
安中体育館		バスケットボール	2面	フットサルなど不可	安中市スポーツ センター (スポーツ課) 027-382-2500	
		バレーボール	2面			
		バドミントン	6面			
安中格技場		ピロティ(大)	226.86㎡			安中2-13-7
		ピロティ(小)	139.02㎡			
		剣道場				
		柔道場				
安中卓球場		卓球	8面			
安中テニスコート		硬式／軟式	クレー3面			
久芳 スポーツ 広場	ひさよし緑地 グラウンド	軟式野球／ソフト ボール	4面		中宿240-1	
	ひさよし緑地 ゲートボール場	グラウンドゴルフ ／ゲートボール				
ふるや広場		グラウンドゴルフ ／ペタンク	2面		古屋920	
原市体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	原市1362-2	
		バレーボール	2面			
		バドミントン	3面			
原市テニスコート		硬式／軟式	クレー2面			
原市卓球場		卓球	8面			
さとのはらグラウンド		軟式野球	1面		郷原2988-3	
郷原緑地グラウンド		軟式野球	1面		郷原643	
郷原緑地テニスコート		硬式／軟式	クレー3面、 オムニ2面			
東横野グラウンド		軟式野球／グラウ ンドゴルフ	1面		鷺宮3100	



施設名		施設内容			所在地	問い合わせ先
		種目など	面数など	使用条件など		
東横野体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	鷲宮3085-5	安中市スポーツセンター (スポーツ課) 027-382-2500
		バレーボール	1面			
		バドミントン	2面			
		卓球	2面			
すみれヶ丘公園野球場		軟式野球	1面		中野谷3638-1	
碓東緑地広場		軟式野球／ソフトボール	2面		板鼻2432-2	
上後閑体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	上後閑1542-4	
		バレーボール	1面			
		バドミントン	2面			
		卓球	2面			
秋間みのりが丘北側広場		少年サッカー	1面		東上秋間3859-4	
松井田体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	松井田町新堀237	
		バレーボール	2面			
		バドミントン	4面			
		卓球	4面			
琴平グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ		芝張り	松井田町松井田1713	
五料運動場		軟式野球／グラウンドゴルフ	1面		松井田町五料2426	
五料グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ		芝張り		
五料テニスコート		硬式／軟式	クレー6面			
坂本スポーツ広場		軟式野球／ソフトボール／グラウンドゴルフ	1面		松井田町原529	
西横野多目的広場		軟式野球／グラウンドゴルフ	1面		松井田町二軒在家118	
人見広場		軟式野球／グラウンドゴルフ	1面		松井田町人見1541-4	
小日向スポーツ広場		軟式野球／グラウンドゴルフ	1面		松井田町小日向553-1	
小日向グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ		芝張り		
細野スポーツ広場		軟式野球／ソフトボール／グラウンドゴルフ	1面		松井田町上増田3344	
坂本体育館		バスケットボール	1面	フットサルなど不可	松井田町坂本1323	
		バレーボール	1面			
		バドミントン	2面			
		卓球	2面			
西毛総合運動公園	陸上競技場	トラック	400m×7コース		中宿283	西毛総合運動公園事務所 027-381-2759
		サッカー	1面			
	50mプール		50m×8コース			
	25mプール		25m×6コース			
	幼児用プール					
	テニスコート	硬式／軟式	クレー8面			
	野球場	硬式／軟式	1面	照明設備		
少年野球場		軟式	1面			
群馬県クレ射撃場					中宿2003	群馬県クレ射撃場 027-381-0900





ごみ・環境

ごみ

環境政策課

ごみの分け方・出し方

ごみ出しのルールを守ろう

- 燃えるごみは必ず指定袋に入れて出してください。
- 収集日当日の午前8時30分までに、お住まいの地区の決められたごみステーションに出しましょう。
- 夜間持ち出しや他地区への持ち込みはやめましょう。
- 粗大ごみは、ごみステーションには出せません。直接 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

※市内各所でごみ収集車の火災が多発しています。

カセットボンベやスプレー缶は、使い切ってから出してください。

大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

燃えるごみ 週2回

市指定袋に入れてください。(おおむね50センチ以内で、市指定袋の口がしばれるもの。)

紙 類

- 紙くずなど
- ※古紙類は資源ごみに出してください。

台所のごみ(生ごみ)

- 料理くずなど
- ※十分に水切りをしてください。

ゴム・皮革製品

- 靴 ● ベルト ● カバン など



プラスチック類

- 食品用トレー ● ラップ類 ● シャンプーや洗剤の容器
- ポリバケツ ● ビニールホース
- ビデオテープ ● CD・DVD など



そ の 他

- 落葉
- 少量の小枝(長さ50cm、太さ5cm以下に切って、指定袋に入れて出してください。多い場合は分けて出してください。必ず乾燥させてから出してください。)



- 使い捨てカイロ・保冷剤



広 告

一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬 浄化槽保守点検・清掃



有限 安中ハイヂーン

〒379-0116 安中市安中5丁目12-38

TEL 027-381-3319 FAX 027-382-1252

☎ 0120-15-3319

【安中市委託業務】

- ・可燃物ごみ収集

【安中市許可業務】

- ・事業ごみ、粗大ごみ収集
- ・浄化槽維持管理、清掃
- ・し尿清掃

碓氷清掃サービス 株式会社

安中市原市59

TEL 027-381-3313

FAX 027-381-3318

不燃物(飲料缶・びん以外)

- (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 刃物や割れたガラス類は紙に包んで出す。

- 缶詰
- 小型金属製品(やかん、なべ、スプーン、フライパン)
- ガラス製品 ●薬品(農薬、劇薬)びん ●陶磁器



有害物

各種類ごとに透明または半透明の袋に入れてください。

乾電池

- 小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型制御弁式鉛蓄電池)およびボタン電池は出せません。右記回収協力店にお持ちください。



回収協力店	住 所	小型充電式電池	ボタン電池
(株)ヤマダ電機テックランド安中店	安中2-17-10	○	○
(株)セキチュー安中店	原市2-1042-1	○	○
コメリハード&グリーン松井田店	松井田町二軒在家677-1	○	○
(株)多胡電化	安中3-22-23	○	○

※今後変更になる場合があります

発火の危険性の高いもの

- スプレー缶は穴を開けず、必ず中身を使い切り、その他の不燃物と分けて出してください。使いきれない場合は、ク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

蛍光灯、白熱電球

- 購入時のケースや新聞紙などに包んでください。
- 長さが1mを超えるものはごみステーションには出せません。受入時間内にク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

- 割ってしまうとリサイクルできませんので、そのままの状態を出してください。
- 割れてしまったものは、燃えないごみ(ガラス類)に出してください。



資源ごみ 回収品目例

飲料缶・びんの回収について

- (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 中身をすべて出して、中をすすいでください。

飲料缶

- アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。
- 飲料以外の缶、一斗缶は「不燃物」になります。

飲料缶のみ(アルミ、スチール)



※缶詰は不燃物、スプレー缶は有害物



びん

- ふたは必ずはずしてください。(プラスチック製は燃えるごみ、金属製は不燃物。)
- ビールびん、一升瓶などのリターナブルびんは、できるだけ販売店へ戻しましょう。

- 飲料用
- 食料用のびん
- 化粧品類
- 飲み薬などのびん

※ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)びんは不燃物。



古紙・古着等の回収について

[出し方]

- 古紙(新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)種類ごとに紙ひもなどでしばって出してください(紙ひもでしばることを推奨しています)。



古着・古布

- 透明か半透明の袋に入れて、袋の口をしっかりとしばって出してください(濡れるとリサイクルできません)。



広 告

お気軽にお問い合わせ下さい。

白井商店

業務内容

- 一般粗大ゴミ
- 企業ゴミ
- 産業廃棄物収集運搬
- 廃品回収(要予約)

〒379-0134 安中市築瀬690-4
TEL 027-385-7790
FAX 027-385-0467

安中市の産業廃棄物処理(がれき・木くず)、収集運搬業

人と地球環境の未来が
より快適であるために・・・



株式会社 エコ・プロセス

産業廃棄物処分業 群馬県 許可番号 01020116228
産業廃棄物収集運搬業 群馬県 許可番号 01000116228
一般廃棄物処分業 安中市 許可番号 22号

安中市 中野谷 3617-1

TEL: 027-382-6886 FAX: 027-382-6850

E-mail: eco_p@blue.plala.or.jp

【回収方法】

●有価物集団回収(廃品回収)

従来から、地域の自治会、育成会、老人クラブなどが実施しているリサイクル活動です。
地域のコミュニティ作りや、子どもたちの環境学習の場ともなっていますので、地域の有価物集団回収を最優先で利用してください。

※回収日は地域の回収団体にお問い合わせください。

●古紙行政回収

本市が委託した回収業者が、ごみステーションから回収します。

●収集場所…地域のごみステーション

- ・当日の午前8時30分までに出してください。
- ・ごみステーションに出された古紙、古着などを持ち去ることは禁止されています。

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。

●収集日程…毎月1回(水曜日)に収集します。

・収集日が祝日でも回収します。

・雨天の場合、古紙は回収しますが、古着などは濡れるとリサイクルできなくなりますので、雨天に出すのはご遠慮ください。雨天でも出す場合は、水が入らないようにしっかり封をして出してください。

●2 碓氷川クリーンセンターへの直接搬入

新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ、古着・古布に分別し、搬入してください。

※本市の燃えるごみ指定袋に入れる必要はありません。

※処理手数料はかかりません。

※受付日時:月曜日～金曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

収集できないごみ

- ガスボンベ
- 農業用ビニール
- バイク
- タイヤ
- 農機具
- 消火器
- 農薬
- 建築廃材
- 在宅医療廃棄物
- 機械油
- ブロック
- 大量の伐採木
- 塗料
- バッテリー



❌ 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売業者などに引き取ってもらってください。

※農業用ビニール、農薬は販売店や専門処理業者にご相談ください。

※在宅医療廃棄物については、受診する医療機関または薬を処方する薬局にご確認ください。

※大量の伐採木(葉を除く)、根株およびブロックは、市内の民間処理施設で処理ができます。詳しくは、2 環境政策課にお問い合わせください。

家電4品目

ご家庭で不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の定めにより2 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売店に引き取りを依頼するか、市ホームページをご覧ください。

URL…<https://www.city.annaka.lg.jp/>

家電リサイクル

検索



自動車・自動車部品

使用済みとなった自動車については、使用済み自動車の再資源化等に関する法律によって引取業者への引き渡しが義務づけられています。また、使用済み自動車から部品を取り出す行為についてもこの法律の中で一定のルールが定められています。

2 碓氷川クリーンセンターでは、自動車および自動車部品の処理はできません。

詳しくは、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター ☎050-3786-7755 URL…<http://www.jarc.or.jp/> または、県知事の登録を受けた引取業者にご確認ください。



事業系ごみ

事業所・商店・飲食店などの事業活動によって生じたごみは、一般家庭のごみステーションには出せません。事業系ごみは、直接2 碓氷川クリーンセンターに持ち込むか、一般または産業廃棄物許可業者(有料)と契約して処理してください。

美しい地球と地域の
環境の保全に貢献していきます。



金属再生業(リサイクル)

有限会社 屋敷治二商店



〒379-0133 安中市原市71番地

☎027-382-3434

FAX 027-382-5301

「無許可」の不用品回収業者に気をつけて！

ご家庭の不用品を扱ってもよいのは、本市から許可を受けている事業者だけです。市内においても無許可の不用品回収業者が出回っています。無許可での不用品回収は、重大な犯罪です。また、無許可の不用品回収業者を利用することで、高額料金を請求されるなどのトラブルが発生しています。不用品の回収を事業者依頼するときは、本市から許可を受けている事業者をご利用ください。



使用済小型家電の回収について



使用済小型家電には、貴金属やレアメタルなど有用な金属が含まれていますが、現状では鉄やアルミなどの一部金属しか回収されず、その他は埋立処分されています。

本市では、使用済小型家電の回収ボックスを市内6か所に設置し、リサイクルを始めています。資源の有効利用にご協力ください。

【回収ボックスの設置場所】

施設名	利用時間
市役所本庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
文化センター	午前9時～午後6時(休館日(毎週火曜)を除く)
松井田文化会館	午前9時～午後6時(休館日(毎週月曜および毎月末日)を除く)
スポーツセンター	午前9時～午後9時(祝日を除く第2、4、5月曜日は午後5時まで、休館日を除く)

※年末年始や点検などによる休館日があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

回収する小型家電

電気や電池で動く電化製品およびその付属品(リモコン、ACアダプタ、電気コード、充電器など)のうち、回収ボックスの投入口(横30センチ×縦15センチ)に入るもの。

(例) 電話機、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン等
※携帯電話やスマートフォンは、専用の投入口(横10センチ×縦5センチ)があります。

【搬出時の注意】

- 個人情報が含まれるものは、必ずデータを消去してから出してください。
- 一度回収ボックスに投入したものは返却できません。
- 電池は取り外し、有害物の日に出してください。
- 業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 蛍光管、電球は出せません。

廃食用油(使用済み食用油)の回収について

ペットボトル(2リットルまで)に入れ、油がこぼれないようしっかりフタをして回収ボックスに入れてください。(ペットボトルや缶の未開封のものはそのまま回収ボックスに入れてください)

※開封したものは未使用であってもペットボトルに入れ替えてください。

※長期間保管した油や賞味期限切れの油も回収できます。

※天かすなどの異物はできるだけ取り除いてください。

※ビンの容器では出さないでください。未開封のものであってもペットボトルに入れ替えてください。

回収した廃食用油は売却し、燃料などにリサイクルされます。

回収できる油

家庭から出る液状の植物性油(サラダ油、なたね油、ごま油、コーン油、ひまわり油、大豆油、オリーブオイル、米油)

回収できない油

豚油(ラード)、牛脂(ヘット)、魚油、鉱物油(エンジンオイル、灯油等)、一部の植物油(パーム油、ヤシ油)

【回収ボックス設置場所】

施設名	利用時間
市役所本庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
各公民館、各生涯学習センター	



ごみ・環境

エコスポット(ペットボトル・空き缶回収機)について

飲料用ペットボトル・アルミ缶・スチール缶の回収については、公民館など市内21か所(市ホームページ参照)に設置しているペットボトル・空き缶回収機を再資源化のためご利用ください。

◎エコ・コミュニティーカードを使い回収機にペットボトル・空き缶を投入すると、1本につき1ポイントが付与され、500ポイントになると加盟店で400円の割引券としてご利用いただけます。

※家庭から出るものが対象となります。事業所などから出るものは投入しないでください。

※スーパー、コンビニ、自動販売機のごみ箱およびごみステーションからペットボトル・空き缶を持ち去る行為は禁止されています。

【引渡事業者】(株)エコマテリアル(東京都港区)



ごみ減量容器設置補助金

家庭の生ごみを堆肥化する処理容器などの購入に対し、購入金額の2分の1の額(100円未満切り捨て)を補助します。補助の対象と上限額は次のとおりです。

詳しくは、環境政策課にお問い合わせください。

●地面設置式減量容器(コンポスト)

..... 上限額 3,000円

●電気式処理減量容器

上限額 20,000円

クリーンセンターへの持ち込みについて

粗大ごみ(大きさがおおむね50センチを超えるごみ)は地区の集積所に出せません。直接、碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。持ち込みが困難な場合は、安中市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約して処理してください。また、家の引っ越し、片付けなどにより一時的に大量に発生した一般ごみは、碓氷川クリーンセンターへの持ち込み方法を確認し、分別してから持ち込んでください。

一般ごみを持ち込む際は、ごみ処理手数料がかかります。手数料については、お問い合わせください。

粗大ごみの例

家具類	家電製品	寝具類
●机 ●イス ●鏡台 ●タンス ●テーブル ●食器戸棚 ●本棚 など	●電気こたつ ●ストーブ ●ファンヒーター など	●ベッド ●ふとん など
その他 ●じゅうたん ●スキー板 ●自転車 ●トタン など		

▶搬入時間 月曜日～金曜日(年末年始を除く)
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

▶お問い合わせ

碓氷川クリーンセンター 027-381-0747

環境政策課 027-382-1111



広告

製鋼原料非鉄金属・産業廃棄物中間処理 掛川商事株式会社

<http://www.kakegawa-shoji.co.jp>

安中市中宿 986 TEL 027-381-1035



環境にやさしい紙のリサイクル

ウツカタ資源株式会社
街の森 <http://www.usrc.jp>

地球環境保護のため、古紙リサイクルを積極的に推進しています。

段ボール・雑誌・新聞等紙類買取や回収もいたします。一般の方の持込も大歓迎！お気軽にお持ち下さい。

エコポリスバン
大型シュレッダ搭載車が「機密文書を出張燃焼」します。

本社 沼田市屋形原町2113
TEL 0278-22-1010
FAX 0278-22-3300
安中事業所 安中市鷺宮857-1
TEL 027-381-3737
FAX 027-381-3738

上水道

谷 上水道事務課 上水道工務課

水道に関する届出など

次の場合は、事前に谷 上水道事務課までご連絡ください。

- ①引越などで水道の使用を開始したり休止したりするとき
- ②水道を長期間使用しないとき
- ③相続や売買などにより水道の利用者や所有者の氏名または住所が変わるとき
- ④水道料金の振込口座を解約したとき
- ⑤水道料金の請求先住所や氏名が変わるとき
- ⑥水道のある家屋を取り壊すとき

水道使用量の検針

検針員が2か月ごとに訪問検針を行い、「上水道使用量のお知らせ」を発行し郵便受けなどにお届けします。なお、天候その他の事由により検針日が多少前後することがあります。

正確に検針できるよう次の点にご協力ください。

- ①家屋の増改築などによりメーターボックスが屋内や床下になる場合は、屋外の検針しやすい場所に移設してください。
- ②メーターボックスの上や周辺に物を置かないでください。また、駐車もご遠慮ください。
- ③犬は出入り口やメーターボックス、郵便受けから離れた場所につないでください。
- ④メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。



水道料金のお支払い

お支払は次の方法で可能です。

- 1.口座振替
- 2.スマホ決済 (PayPay、LINE Pay、auPay)
- 3.現金 (金融機関やコンビニエンスストアなどで支払)

手続き等について

- 1.口座振替
手続き場所：市内各金融機関窓口
持ち物：通帳、届出印、お客様番号がわかるもの (水道使用量のお知らせなど)
振替日：検針した月の28日 (振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 2.スマホ決済
水道料金納入通知書のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み取り
- 3.現金
水道料金納入通知書を持って、金融機関やコンビニエンスストアなどで支払
※クレジットカードによるお支払いはできません。

水道メーターの交換

水道使用量を正確に計測するため、計量法の規定により製造から8年を経過する前に交換することが義務付けられています。交換時期には、事前にハガキなどでお知らせいたします。

なお、上下水道部から使用者に貸与している水道メーターの交換については、交換費用が掛かりません。

広告

～お客様の夢を形と喜びに～

地元のお助け隊

須藤工業

安中市下磯部1472

027-388-1178



その他
まずはご連絡下さい



漏水

道路上や水道メーターまでの漏水は、**谷** 上水道工務課までご連絡ください。

水道メーターから水道使用者側の漏水は、安中市指定給水装置工事業者に依頼してください。この場合の費用は、自己負担となります。

安中市指定給水装置工事業者は本市水道事業ホームページをご覧ください。谷 上水道工務課までお問い合わせください。

なお、地中埋設配管および家屋の床下や壁内の配管などからの漏水については、水道料金が減免になる場合がありますので、修理完了後に**谷** 上水道事務課までご相談ください。

水道管の凍結、破裂

寒い季節になりましたら、水道管の凍結、破裂事故防止の対策をお願いします。

- ①「むき出し」になっている水道管や蛇口は古毛布などで覆ってください。
- ②メーターボックス内に古毛布や発泡スチロールなどを入れてください。
- ③不在にするときは、メーターボックス内の止水栓を閉めるなどしてください。
- ④凍結した場合は、タオルなどを被せた上から、ゆっくりぬるま湯をかけてください。熱湯をかけると破裂するので絶対にやめましょう。蛇口を開いてすぐに水が出てこなくても、蛇口を必ず閉め、自然にとけるのを待ちましょう。

公共下水道

谷 下水道課

本市は、生活環境の向上や河川などの水質保全のため、公共下水道（以下、下水道）の整備を進めています。下水道が使えるようになった地域では、下水道に接続することが義務づけられていますので、ご協力をお願いします。

下水道が利用できる地域 板鼻小処理分区、安中小処理分区、原市小処理分区（整備中）（詳細については、お問い合わせください）

■下水道接続工事について

下水道が利用できる地域で、新築・改築（リフォームや建替え）・浄化槽廃止など、排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

■工事は下水道排水設備指定工事店で

下水道接続のための排水設備工事は、本市が指定した必要な専門知識と技術を持つ「下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。指定工事店がわからないときは、お問い合わせください。

■受益者負担金制度について

受益者負担金制度は、下水道整備によって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。負担金は、公共汚水ます1基あたり132,000円です。

■下水道接続に係る補助制度

融資斡旋・利子補給制度	下水道接続工事資金の借入れを行う人の融資斡旋を行います。また、融資斡旋を受け供用開始から3年以内に下水道に接続した場合は、借入金利子の全部または一部を補給します。
公共下水道接続促進補助金	供用開始から3年以内に、浄化槽を廃止またはくみ取便所を水洗便所に改造して下水道に接続した場合は、補助金を交付します。

※補助金には条件がありますので、接続工事を行う前にお問い合わせください。

広告

安中市上下水道指定店

- ・給排水衛生設備工事
- ・上下水道設備工事
- ・長府ボイラー特約店
- ・浄化槽設置工事

(有)福美商事

代表 金井塚 篤志
群馬県知事許可(般-3)第7527号
安中1-17-2

☎ **381-0293**
FAX **381-3596**

KANKYOU HOZEN CENTER

株式会社
環境保全センター



安中支店 安中市板鼻477-1

☎ 027-382-0881

<http://www.khc-net.co.jp>

群馬県浄化槽維持管理

安中松井田センター

“自然をまもり”笑顔をつなぐ！

〒379-0135 安中市郷原2996-2
TEL(027)385-8327(代)
FAX(027)385-7543
☎ 0120-85-8327

■下水道使用にかかる届出

次のようなときは連絡をしてください	入居などで新たに使用するとき、使用者を変更するとき、転居などで使用をやめるとき。 井戸水を使用している場合で、使用形態や使用人数が変わったとき。
-------------------	---

■下水道使用にあたっての注意とお願い

管詰まり防止や機能保護のために	トイレには、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。 台所では、野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油を流さないようにしましょう。
-----------------	---

■下水道使用料について

下水道使用料金は、2か月ごとにお支払いいただきます。水道水のみを利用する場合は、水道水の使用量を汚水量とみなします。料金の支払いは口座振替と納入通知書(本市窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ)での支払いが選択できます。

料金表	基本料金(2か月)		超過料金(1mあたり)	
	汚水量	料金(税別)	汚水量	料金(税別)
	20m ³ まで	2,000円	21m ³ 以上60m ³ まで 61m ³ 以上	120円 140円

※使用料には、消費税がかかります。(10円未満切り捨て)

※井戸水を使用している場合は、使用形態や使用人数により個別に算定します。

※今後、金額は変更になる場合があります。

安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)

谷 下水道課

秋間みのりが丘区域においては、し尿処理施設(集中浄化槽)に接続できます。

■し尿処理施設への接続工事について

新築などで新たに排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

■し尿処理施設使用にかかる届出

次のようなときは連絡をしてください

- 入居などで新たに使用するとき、使用者を変更するとき、転居などで使用をやめるとき。

■し尿処理施設使用料について

算定方法および支払方法は下水道使用料と同様です。「下水道使用料について」をご参考ください。

なお、口座振替のお申込みは、一部金融機関を除き、市税と同様インターネット上でお申込みができます。

対象金融機関については、「市税の納付方法」をご確認ください。

浄化槽設置事業費補助

谷 下水道課

個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿汲み取り槽を撤去または再利用して、合併処理浄化槽を設置(転換設置)する人に設置補助金を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

補助対象区域	公共下水道整備区域、安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)の区域以外の区域
申請	申請書類は、必ず工事に着手する前に提出してください。申請書類や補助金額については、市ホームページに掲載しています。

し尿処理

ク 環境政策課

し尿の収集は収集運搬業者に直接依頼してください。

業者名	住 所	電話番号
(有)安中ハイヂーン	安中5-12-38	027-381-3319
碓氷清掃サービス(株)	原市59	027-381-3313
(有)松井田総合衛生センター	松井田町二軒在家764-1	027-393-1966



ごみ・環境

犬の登録

犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日)から登録が必要になります。登録は、環境政策課、総務管理課に申請してください。登録後に《犬の鑑札》を交付します。

犬の登録手数料 1頭につき3,000円

《犬の鑑札》は犬の一生に一度だけ交付します。鑑札は狂犬病の予防注射や迷い犬になった時などに、大変重要な役割を果たします。必ず首輪に付け、外れないように固定してください。

犬の鑑札再交付手数料 1頭につき1,600円

※鑑札を紛失してしまったときは、手続きをすることで再交付を受けられます。

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射について

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務付けられています。本市では毎年4・5月および10月に集合注射を実施しています。

日程は広報紙を確認するか、市ホームページをご覧ください。また、登録済の犬の飼い主に予防注射のお知らせハガキを郵送しています。

なお、注射は集合注射のほか動物病院でも接種することができます。

注射料金 1頭につき 3,500円(右記済票手数料含む)

注射料金は、集合注射で実施した場合の料金です。

動物病院で注射をする場合は料金が異なる場合がありますので、詳しくは動物病院にお問い合わせください。

注射済票交付手数料 1頭につき 550円

注射済票は、狂犬病予防注射を行った証明になります。鑑札と一緒に首輪に付け、外れないように固定してください。また、注射済票はペットに関する施設などを利用する際に、提示を求められることも増えています。

一部の動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付が受けられないこともあります。その場合は、病院の発行した証明書を持参のうえ、環境政策課で手続きをしてください。

注射済票再交付手数料 1頭につき 340円

注射済票を紛失してしまったときは、手続きをすることにより再交付を受けられます。

登録内容の変更

飼い犬が死亡したとき、飼い主の氏名や住所が変わったとき、所有者が変わったときは環境政策課に届出をしてください。

犬の飼い方

最近、犬の飼い方に対する苦情が多く寄せられています。次のことを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

- ①必ず犬をつないで飼いましょう。
- ②散歩をするときもリードを放さず、他人に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ③散歩のときは、ビニール袋などを持って出かけ、犬のふんの後始末を確実にしましょう。

犬・猫に関する苦情など

群馬県動物愛護センター ☎0270-75-1718

犬に関する苦情、犬のしつけや飼い方、また猫に関する相談などについては、群馬県動物愛護センターにご相談ください。

広告



犬・猫等の診療
アリス動物病院

診療時間
AM 9:00~12:00
PM 4:00~ 7:00
※土曜日は6時30分迄

休診日 日曜・祝日

安中市原市542-1(Aコープ東側)
☎027-381-2772



飼い主のいない猫への餌やりについて

動物愛護の観点からすれば、おなかをすかせている野良猫に餌を与えることは決して間違いではないのかもしれませんが、餌を与える以上、その野良猫に対しても責任を持たなければなりません。また、餌を与えた野良猫が近所でふんをしたり、ごみをあさるなどで困る人もいます。

排せつ物や残飯などの清掃は、最低限の責任です。無責任な餌やりはやめましょう。

猫の不妊・去勢に係る補助金

猫の不妊・去勢手術を促進し、飼い主のわからない子猫を増やさないとともに、猫によるふん尿被害を軽減させるために手術費の一部を補助します。

補助対象者

- ①市内に住所があり、かつ居住している人

- ②猫を飼養している人の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと
③飼っている猫、または責任を持って世話をしている猫を、市内で開業している動物病院で、不妊または去勢手術を受けさせた場合
④手術を受けた日から3か月以内に交付申請をした人

補助金額

- メスの場合(不妊手術):1頭につき5,000円
 - オスの場合(去勢手術):1頭につき3,000円
- ※手術額が上限に満たない場合、その手術費用の額が上限。

補助の対象頭数

1世帯につき3頭までになります。

※補助金の交付は、年度途中であっても予算額に達した場合には終了になりますのでご了承ください。

太陽光発電

住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金

地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進および地球温暖化対策の推進を図るため、市民の住宅への太陽光発電システムおよび定置用リチウムイオン蓄電システムの設置を支援します。

補助対象

機器要件

●太陽光発電システム

- 1 低圧配電線と逆潮流有りで連結していること
- 2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10kW未満の設備であること
- 3 日本産業規格などで認められていること
- 4 未使用品であること(中古品は対象外)
- 5 太陽電池モジュール本体の設置費用が無償の場合は、対象外とする

●定置用リチウムイオン蓄電システム

- 1 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに蓄電池を設置または住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること
- 2 リチウムイオン蓄電池およびインバータなどの電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより充電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの
- 3 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- 4 未使用であること(中古品は対象外)

補助対象範囲

●太陽光発電システム

太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、発電電力量計、売電電

環境政策課

力量計、配線、配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

●定置用リチウムイオン蓄電システム

定置用リチウムイオン蓄電池、附属品などの購入費および設置工事に係る費用

補助対象者

- 1 自ら居住する市内の対象機器を設置していない住宅に対象機器を設置した人
- 2 建売住宅供給者等から市内にある対象機器付住宅を購入し、居住した人
- 3 市民である人
- 4 市税を滞納していない人

補助金の交付額

●太陽光発電システム

1kWあたり1万円、上限5万円(千円未満切り捨て)

●定置用リチウムイオン蓄電システム

1kWあたり1万円、上限6万円(千円未満切り捨て)

申請方法

住宅用太陽光発電システムについては、パネル設置工事完了後、電力会社との電力受給開始日から90日以内、定置用リチウムイオン蓄電システムについては、設置工事費用の支払いを完了した日から90日以内、かつ、当該申請をする年度の3月31日までに必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

※申請時に必要な関係書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。環境政策課までお問い合わせください。



ごみ・環境

太陽熱利用温水器

エネルギー消費の節約を図り、市民生活の向上に資するため太陽熱利用温水器の設置を奨励します。

補助対象

補助対象機器

太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所などの給湯に用いる一般家庭に備え付けられている温水器をいいます。

補助対象経費

対象機器の購入費および工事費

補助対象者

- 1 市内に住所があり、自らの居住の用に供する住宅が市内に存し、当該住宅に対象機器を設置した人
- 2 市税を滞納していない人

補助金の交付額

補助対象経費の10%に相当する額、上限15,000円(100円未満切り捨て)

申請方法

対象機器設置後、設置した年度内に補助金交付申請書に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて②環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

※申請時に必要な関係書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。②環境政策課までお問い合わせください。

環境

② 環境政策課

スズメバチ営巣駆除費用補助

安中市環境保健自治団体連合会(事務局:②環境政策課)では、市内の居住する専用住宅・併用住宅およびその敷地内にできたスズメバチの営巣駆除に一部補助することにより、委託業者が巣1個につき自己負担金5,000円で駆除しています。ただし、営巣の場所などにより別途料金が必要になる場合があります。

対象外

専ら事業の用に使用されている建物および敷地、農地・山林など、天井裏や床下などで駆除作業困難な場合、構造物を壊さなければ駆除できない場合、委託業者の所持する用具で駆除できない場合、スズメバチ以外の蜂の巣の駆除。

その他

営巣の駆除なので、蜂が飛んでいるだけでは対応できません。

駆除後、同じ場所に巣ができた場合、改めて巣1個の駆除になります。

駆除に際し、樹木、家屋などの一部損壊および薬剤などによる被害が出て、賠償しません。

受付方法

②環境政策課に電話でご連絡ください。受付のないものは補助対象になりません。





住まい・暮らし

建築確認申請について

本 建築住宅課

建築物を建築(新築・増改築など)するときや、一定規模以上の工作物を築造するときには、建築基準法という建築物の最低限の基準を定めた法律を守らなければなりません。この法律ではこの最低限の基準に適合しているかどうか工事の前、工事の最中、工事終了後の3回、建築主または指定確認検査機関がチェックすることを定めています。

この中で工事の前に必要な手続きが「建築確認申請」です。建築確認申請は、その計画内容(建築物の用途、構造、敷地位置など)について図面などを用いてチェックを行います。一般的に、建築確認申請は設計を依頼した建築士などが代理者として作成、提出を行います。

※ただし、建築物の規模、用途、構造、建築場所などによって建築確認申請が不要場合があります。

安中市狭あい道路整備事業

本 建築住宅課

本市では「安中市狭あい道路の整備に関する要綱」を定めておりますので、建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する敷地に建築物を建築などする場合、建築主などは後退用地などの帰属、整備または管理などについて本市と協議を行ってください。

安中市木造住宅耐震診断事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強い街づくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として耐震診断者を派遣し、耐震診断を行います。

■対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

■申込みできる人

次の条件全てに該当する人

- ①対象住宅の所有者(個人に限る)で、そこに居住している人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所にしている人

■診断費用

診断費用は無料

ただし、耐震診断者の交通費は自己負担(一律1,000円)

※診断する建物の図面がない場合は図面作成費用として別途費用がかかる場合があります。

※申請手続き、申請期間、その他条件などの詳細は、お問い合わせください。

広 告



住まい・暮らし

ご相談ください。



美と建築・三好設計事務所

〒379-0135 安中市御原86-3(磯部温泉入口)

TEL 027-385-6136 FAX 027-385-0534

福祉環境コーディネーター 建築士 三好 達三

☎ 090-8819-6328

安中市木造住宅耐震改修補助事業

本 建築住宅課

安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として、耐震改修をする工事費などの補助を行います。

■対象住宅

次の条件全てに該当する住宅

- ①「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
- ③平屋建てまたは2階建て
- ④在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

■申込みできる人

次の条件全てに該当する人

- ①対象住宅の所有者(個人に限る)で、そこに居住している人

- ②市税を滞納していない人

- ③対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所にしている人

■対象になる工事

次の条件全てに該当する工事

- ①上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事
- ②所定の資格者が耐震補強設計および工事監理を行う工事

■補助金額

耐震改修工事および工事監理費にかかる費用の5分の4以内で、限度額100万円

※申請手続き、申請期間、その他補助条件などの詳細は、お問い合わせください。

安中市住宅リフォーム補助金

本 建築住宅課

市民の居住環境の改善と地域経済の活性化を図るため、市内業者を活用した住宅リフォームを実施する場合、その費用の一部を補助します。

補助金の交付には、申請手続き、申請期間、補助対象者、補助対象住宅、補助対象工事など所定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶補助金額

- 補助対象経費の20%(1,000円未満切り捨て)で、合計所得金額に応じた限度額以内(最高15万円)
- 子育て世帯は、補助対象経費の30%(1,000円未満切り捨て)で、合計所得金額に応じた限度額以内(最高15万円)
(※子育て世帯:満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養し、同居している世帯)

▶その他注意

- 予算額に対して、応募多数の場合は、抽選により補助対象者を決定します。
- すでに着工または完成しているリフォーム工事は対象外です。
- 補助金の交付は申請者および住宅につき、1回限りです。



住まい・暮らし

広告

**屋根のことなら
おまかせください!**

もつづく
創業100年
実績と信頼

安中総合学園前 安中一丁目1-38 Pあり

リフォームの 大栄総業
(本社・工場) 郷原1805
TEL:027-380-2880

安中総合学園前 安中一丁目1-38 Pあり

アルミ建材・総合センター
株式会社 ビック
群馬県知事許可(般-28)第23848号
MADO ショップ 安中大竹店

YKK AP
LIXIL

誰もが安心できるアフターケア。
地域密着営業と
自社完全施工で実現します。
安中市大竹 1417-1
TEL 386-6556
https://www.vickenzai.com

入居者募集中
お気軽にお問い合わせ下さい!

大洋第一コーポ
安中市原市 1502-2
TEL:027-384-1025

メゾン・ド・マリーナ
安中市原市 1474
TEL:027-385-3015

□入居に関するお問い合わせは 石野企画
TEL:090-2622-3765
安中市原市 1503-1

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金

本 建築住宅課

ブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止するため、道路沿いの危険なブロック塀などを市内業者を活用して撤去する場合、その費用の一部を補助します。

この事業は、その目的を早期に達成するため実施期間を令和3年度から5年度までとして集中的に実施する予定です。

補助金の交付には、申請手続き、申請期間、補助対象者、補助対象のブロック塀など、補助対象工事などの所定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 補助金額

- 補助対象経費の1/2 (1,000円未満切り捨て)
- 限度額 次の①または②のうち低い額
 - ① 5万円
 - ② 危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

▶ その他注意

- 公共事業などの補償の対象ではないもの
- 市の他の制度による補助金の交付の対象ではないもの
- すでに着工または完了している工事は対象外です

市営住宅

本 建築住宅課

■ 入居申込者の資格(次の1~6すべての条件を満たす人) ……

1. 申込者が成人の人

- (1) 同居できる人は親族に限ります。
親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者(含内縁)、2親等内の姻族です。
- (2) 次の場合は同居予定親族として認められます。

① 婚約されている人

(正式な入居決定には、入籍後の戸籍謄本の提出が必要になります。)

② 結婚しているのと同様(内縁)と認められる人 (住民票で「未届の夫」、または「未届の妻」になっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないことなど)

③ 安中市パートナーシップ宣誓証明書、ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた人(宣誓証明書または宣誓証明カードの提示が必要になります。)

(3) 正当な理由なく、世帯を不自然にわけて申し込むことはできません。

- ① 夫婦の別居(単身赴任を含む)や夫婦どちらか一方が子どもと申し込む場合は認められません。
- ② DV被害者に該当する人は、裁判所・女性相談所・配偶者暴力対応機関などの証明書が必要です。
※ 加害者であった配偶者との同居は認められません。
- ③ 現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけの申込み、兄弟姉妹(未成年が含まれる)のみの場合など、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。

2. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、公営住宅法施行令の定める収入基準に当てはまる人

- (1) 年の途中で転職した人は、転職後の収入を1年分に換算して計算します。
- (2) 収入の基準については、次のとおりです。

一般世帯	収入月額	158,000円まで
裁量階層世帯	収入月額	214,000円まで

収入月額の計算方法

(世帯の所得額 - 扶養親族控除 - 特別控除額) ÷ 12 = 収入月額

※ 詳細は市ホームページをご覧ください。

本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。

(3) 収入のある人が1人の場合は、次のページの早見表を参考にしてください。

- 3. 現に住宅に困窮していることが明らかな人
- 4. 市町村税を滞納していない人
- 5. 申込者本人および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない人
- 6. 入居する住宅が決まった後に次の手続きができる人
 - (1) 指定日までに敷金(家賃の3か月分)を納入できる人
 - (2) 入居可能日から15日以内に入居できる人
 - (3) 単身入居者は身元引受人1人の誓約書を提出できる人



住まい・暮らし

■収入基準早見表

世帯	所得別	入居者数	単身者	2人	3人	4人	5人
一般世帯	給与支払金額 注1		2,967,999円まで	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで	4,947,999円まで
	事業所得額 注2		1,896,000円まで	2,276,000円まで	2,656,000円まで	3,036,000円まで	3,416,000円まで
裁量世帯	給与支払金額 注1		3,887,999円まで	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで	5,787,999円まで
	事業所得額 注2		2,568,000円まで	2,948,000円まで	3,328,000円まで	3,708,000円まで	4,088,000円まで

※注1 源泉徴収票の支払金額または所得証明書の給与収入金額

※注2 確定申告書控または所得証明書の所得額(総収入から必要経費を差引いた金額)

※裁量階層世帯(高齢者・子育て・障害者等世帯)とは

- ①申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上または、18歳未満の人
- ②申込者に現在同居し扶養している小学校就学前の児童がいる人
- ③申込者または同居者に、1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ④1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人
- ⑤知的障害者でその障害の程度が④と同程度と認められる人
- ⑥難病などによる障害者で、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の規定により厚生労働大臣が定める程度の人
- ⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた人
- ⑧海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない人
- ⑨戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている人

※今後、金額は変更になる場合があります。

■入居申込みに必要な書類

申込書類名	発行場所	一般世帯	高齢・障害世帯	母子・父子世帯	単身世帯	備考
入居申込書	本 建築住宅課	○	○	○	○	
市税完納証明書	本 税務課	○	○	○	○	
住民票	本 市民課	○	○	○	○	
所得証明書	本 税務課	○	○	○	○	
保険証の写し		○	○	○	○	
戸籍謄本	本 市民課			○	○	
単身入居申立て書	本 建築住宅課				○	
各種手帳の写し			○			世帯員に障害をお持ちの人がいる場合

※上記の申込み書類以外に世帯状況などにより必要になる書類提出を求める場合があります。

入居申込書類の審査には1か月程度の期間が必要ですのでご注意ください。

■入居決定などについて

家賃	申込みの市営住宅の種類や入居世帯の所得状況により家賃は異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。また、本 建築住宅課(群馬県住宅供給公社安中支所)までお問い合わせください。
敷金	入居決定時の家賃3か月分を敷金としてお預かりします。
駐車場使用料	原則として1世帯1区画の駐車場使用になります。使用料は、申込みの団地によって異なります。消費税込(10%)の月額で安中地区:1,520円、松井田地区:1,010円になります。(今後、金額は変更になる場合があります。)
住居更新料	住居の更新料などの費用負担はありません。
修繕費用負担	お住まいの住居修繕は、原則として本市が費用を負担して修繕します。ただし、畳、襖紙、水道パッキンなどの通常生活における消耗品や入居者の故意または過失によって修繕が必要になった場合は、入居者負担になります。
入居者負担	電気・ガス・水道使用料金および共同施設の維持に管理に必要な費用(共益費)など
住居明渡し	次の場合には退去をお願いすることになります。 ①入居資格を偽って入居したとき ②家賃を3か月以上滞納したとき ③近隣に対し迷惑行為を行ったとき ④故意に住宅や共同施設を壊したとき など



空き家について

本 建築住宅課

空家等の適切な管理

本 建築住宅課

少子高齢化や人口減少などを背景に、適切な管理が行われておらず、安全、防災、衛生、景観等において周辺の生活環境に悪影響を与えている空家等が、市内でも年々増加しています。所有者などは定期的に建物の管理をお願いします。また、適切に管理されていない空家等でお困りの人は、本 建築住宅課までご相談ください。

空家等バンク制度

本 建築住宅課

不動産事業者と連携し空き家を売りたい・貸したい所有者などと、買いたい・借りたいという人を結びつける空家等バンク制度を実施して、空き家の流通促進を図ります。

詳しくは専用サイト【あんなか日和】(www.city.annaka.lg.jp/annakabiyori)をご覧ください。

また、空家等バンクで契約された物件に対してリフォーム工事や家財処分を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額

- ①リフォーム工事費補助(改修費用の1/2 上限20万円)
- ②家財処分費用補助(処分に係る費用が5万円以上である場合、処分費用の1/2 上限10万円)

空家除却(解体)費補助制度

市民の安全で安心な居住環境を確保し、所有者などによる自発的な空家等の除却を促進するため、空家等の除却工事にかかる費用の一部を補助する「空家除却費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額 除却費用の1/2 上限30万円

空家リフォーム(改修)費補助制度

空き家を住民同士の交流の場(サロン)などの地域の活性化に資する用途に活用する事業に対し、改修費用の一部を補助する「空家リフォーム事業費補助金」制度を実施しています。お問い合わせは本 建築住宅課まで。

補助額 改修費用の1/2 上限150万円

空き家の管理についてのご相談

本市は空き家の適切な管理についてシルバー人材センターと協定を締結しています。空き家の管理、見回り、除草、小修繕等の作業内容・料金について、安中市シルバー人材センター(☎027-380-5112)へお気軽にご相談ください。

移住定住促進住宅取得支援事業

本 政策・デジタル推進課

市内への移住を促進し、定住人口の増加による地域活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得(相続、贈与、交換による取得は除く)して定住する人に交付します。

市内のアパートから引っ越しする人、中古住宅を取得した人なども、対象になる場合があります。

交付額

基本額のほか、条件に応じて各種加算があります。各種加算の要件に該当する場合は、基本額に加算されます。※交付要件や申請時に必要な書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。本 政策・デジタル推進課までお問い合わせください。

広告

総合建設業

土木・建築・解体工事

株式会社 ミウラ 安全第一
まかせて安心

安中市嶺1467

☎ **385-6507**
(FAX) **385-9958**

家の片付け
おまかせください!!

建物解体
不用品回収
土地活用

ウスイ
有限会社
安中市下秋間4275
TEL 027-382-0755
ウスイ 本社 後援

住まい・暮らし

安中市斎場「すみれヶ丘聖苑」

☎ 027-382-2554
☎ 027-382-1111 (代表)
本 市民課 松 住民福祉課

■申し込み方法

火葬のため、すみれヶ丘聖苑(火葬場)を利用する人は、事前に電話などでご予約のうえ、**本**市民課または**松**住民福祉課に死亡届を提出するときに申し込んでください。

斎場等施設(式場、待合室)を利用する人も死亡届と同時に申し込んでください。

市役所が休日のときは、**本**および**松**日直が対応します。

式場、待合室の使用整理のため、2～3人の人員を派遣してください。

犬猫等小動物の火葬申込みは、希望日当日の午前8時30分からすみれヶ丘聖苑が、電話で予約を受け付けます。

人体の火葬が優先されますので、当日の利用状況により使用できない場合がありますが、ご了承ください。

■施設の休業日

友引の日
1月1日、1月2日

■式場等の利用について

式場では、告別式が行えます。

飲食をする場合は、待合室を使用してください。

小式場とは、大式場を200平方メートルかつ120席以下で使用する場合があります。

■使用料(今後、金額は変更になる場合があります。)

施設の名称	種 別	単位	使用時間	使用料	
				市 民	市民以外
火葬場	12歳以上の死体	1体		無料	35,000円
	12歳未満の死体	1体		無料	20,000円
	生後1月未満の死体および4月以上の死胎	1体		無料	10,000円
	手術肢体、胞衣等	1個		3,200円	15,270円
式場	小式場	1回	3時間	10,690円	32,080円
	大式場	1回	3時間	21,380円	64,160円
待合室	和室	1回	3時間	1,070円	3,200円
	洋室	1回	3時間	1,070円	3,200円
犬猫等小動物	小15キログラム未満	1頭		5,340円	21,380円
	大15キログラム以上	1頭		7,480円	32,080円



道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

道路(市道)を使用・掘削工事などをするとき

本 土木課 松 松井田振興課

次のような場合は、必ず事前に本市に申請し、許可が必要になります。また、水路などの使用・工事についても同様です。

- (1) 出入り口のための縁石・ガードレールの移設や歩道の切り下げなど、道路構造物の工事(道路工事施工承認申請など)
- (2) 道路上に工事用足場などを設置するとき(道路占用許可申請など)
- (3) 排水を側溝、用排水路につなぐとき(道路占用許可申請など)
- (4) 水道管、排水管、ガス管などの埋設工事(道路占用許可申請など)

道路(市道・水路)との境界確認(確定)

本 土木課 松 松井田振興課

市道(法定外公共物を含む)に接している土地との境界を確認(確定)する際の申請です。測量業者などを通じて申請してください。

その後、申請者は、市職員および関係者などで現地での境界立ち会いを行い、境界を確認(確定)します。

道路の維持管理

本 土木課 松 松井田振興課

道路は、国道、県道、市道、私道の4種類にわけられ、国道については国、県道については県、市道については市、私道については個人が維持管理を行っています。

道路(市道)、橋、側溝など、本市の管理する施設が壊れていたら本土木課または松井田振興課にお問い合わせください。

なお、国道については国土交通省高崎河川国道事務所碓氷出張所(☎027-393-1527)、県道については安中土木事務所(☎027-382-1350)にお問い合わせください。

▶ 主な業務内容

- 本 土木課庶務係…市が管理する道路、水路の事務手続きに関すること。
- 本 土木課工務係…市が管理する道路、水路の市が行う工事に関すること。
- 本 土木課維持管理係…市が管理する道路、水路の簡易な維持補修、除草作業に関すること。
- 松 松井田振興課土木係…松井田地区内の一般土木事業、原材料支給、道路占用、境界立会に関すること。



住まい・暮らし

バス・鉄道・タクシー

乗合・路線バス

路線名	主な経由地
磯部線	安中榛名駅～碓氷病院～磯部駅
秋間線	秋間中関～安中駅～碓氷病院
柿平線	後関柿平～碓氷病院～安中駅
秋間のりのりが丘線	安中榛名駅～安中駅～安中市役所

所 ポルテックスアーク ☎ 027-381-1919

路線名	主な経由地
安中市役所・松井田支所線	松井田支所～碓氷病院～安中市役所
高崎駅・安中市役所線	安中市役所～安中駅～高崎駅

所 群馬バス(榛名営業所) ☎ 027-374-0711
(箕郷営業所) ☎ 027-371-8588

路線名	主な経由地
横川駅・軽井沢駅線	横川駅～軽井沢駅

所 ジェイアールバス関東(小諸支店) ☎ 0267-22-0588

乗合タクシー

路線名	運行方法	主な経由地・区域
磯部・中野谷線	午前 定時運行	磯部～中野谷～東横野～安中市役所
	午後 デマンド運行	東横野・磯部地区
間仁田・岩野谷線	午前 定時運行	間仁田～岩野谷～板鼻～安中市役所
	午後 デマンド運行	岩野谷・板鼻地区

所 安中タクシー ☎ 027-381-0888

高速バス

路線名	主な経由地
「シルクライナー」 奈良・大阪線	高崎駅西口～安中市役所～名古屋～奈良～大阪

所 日本中央バス ☎ 027-287-4000

鉄道

路線名	駅名
JR北陸新幹線	安中榛名駅
JR信越本線	安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅

所 JR東日本お問い合わせセンター
☎ 050-2016-1600

タクシー

会社名	問い合わせ先
安中タクシー	0120-750-470
榛名観光タクシー(安中営業所)	0120-47-1277
高崎駅構内自動車(磯部営業所)	0120-36-6850
上信ハイヤー(安中営業所)	0120-382-483
ツバメタクシー	027-393-1181

※路線によっては、運休日および臨時運休があります。必ず運行事業者にお問い合わせのうえご利用ください。
※路線によっては、お得な回数券、敬老割引(65歳以上)、通勤・通学定期などの各種割引があります。

広告

地域社会とともに
快適で、地球環境に優しい
建物づくりを目指します。



建設プロダクト ヤマト

群馬県前橋市古市町118 〒371-0844
TEL.027-290-1800(代) www.yamato-se.co.jp



起業・創業を応援します！

あんな創業支援ネットワーク

安中市内において、これから創業をお考えの方、創業後間もない方を対象に各種相談・支援を通じて皆さまをサポートしています。創業をお考えの方はお気軽に相談して下さい。

本店営業部 TEL 027-382-6939 安中支店 TEL 027-382-1246 板鼻支店 TEL 027-382-2780	松井田支店 TEL 027-393-1133 原市支店 TEL 027-385-6508	横川支店(松井田支店内) TEL 027-395-3111 磯部支店(原市支店内) TEL 027-385-5611
---	---	---

各種ローン・資産運用・年金は
お近くの窓口までお気軽にご相談ください



群馬県信用組合

群馬県信用組合 検索



産業

商工業

松 商工課

中小企業、勤労者への制度融資は下記のとおりです。
詳細については、**松**商工課または取扱金融機関にお問合せください。
利率については、変動がありますのでその都度お問合わせください。

制度融資

制度名	融資対象者	融資限度額	期 間
小口資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者および中小企業等協同組合	1,250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内
特別小口資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる小規模企業者〔常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあっては5人以下)〕	1,250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内
中小企業短期資金(季節資金)	市内の中小企業者	300万円以内	夏期 5か月以内 冬期 3か月以内
勤労者住宅建設資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者	500万円以内	20年以内
勤労者生活資金	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続して勤務している者	一世帯当たり 200万円以内	5年以内

広 告

<http://www.shinetsu.co.jp>

素材が 私たちの製品です。

信越化学は素材メーカー。
私たちの素材は、暮らしの
さまざまなところで活躍しています。

<群馬事業所の主な製品>

- シリコン
- 各種電子材料

ShinEtsu
信越化学工業株式会社
群馬事業所グループ
安中市東部2丁目13番1号 TEL027(385)2120(大代表)

私たちは半導体の加工技術で
より豊かな未来に貢献しています

F 富士セイコー株式会社

TEL.027-385-3641 FAX.027-385-3577

本社工場 安中市郷原939-1
磯部工場 安中市西上磯部771-1

詳しくはHPをご覧ください!

フジセイコー 安中市

亜鉛のリーディングカンパニーとして、
豊かで快適な社会を支えています。

**東邦亜鉛株式会社
安中製錬所**

群馬県安中市宿1443番地
TEL027-382-1551 FAX027-382-4402



Okamoto
株式会社 岡本工作機械製作所

本社・安中工場
〒379-0135 安中市郷原2993
TEL027-385-5800 FAX027-385-5880



施設ガイド

施設一覧

市役所庁舎など

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
安中市役所(本庁)	安中1-23-13	382-1111	♥
松井田庁舎	松井田町 新堀245	382-1111	♥
碓氷川 クリーンセンター	原市65	381-0747	—
谷津庁舎	安中2-11-24	382-1111	♥
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221	♥
文化センター (安中市図書館併設)	安中3-9-63	381-0586	♥
松井田文化会館 (松井田図書館併設)	松井田町 新堀530	393-4400	♥
学習の森	上間仁田951	382-7622	♥
すみれヶ丘聖苑	中野谷3637-3	382-2554	♥

公民館など

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
安中公民館	安中3799	382-7641	♥
原市公民館	原市1441-16	385-4832	♥
碓部公民館	碓部4-13-23	385-4834	♥
東横野公民館	鷺宮3145	382-4974	♥
岩野谷公民館	岩井甲617	382-4968	♥
板鼻公民館	板鼻1-6-20	382-4967	♥
秋間公民館	中秋間1801-1	382-4969	♥
後閑公民館	中後閑1441-5	385-4835	♥
松井田公民館	松井田町 新堀530	393-4401	♥
松井田・新堀地区 生涯学習センター (松井田文化会館内)	松井田町 新堀530	393-4401	♥
臼井地区 生涯学習センター (農業研修センター内)	松井田町 五料2144-2	395-3747	♥
坂本・入牧地区 生涯学習センター (坂本公民館内)	松井田町 坂本216	395-2262	♥
西横野地区 生涯学習センター (西横野地区多目的集会施設内)	松井田町二軒在 家938-5	393-4813	♥
九十九地区 生涯学習センター	松井田町 国衙115-1	393-4236	♥
細野地区 生涯学習センター (細野ふるさとセンター内)	松井田町 土塩533-1	393-1311	♥

市役所関連施設など

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
恵みの湯	碓部3-3-41	385-1126	♥
峠の湯	松井田町 坂本1222	380-4000	♥
碓氷峠鉄道文化むら	松井田町 横川407-16	380-4163	♥
老人福祉センター (いきいき長寿センター)	板鼻2086-1	382-2929	♥
地域福祉 支援センター	安中3-19-27	社会福祉 協議会 382-8397	♥
碓部温泉会館	碓部1-12-21	385-6555	♥
くつろぎの郷	松井田町 坂本1258	380-4180	♥
勤労者会館安中館	安中1692	381-2751	—
勤労者会館松井田館	松井田町 新堀541-3	382-1111 (商工課)	—

公共機関

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
安中消防署	安中1-10-30	382-1818	♥
安中消防署郷原分署	郷原135-1	385-3755	♥
安中消防署 松井田分署	松井田町 五料392-4	393-1221	♥
安中警察署	原市707-2	381-0110	♥
安中警察署 松井田分庁舎 (松井田交番)	松井田町 新堀1111	393-0110	♥
高崎公共職業安定所安中 出張所 (ハローワーク安中)	安中1-1-26	382-8609	♥
安中土木事務所	安中3711-1	382-1350	♥
安中保健福祉事務所	高別当336-8	381-0345	♥

福祉施設

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
光陽館	安中4-8-32	382-5898	♥
ゆうあい館	松井田町 松井田524-2	393-3537	♥



公園・運動施設

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
安中市 スポーツセンター	安中1531-1	382-2500	♥
西毛総合運動公園	中宿283	381-2759	♥
ひさよし緑地公園	中宿240-1	—	—
郷原緑地公園	郷原643	—	—
すみれヶ丘公園	中野谷3638-1	—	—
磯部公園	磯部1-1101-3	—	—
みのりが丘 パノラマパーク	秋間みのりが丘 2284-9	—	—
観梅公園	上後閑字 堀之内地内	—	—
米山公園・ 米山体育館	安中1725	—	♥
後閑城址公園	中後閑394-2	—	—
中屋敷農村公園	中野谷2070-1	—	—
名山農村公園	郷原2130-2	—	—
如来堂農村公園	中後閑610	—	—
久保農村公園	中野谷3304-3	—	—
三反田農村公園	中後閑1419-1	—	—
下宿農村公園	中野谷2587	—	—
町浦農村公園	下後閑60	—	—
秋間農村公園	下秋間1480-1	—	—
すくも 濃深農村公園	小俣63-2	—	—
広川農村公園	下後閑572	—	—
あんなか スマイルパーク	原市1990-1	380-2525	♥

学校 (令和5年4月1日現在)

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
安中小学校	安中3-10-43	381-0215	♥
原市小学校	原市1-10-23	385-8258	♥
磯部小学校	磯部4-12-8	385-5965	♥

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
東横野小学校	鷲宮3139-2	382-5773	♥
碓東小学校	岩井62	382-4325	♥
秋間小学校	東上秋間1831	381-0494	♥
後閑小学校	下後閑1999-1	385-8178	♥
松井田小学校	松井田町 松井田953	393-1521	♥
西横野小学校	松井田町 二軒在家887	393-1127	♥
細野小学校	松井田町 新井365	393-1322	♥
第一中学校	安中5-8-1	381-0459	♥
第二中学校	原市2245-2	385-7857	♥
松井田中学校	松井田町 新堀236-16	393-1122	♥
安中総合 学園高等学校	安中1-2-8	381-0227	♥
松井田高等学校	松井田町 松井田803-1	393-1525	♥
新島学園中学校・ 高等学校	安中3702	381-0240	♥

文化財施設など

施設名	住 所	電話番号	AED 設置
ふるさと学習館	上間仁田951	382-7622	♥
安中市資料館	東上秋間1533	382-3998	—
旧碓氷郡役所	安中3-21-51	382-3764	—
旧安中藩郡奉行役宅	安中3-6-9	381-3855	—
旧安中藩武家長屋	安中3-6-1	—	—
新島襄旧宅	安中1-7-30	382-2930	—
五料の茶屋本陣 お西・お東	松井田町五料 564-1・566-1	393-4790	—
築瀬二子塚古墳ガイ ダンス施設	築瀬749-1	—	—
碓氷関所史料展示室	松井田町 横川441-6	329-6203	—

広 告

遺言や大切な契約は
公証役場で!

遺言・任意後見・離婚
金銭貸借・不動産賃貸等
の公正証書、定款認証

相談は無料です。お気軽にどうぞ

富岡公証役場

富岡市富岡 1477 番地 1
富岡市水道会館 1 階
☎(0274)64-1075



施設ガイド

施設マップ

地図内のマーク

①～⑱ 公共施設

花の見どころスポット

梅 桜 ポピー

コスモス もみじ

● AED設置コンビニエンスストア



⑮ 碓氷峠くつろぎの郷

⑭ 碓氷峠鉄道文化むら

⑬ 市役所松井田庁舎

⑯ 峠の湯

⑰ 松井田保健センター

⑱ 松井田文化会館



② 恵みの湯



③ 公立碓氷病院



④ 安中警察署



⑤ 安中市スポーツセンター



❶ 碓氷川クリーンセンター



⑦ 学習の森ふるさと学習館



●安中市文化センター



19 あんなかスマイルパーク



12 安中消防署



市役所谷津庁舎



10 市役所本庁舎



9 地域福祉支援センター



医療マップ 病院・医院 ①

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



内科・小児科・放射線科
医療法人アミヤましも会

アミヤ医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:15	●	●	●	●	●	●	/
14:45~18:00	●	●	●	●	●	●	/

☎027 385-1511
安中市原市1431-3
URL <http://www.nextftp.com/amiya/>



はんだ内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	/
14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	/

安中市原市2-8-3
☎385-6031

内科・胃腸内科・循環器内科・小児科

櫻井内科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	●	●	●	●	/	※

※14:00~17:00
※木曜日は午前中のみ診療
休診日 日曜、祝日
安中市郷原130-5 ☎027-385-8551



SILVER WING



医療法人 信愛会 本多病院

介護医療院 本多病院
サービス付き高齢者向け住宅
居宅介護支援事業所 フレンズ
訪問介護事業所 うららか

介護老人保健施設 うららく
グループホーム きらら
在宅介護支援センターフレンズ
認可保育園 ひまわり保育園

〒379-0124 群馬県安中市鷺宮205-1
TEL.027-382-1255 FAX.027-382-7396 Eメール shinaikai@silverwing.jp



かかりつけ医・薬局をもちましょう



ここは有料広告掲載ページです



INOUE
CLINIC

いのうえ整形外科・内科 クリニック

診療時間 AM 9:00~12:30
PM 3:00~ 6:30

休診日 日曜・祝日
火曜午後・土曜午後

整形外科 井上 次郎
内科 井上 可奈

安中市原市628 (安中杉並木)

☎027-380-1717

CLINIC いわい中央クリニック

理事長 神保 裕之 院長 外處 真道

診療時間 AM9:00~12:00
PM3:00~ 6:30

休診日 木曜午後・土曜午後・
日曜・祝日

安中市岩井2465-1

電話予約可 ☎027-381-2201



医療法人
済 恵 会

須藤病院

救急告示指定病院

病院機能評価認定病院

内科、外科、消化器内科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、
リハビリテーション科、放射線科、リウマチ科、循環器内科、乳腺外科、
内分泌内科、糖尿病内科、呼吸器内科、呼吸器外科、心臓血管外科、
大腸・肛門外科、肝臓内科、眼科、麻酔科(柳澤 肇)、アレルギー呼吸器科、形成外科

安中市安中3532-5

☎(027)382-3131(代)





医療マップ 病院・医院 2

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

さるや内科医院
<http://saruya-clinic.jp>
 内科・循環器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:30	●	●	●	／	●	●	／
15:00~18:30	●	●	●	／	●	●	／

休診日：木・土曜日午後・日・祝
 安中市松井田町人見1104-1
 TEL027-384-3681 FAX027-384-3682

武井内科循環器科
 日本循環器学会認定
 循環器専門医(院長 武井 弘司)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
8:45~12:00	●	●	●	●	●	●	休診
16:00~18:00	●	●	●	／	●	／	休診

訪問診療・住診
 安中市松井田町松井田831-1
TEL 027-393-1005

糖尿病

予備軍も急増！ 早めの対策を

糖尿病のこわいところは、重症になるとさまざまな合併症が現れることです。

動脈硬化による心筋梗塞や脳卒中、網膜症による視力障害・失明、腎症によるむくみや尿毒症・腎不全、神経障害による手足のしびれやインポテンツなど。

太らないことが 予防の第一歩

- ファーストフードやスナック菓子を避け、油、砂糖、アルコールの余分なエネルギーのとりすぎに注意しましょう。
- 血糖値の上昇を緩やかにする食物繊維をとって。海藻類、きのこ類、根菜類、全粒粉のパンや玄米など。



地域の皆さまが安心して頼れる病院を目指します

●内科 ●外科 ●整形外科 ●耳鼻いんこう科

- 呼吸器内科 ●呼吸器外科 ●アレルギー科 ●消化器外科 ●循環器内科
- 糖尿病内科 ●リウマチ科 ●腎臓内科 ●人工透析内科 ●乳腺・内分泌外科
- リハビリテーション科 ●禁煙診療 ●じん部診療 ●めまい診療 ●難聴診療 ●補聴器相談

【月曜～土曜 9時～12時】 【火曜～金曜 16時～18時】
 ※午後の診療時間は曜日、診療科により異なります。詳細はHP等でご確認ください。

往診・訪問診療対応

各種健診・人間ドック対応

急な入院から長期療養まで



公益財団法人 群馬慈恵会
松井田病院

☎027-393-1301

安中市松井田町新堀 1300-1 <http://www.matsuida-hp.com/>
 横川診療所(火曜9時～12時) ☎027-395-2921



かかりつけ医・薬局をもちましょう



ここは有料広告掲載ページです



日帰り白内障手術
なくも眼科

診療時間	AM	PM
平日	9:00~12:00	14:30~18:00
土	9:00~12:00	休診
火	外来休診・手術日	

● 休診日 土曜午後・日曜・祝日・第4水曜日午後
● スカイコンタクト併設
安中市安中2-13-1 安中市役所東
027-387-0221

高血圧症

人知れず忍び寄る “沈黙の殺人者”

高血圧症は合併症が現れるまで自覚症状がない危険な病気です。放置しておくとう動脈硬化から脳卒中や心筋梗塞など恐ろしい合併症を招きます。高齢になると血圧はある程度高くなりますが、「年のせい」と軽視しないこと。50歳以下で高血圧と診断された場合は、きちんと治療を!

塩分の制限と カリウムの摂取を

- 干物、漬け物など塩分の多い加工品は控えて
- みそ汁は具だくさんにして汁を少なめに、麺類の汁は残して
- 塩やしょう油を減らして、酢やレモン汁、香辛料やハーブを利用
- カリウムを多く含む、大豆、さといも、さつまいも、いんげん、アボカド、こんぶ、干しひじきの摂取を

予防は「食事による減量」
「運動」「塩分制限」



生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性的な病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

1. 毎日朝食を食べている ☐

4. たばこは吸わない ☐

7. 労働は1日9時間以内に
とどめている ☐

2. 1日平均7~8時間は眠っている ☐

5. 定期的に運動・
スポーツをしている ☐

8. 自覚的なストレスは
そんなに多くない ☐

3. 栄養バランスを考えて
食事をしている ☐

6. 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない
(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下) ☐

守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良





医療マップ 歯科

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



半田歯科医院

診療日	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9:00 ~ 12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後 14:30 ~ 18:30	○	○	○	/	○	/	/

安中市原市 2-8-15

☎027-385-6223



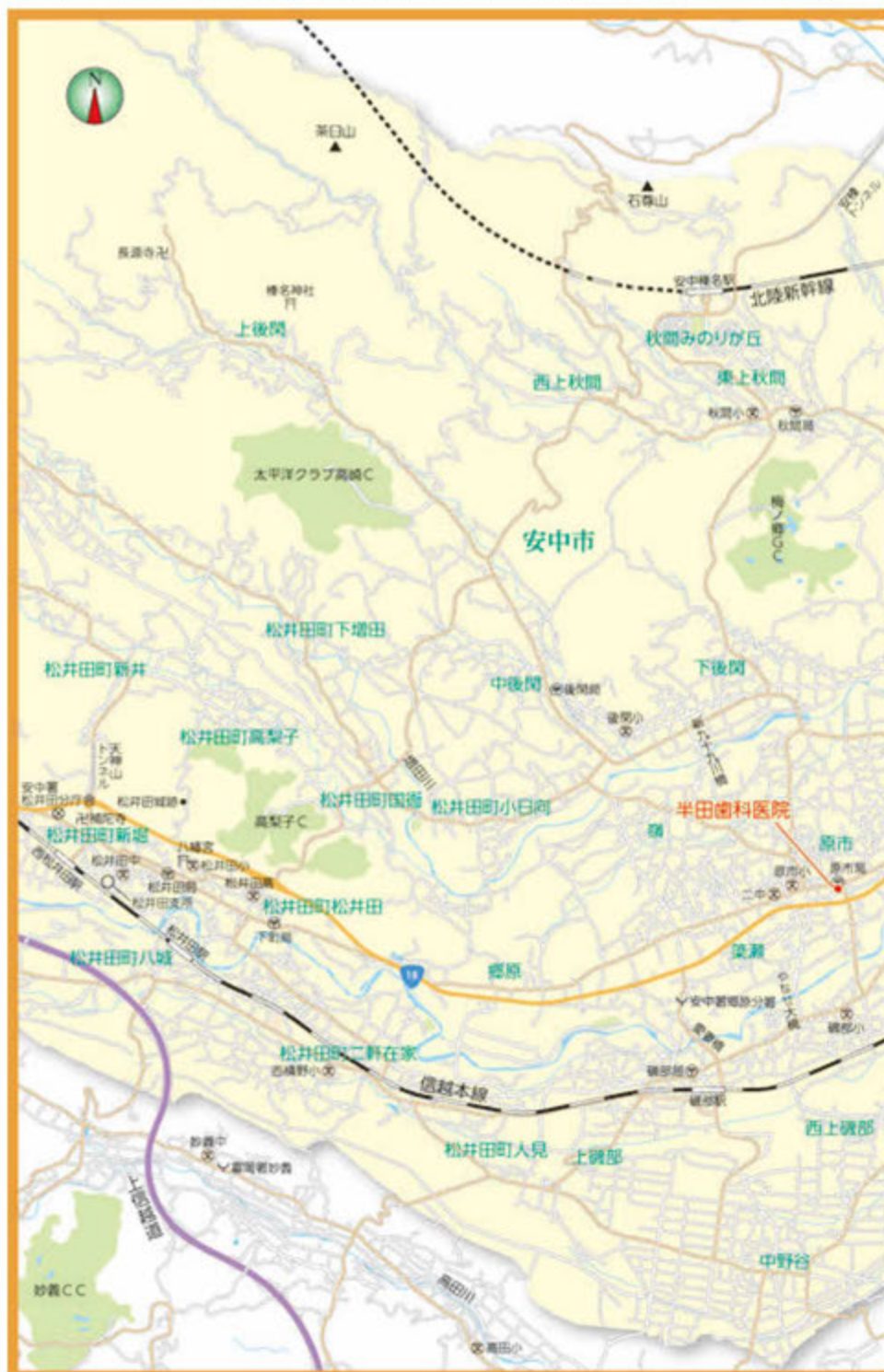
歯の健康のための歯磨き

食後すぐに磨く！

歯垢の定着を防ぎ、口内を清潔に保つためには、食事後すぐに歯磨きをすることが大切。デンタルフロス等の歯間部清掃器具の兼用も効果的です。歯と歯ぐきを傷つけないよう軽い力で丁寧にブラッシングしましょう。

歯ブラシの毛先を小刻みに動かすこと！

磨き残しを防ぐには、歯ブラシの毛先を小刻みに動かし、1~2本ずつ磨くといでしょう。1回あたり3分以上かけて、丁寧に磨きましょう。



しっかり予防！ 歯周病予防診断チェック

- ☐ 歯に歯垢がたまっていないか？
- ☐ 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか？
- ☐ 歯を磨いたときに出血しないか？
- ☐ 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか？
- ☐ 口の中が嫌なにおい(口臭)がしないか？
- ☐ 食べ物がよく歯にはさまらないか？

- ☐ 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか？
- ☐ 朝起きたときに、口の中がねばついていないか？
- ☐ 歯が少しぐらぐらしないか？
- ☐ 歯ぐきが腫れ、痛まないか？
- ☐ 硬いものが噛みにくくないか？

- ☐ 歯が長く見えるようになっていないか？

ひとつでも心当たりがある場合は、早めに歯科検診を！





ここは有料広告掲載ページです



歯科・小児歯科(急患随時)

小坂橋歯科

診療時間 AM9:00~12:30

PM2:30~ 7:00

休診日 木曜日・日曜・祝日

(但し祝日のある週は木曜日にも診療します)

安中市板鼻1-6-16

☎027-381-2020

かばさわ歯科医院

診療時間 午前9:00~12:30

午後2:30~ 7:00

休診日 日曜・祝日・木曜日

安中市板鼻2-7-4

☎382-8811

お電話にて御予約お受け致します。

歯科・歯科口腔外科・小児歯科

やまぐち歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	●
14:30~18:30	●	●	●	●	●	●	●

最終受付 18:00 まで (月~金) 土曜日は 16:30 まで

安中市岩井五反田 2438-3

TEL 027-395-0640

やじま歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	●
15:00~18:00	○	○	○	○	○	○	○

〇月・土曜午後の診療時間は 14:00~17:00 です。
※受付は診療終了時刻の 30 分前までです。

安中市安中 3545-14

TEL 027-381-4618



自宅でも治療できる歯医者さん

いろどり歯科・訪問歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●
14:30~18:30	●	●	●	●	●	●

※土曜午後の時間は 14:00~17:00 になります。

休診日: 日・祝

安中市原市 315-4

tel: (027) 395-4700



生活情報ガイド



一般社団法人 安中市医師会

ごあいさつ

安中市医師会 会長 本多 真

安中市医師会は市民の皆様の健康を守るために活動している法人です。

そのために高齢者福祉、小児医療、健康診断、新型コロナウイルス等のワクチン接種、新型コロナウイルスの検査にも力を入れております。

平成18年に、安中市と松井田町が合併し新たに安中市となりました。当法人も平成25年に一般社団法人安中市医師会と名称を変更し、現在に至っています。

会員施設数は28、総会員数61名(令和5年3月1日現在)となっています。

皆様のご存じのとおり令和2年3月より蔓延した新型コロナウイルス感染症は3年間、日本を飲み込み、社会や経済に多くの犠牲を与えました。安中市医師会としても皆様を感染から守るために日々、努力をまいりました。早期より発熱外来を設置し、ワクチンも出来る限り迅速に対応してまいりました。令和5年3月現在、収束に向かっておりますが、今後もウィズコロナの状況は継続してゆくものと思われます。安中市医師会としても気をゆるめず対応してまいりたいと考えております。

さて、日本はかつてないスピードで高齢化が進んでおります。我が国の総人口(2022年9月15日現在)は、前年に比べ82万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、3,627万人で総人口に占める割合は29.1%で過去最高になりました。2024年には団塊の世代が75歳になりますので更に高齢化が進むと思われます。

ちなみに安中市の高齢化率は36%(2020年国勢調査)と全国平均を上回っております。

このことから高齢化に対応できる医療、介護体制を早急に作る事が課題となっています。

国は、高齢者の自立生活の支援を目的に可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。私たちも、安中市における在宅医療を進めるために「わたしのまちのお医者さん」を発行しました。

また、政府は少子化についても危機感を持ち、やっと対策に乗り出しました。

2019年の特殊出生率は1.36、つまり女性1人あたり生涯に1.36人の子供を産むという計算になります。この数字は欧米先進国の中ではかなり低い数字です。少子化が進むことは、将来の日本の生産人口が減少となり、日本の経済の崩壊も懸念されます。

安中市医師会には小児科医院が3施設、碓氷病院に小児科の常勤医師が1名在籍しています。また、高崎安中医療圏で夜間外来を開設しています。

また日曜祭日は安中市内の救急当番をもうけ対応しております。

みなさんが安心して暮らせる街づくりのために安中市医師会は貢献してゆきたいと考えております。

「わたしのまちのお医者さん」は各医療機関についてわかりやすく書かれています。ふだんから、「かかりつけ医」を持ち、健康や病気の事について何でもご相談ください。また「わたしのまちのお医者さん」についてもご意見がありましたらお寄せください。

今後も、私たちは市民の皆様、行政、医療関係職種の方々と連携してまいります。

医師会について、ご意見、ご要望または判らないことなどありましたら遠慮なく事務局までお申し出ください。

一般社団法人 安中市医師会

〒379-0116 安中市安中1-1-20 TEL:381-0404 FAX:382-1560

医師会リスト

※市外局番は(027)です
50音順

名 称	所在地	電話番号
安中地区		
アミヤ医院	原市1431-3	385-1511
あやこまごころ診療所	磯部4-13-18	388-1180
有坂内科医院	安中1-29-1	381-0485
いのうえ整形外科・内科クリニック	原市628	380-1717
いわい中央クリニック	岩井2465-1	381-2201
おにかた医院	下後閑1635	385-1351
桐の木クリニック	中宿2172-4	382-6611
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221
公立碓氷病院入山出張診療所	松井田町入山321-1	385-8221
公立碓氷病院細野出張診療所	松井田町土塩533-1	385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	385-8551
さわやかクリニック	安中3-25-13	382-8111
清水耳鼻咽喉科医院	安中3-3-47	381-0360
正田病院	安中1-16-32	382-1123
城田医院	磯部1-19-4	385-7858
須藤病院	安中3532-5	382-3131
鷹ノ巣クリニック	中宿1-3-17	380-5528
ながしま小児科	下磯部1019-1	382-6063
永山医院	安中3-19-19	381-0314
なぐも眼科	安中2-13-1	387-0221
半田内科医院	原市2-8-3	385-6031
堀口医院	安中2-9-15	381-0229
本多病院	鷺宮205-1	382-1255
みやぐち医院	原市3875	384-1126
もてき内科医院	原市4-3-15	382-2510

名 称	所在地	電話番号
松井田地区		
くろさわ医院	松井田町松井田903-1	393-5311
さるや内科医院	松井田町人見1104-1	384-3681
田口医院	松井田町松井田372	393-1731
武井内科循環器科	松井田町松井田831-1	393-1005
藤巻医院	松井田町松井田556	393-1324
松井田病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
松井田病院横川診療所	松井田町横川甲447	395-2921

※令和5年1月現在、安中市医師会所属医療機関のみ掲載





安中碓氷歯科医師会

安中碓氷歯科医師会より皆さまへ

安中碓氷歯科医師会
会長 室橋 信好

お口の健康 自信ありますか？

最近の知見では、お口の健康が全身の健康を支えていると言われています。

お口の中を清潔に保つこと、よく噛んでしっかりとした食事ができることがとても大切です。

安中碓氷歯科医師会は、歯科医療を通じて地域の皆さまのお口の健康を守っております。お口の中のトラブルなど気になることがございましたら、ご遠慮なくお早めにご相談下さい。

〈 安中碓氷歯科医師会の主な事業 〉

- 1 乳幼児歯科健診(1才半・2才・2才半・3才児の歯科健診とフッ素塗布)
- 2 幼稚園・保育園でのフッ素洗口事業
- 3 学校歯科健診(小・中・高校の健診と学校保健活動)
- 4 よい歯のコンクールの開催
(親と子のよい歯のコンクール・歯と口の健康に関するコンクールおよび表彰)
- 5 産業歯科保健事業(企業歯科健診)
- 6 後期高齢者歯科健診・市町村職員共済組合歯科健診・群馬銀行健保組合歯科健診(個別健診)
- 7 安中市歯周病検診(個別検診)

しっかり噛んで、いいこといっぱい！

発音がしっかり

お口をしっかり開けて話すことで
発音がはっきり、きれいに。

脳を元気に

よく噛むことで、脳細胞の
動きが活発になります。

肥満の防止

噛むことで満腹中枢が刺激され、
食べ過ぎを防いでくれます。

口臭とさよなら

噛むことで唾液の分泌が促され、
口の中をきれいにし口臭の
発生を減少させます。



味覚が発達

食材のおいしさを感じることも、
まず噛むことから始まります。

胃腸をすっきり

唾液に含まれる消化酵素が
たくさん出て胃腸の消化を
助けます。

がんの予防に

唾液に含まれる酵素には、
発がん物質の作用を消す働きが
あると研究されています。



歯科医師会リスト

※市外局番は(027)です
50 音順

名 称	所在地	電話番号
有坂歯科医院	高別当290	382-8841
井上歯科医院	安中3-18-13	381-0250
今井歯科医院	磯部4-3-40	385-3447
いろどり歯科・訪問歯科	原市315-4	395-4700
潮歯科医院	郷原134-1	385-3533
かばさわ歯科医院	板鼻2-7-4	382-8811
小板橋歯科医院	板鼻1-6-16	381-2020
公立碓氷病院	原市1-9-10	385-8221
こころ歯科	中宿2130(ベisia内)	382-8211
小林歯科医院	松井田町人見581-1	385-0261
歯科半田医院	安中2-5-2	381-0590
信沢歯科医院	松井田町二軒在家980-10	393-3117
半田歯科医院	原市2-8-15	385-6223
真下歯科医院	安中2-9-14	381-0320
室橋歯科医院	安中3-13-7	381-0415
やじま歯科クリニック	安中3545-14	381-4618
やまぐち歯科クリニック	岩井五反田2438-3	395-0640





安中市薬剤師会

安中市薬剤師会よりご挨拶

かかりつけ薬剤師を持ちましょう。

病気だけでなく気軽にご利用ください。



安中市薬剤師会
会長 萩原 一博

かかりつけ薬局のメリット

責任



責任を持って処方せんを調剤いたします。

気軽



薬について、いつでも説明・相談にお答えします。

安心



あなたの薬歴(お薬の使用の記録等)を作り、薬の重複や飲み合わせなどを確認します。

身近



寝たきりの患者さんなどには、ご自宅まで薬をお届けし、説明・相談に応じます。

薬剤師は国民の皆様の健康な生活を確保するためさらなる進化を目指します。

薬剤師はこんなことを日々考え実践するよう研鑽しています。

1. 任務 人々の健康な生活を確保する。
2. 最善努力義務 人々の利益のため職能の最善を尽くす。
3. 法令等の遵守 薬剤師法その他関連法令等を正しく理解し遵守して職務を遂行する。
4. 品位及び信用の維持と向上 常に品位と信用を維持し、信義にもとる行為をしない。
5. 守秘義務 情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用しない。
6. 患者の自己決定権の尊重 知る権利及び自己決定の権利を尊重して、これを支援する。
7. 差別の排除 個人を差別せず、職能倫理と科学的根拠に基づき公正に対応する。
8. 生涯研鑽 生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するように研鑽する。
9. 学術発展への寄与 社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。
10. 職能の基準の継続的な実践と向上 職能基準を科学的原則や社会制度に基づいて定める。
11. 多職種間の連携と協働 他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。
12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保 常に品質、有効性及び安全性の確保に努める。
13. 医療及び介護提供体制への貢献 地域や社会が求める医療及び介護提供体制に貢献する。
14. 国民の主体的な健康管理への支援 セルフケアを積極的に支援する。
15. 医療資源の公正な配分 医療資源に限りがあること、公正性の原則を考慮する。

是非気軽に相談できる最も身近な医療専門職として薬剤師をご活用ください。



薬剤師会リスト

※市外局番は(027)です
50 音順

名 称	所在地	電話番号
あおぞら薬局安中店	下後閑1638	380-2002
アミヤ薬局	原市1-14-24	385-6817
ウイン調剤薬局	松井田町松井田476	381-6283
大山薬局	安中2-11-19	381-0465
オハナ薬局人見店	松井田町人見字思川1103-7	393-6892
オハナ薬局松井田店	松井田町松井田中町北606-2	388-1451
そうごう薬局安中店	原市1-9-11	384-1251
ダリア安中薬局	岩井2464-3	380-5731
調剤薬局くすりのはぎわら	原市1-9-12	385-9777
つばさ薬局	安中1-11-19	380-5488
中宿薬局	中宿1-4-7	388-9740
なの花薬局安中店	安中1-8-24	382-3748
なの花薬局うすい店	原市1-12-35	384-0842
ひまわり薬局	中宿2154-2	380-5228
ファーコス薬局めだか	下磯部1018-1	382-8770
平成薬局	松井田町二軒在家583	393-5201
松井田薬局	松井田町新堀10	393-0151
マルエドラッグ安中杉並木店	原市587-6	381-1717



安中市商工会

商工会について

商工会は、小規模事業者の個別支援や地域・経済活性化を目的として商工会法に基づき設立されている法人です。

群馬県には、43の商工会があります。

小規模事業者の皆様を全力でサポートいたします。

「経営に関する困りごと・悩みごと」の相談は、商工会にお任せください。



経営相談

会員の都合に合わせて経営指導員が直接ご訪問します。商工会窓口でもご相談を承ります。

創業支援

これから創業をお考えの方、創業間もない方、創業計画、資金調達(融資)等のご相談を承ります。

専門家派遣

困りごとに対して専門家を無料で派遣、提案します。都合のよい日時を調整後、直接お伺いします。専門家は中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士、弁理士、デザイナー、webディレクター等の方です。

融資支援

運転資金、設備資金といった事業融資を斡旋致します。小規模事業者にも有利な制度融資です。
・マル経融資(日本公庫へ推薦)
・小口融資(市内金融機関の取扱)

記帳の指導・記帳代行

税金の控除や青色申告等、帳簿のつけ方から決算申告の方法までアドバイス致します。記帳業務を代行し決算申告をサポートします。

補助金申請書作成支援

持続化補助金の申請書作成を支援し、採択を目指します。創業補助金、ものづくり補助金の申請も支援。競争的補助金の獲得に取り組みます。

労働保険事務組合の支援

中小事業主が行われなければならない「雇用保険」、「労災保険」の事務手続きを代行いたします。

セミナーの開催

その時々ニーズに合わせた役に立つセミナーを開催します。

安中市商工会

〒379-0116 安中市安中3-11-3
ホームページ:<https://anshoko.or.jp>

TEL:382-2828 FAX:382-6792
メールアドレス:master@anshoko.or.jp



安中市松井田商工会

商工会について

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に約1,600余りの商工会があり、約78万の事業者が加入しています。群馬県には43の商工会があり、会員総数は約1万8千人です。

全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約60%が加入)を有し、国、群馬県、安中市(旧松井田町)の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。

商工会の上手な活用例

1. 経営相談・融資制度

融資はもちろん、どんな相談でもまずは経営指導員が相談に応じさせていただきます。融資では、政府系金融機関や県や市の制度資金を活用できます。また、経営革新など専門的な相談が必要な場合は、各分野の専門家に無料で相談できます。もちろん秘密厳守です。それぞれの課題に対応した専門家は商工会連合会が探し、対応させていただきますので、お任せ下さい。

【専門家派遣例】

ホームページの作成。商工会独自のアンテナショップ、オンラインショップへの出展など、販路開拓の取り組み。ロゴマークや看板のデザインなど無料で専門家を派遣できます。その他まだまだ、多くの専門的相談を受け付けています。

2. 補助金制度

商工会で取り扱う代表的な補助金制度として「小規模事業者持続化補助金」がご紹介します。

当補助金は従業員数が20名以下(商業サービス業は5名以下)の事業所を対象に販路開拓(売上を増やす)の取組にかかる経費の2/3(最大50万円)が補助される補助金です。申請には自社の経営計画と販路開拓の取組の計画を策定する必要がありますが、策定には商工会の経営指導員が支援します。

他にも「事業再構築補助金」「ものづくり・サービス生産性向上促進補助金」など様々な補助金の申請を支援しております。

3. 経理、税金相談

経理は毎日の事、あんな時、こんな時どうしよう？まずは商工会にご相談下さい。

個人事業の方の経理、決算、確定申告、所得税、消費税など相談に乗らせて頂きます。また、パソコンを使った経理システム「記帳機械化」(ネットde記帳)で商工会があなたの経理を一手にお引き受けし、安い利用料で、決算から確定申告、経営上のポイントがわかる経営診断まで一連の手続きが簡単にできます。

商工会を上手に活用頂くには

商工会には、国・県・市町村から最新の情報が入ります。どんな小さな事でもお気軽にご連絡頂ければ職員がお伺いします。そして、現在の事業状況や将来の計画などをざっくばらんに教えてください。商工会への相談は秘密厳守です。

会員さんとの会話の中から、課題に応じた役立つ制度を紹介させていただきます。職員全員で会員さんのお役に立てるように取り組みます。ご連絡をお待ちしています。

商工会加入申込

安中市松井田商工会に加入希望の方は、加入申込書(以下のホームページでダウンロードできます。)を印刷し、必要事項をご記入の上、安中市松井田商工会までお送りください。(FAX.027-393-5267)



安中市松井田商工会

〒379-0221 安中市松井田町新堀13 TEL:393-1411 FAX:393-5267
ホームページ: <http://matsuida-sci.or.jp/> メールアドレス: mtsyoko@aqua.ocn.ne.jp



株式会社 柳沢ダクト工業

群馬県知事許可 第11832号

**空調設備
各種ダクト工事
設計・施工**

安中市板鼻701-3

TEL 027-381-1238(代)
FAX 027-381-0033

エクステリア・外構・土木・建築・解体工事

有限会社 中曽根組

草刈・片付け・雑用等
何でもご用命ください

安中市板鼻2869-2

☎ 027-382-2102

長尺屋根工事

外装工事

内装工事

その他建築材販売・施工

有限会社 山田建材工業

☎ 027-381-0161

安中市安中4424-1

重量物運搬据付・各種プラント解体・組立工事一式

有限会社 重量品 有坂組

安中市板鼻2833-1 ☎ 027-382-2025

総合建設業
一級建築設計事務所
国土交通大臣Rグレード認定工場

(実) 有限会社 岡田組

代表取締役 岡田 常夫

本社 甘楽郡下仁田町上小坂986

営業所 安中市野殿93

☎ 027-382-5010 (F) 027-382-5764

工場 安中市宿1066

☎ 027-382-6311 (F) 027-382-6311

東邦亜鉛(株)
安中製錬所協力会社

(実) 有限会社 オカダ

代表取締役 岡田 美千代

本社 甘楽郡下仁田町上小坂990-3

営業所 安中市野殿93

☎ 027-382-5010 (F) 027-382-5764

工場 安中市宿1443(安中製錬所構内)

☎ 027-382-1551 (内線485)





リフォームの基礎知識 ①

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。





いそべの森
Isobe Forest

☎ 379-0129 安中市下磯部382-2
☎ 027-386-3206 FAX 027-386-3207
● <http://www.isobenomori.com>

煙突掃除

薪販売

薪ストーブ専門店

ユーザー様へ寄り添う
身近な薪ストーブ屋さんを
目指しています

【事業内容】
薪ストーブ販売施工
薪販売・メンテナンス
ストーブアクセサリー類販売






株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



和室を洋室にリフォーム

リフォーム・解体・新築

湯川工務店におまかせください！

見積無料 お家のことならなんでも
相談無料 お気軽にご相談ください！

キッチン・トイレ・お風呂
屋根・外壁・内装・サッシ・床暖房
※ご希望の対応あり



<http://www.yukawa-act.jp>

群馬県知事許可（特-1）第2334号

株式会社湯川工務店

安中市野殿 180 ☎ 027-381-3393

新築・増改築の事なら
地元の小さな工務店

総合建設業



鬼形建設

有限
会社



〒379-0106 安中市下後閑1121

TEL 027-385-7530

FAX 027-385-7437

お住まいのお困り事ありませんか？

プロパンガス

ガス機器

住宅リフォーム



住宅リフォームなら上毛にお任せください。



お気軽にお問い合わせください

本社 安中市松井田町八幡1332-3

上毛天然瓦斯工業株式会社 TEL 027-381-5855
FAX 027-381-5856

安中市上下水道指定工事店

佐藤燃料株式会社



小さな修理もお気軽に！快適な生活を応援します。
お住まいの上下水道工事は当社へ！

営業時間 8:00～17:00

定休日 第2土曜・日曜・祝日

安中市安中 3866-1

☎ 027-381-1111

住まいの救急隊 24時間 0800-8000-119

冬は暖かく

夏は涼しく

体にやさしい



リフォーム・新築【ZEH住宅・省エネ遮熱住宅】

建築工房 有限会社 コバヤシ



安中市中秋間 1530-1



生活情報ガイド



リフォームの基礎知識 2



住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



「部屋を広く見せる」ためにできること

広い部屋で生活したい！でも、大きな家を建てるのはお金もかかりますし、日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい・・・でもきっと大丈夫！部屋を「広く見せる」ためにできる工夫、実践してより良い住まいづくりをしましょう！！

進出色と後退色

色には、実際の位置より近くにあるように見える「進出色」、実際の位置よりも遠くにあるように見える「後退色」があります。

部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



進出色 暖色系で彩度の高い色



後退色 寒色系で彩度の低い色

背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。





株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

新築・増築・リフォーム工事



二級建築士登録第3861号

合資会社

齋藤工務店

安中市板鼻692番地18

☎ 027-382-3645

FAX 027-382-3674

土木・造成・基礎・外構・解体 工事一式

株式会社 高橋工業

群馬県知事許可(般-2)第14380号 産業廃棄物収集運搬許可142339

安中市郷原2385-3 ☎ **027-385-8067**

E-mail: kktk1972@yahoo.co.jp

一級ガラス施工技能士

各種ガラス工事・各種サッシ工事

網戸張替、戸車・カギ交換

笠木、エクステリア工事一式



新井ガラス店

安中3887-3

TEL **384-4156** FAX **384-4159**

(携帯) **090-1856-4190**



木の美しさと強靱さを活かして

株式会社 **ととう建築工房**

古民家再生から趣味のガレージまで
家屋のことなら何でもご相談下さい。

安中市鷺宮3135-3

TEL: **027-382-5049**

KAMIISHI
only one in the world
MORTAR ART
AGING PAINTING
EXTERIOR

**外構・エクステリア
リフォーム・設計・施工**

**見積
無料**

安中市の外構屋さん

株式会社 神石

庭・外構・門塙

モルタル造形

ブロック・レンガ

ウッドデッキ

インターロッキング

フェンス

左官・タイル工事

カーポート

お客様の事ならどんな事でもご相談ください

株式会社 神石

検索

安中市古屋649-1

Tel. 027-386-3182





リフォームの基礎知識 3



マイホームづくりの進め方とポイント

Step1 情報収集し、まずイメージを固めよう。

住宅展示場などに出かけたり、雑誌・インターネット、または家を建てた人から話を聞くなど、住まいづくりのための情報収集を行い、ライフスタイルや家族の要望などとすりあわせながら、イメージを固めていきましょう。併せて資金の目途や施工の時期などの大まかなプランニングも行うとよいでしょう。

Step2 土地・施工依頼先の決定はじっくり、しっかり。

大まかなプランニングができれば、土地探しや施工依頼先の選定など具体的に動き始めます。土地探しは周辺環境の確認も兼ねて現地調査を必ず行い、総合的に判断しましょう。建築の規制や地盤の確認も必要です。施工依頼先については、住宅メーカーや設計事務所、工務店などそれぞれの特性を理解し、これからの住まいづくりに一番合った依頼先をじっくり選びましょう。

Step3 見積もりから契約まで、納得いくまで確認しよう。

土地や施工先が決まれば、プランニングを伝え、設計図面や見積もりを確認します。その際、きっちりと相談しておくことが大切です。納得いくまで確認したら、いよいよ契約です。トラブルを避けるためにも、契約書にはしっかり目を通し、不明点は解消しておきましょう。

Step4 いよいよ着工、こまめなチェックと配慮を忘れずに。

着工前に、迷惑を考慮し、近隣へのあいさつを忘れないようにしましょう。工事は地鎮祭から始まり、基礎工事、本体工事、内装・外装工事といった順に進みます。家の基礎部分や構造など、完成後には確認できない部分もあるため、こまめに現場に足を運び、進行を確認しましょう。

Step5 マイホームが完成!入居前にも必ず確認を。

無事に家が完成すると、引渡しの前に竣工検査を行います。設備の不具合がないか、契約に沿って工事が行われたかなどを確認するためにも、必ず立ち会いましょう。検査が終了すれば、いよいよ入居となります。

知っておきたい建築法規



敷地面積に対して建てられる建物の大きさは、「建ぺい率」と「容積率」で制限されています。

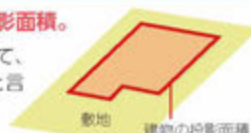
建ぺい率と容積率は地域ごとに細かく設定されていて、厳しい地域では50坪の敷地であっても延べ床面積25坪の小さな家しか建てられないこともあります。

設計をする上で重要な事項ですので、真っ先に確認する必要があります。

建ぺい率

👉 建ぺい率は建物の投影面積。

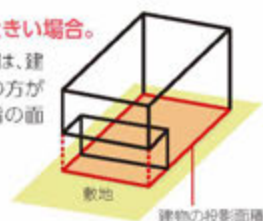
建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積（建築面積と言います）が占める割合です。



建ぺい率(%) = 建物の投影面積 ÷ 敷地面積 × 100
で算出します。

👉 2階の方が1階より大きい場合。

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。



容積率

👉 容積率は敷地面積に対する延べ床面積の割合。

延べ床面積（建物の全ての階の床面積を合計したもの）を敷地面積で割ったものが、容積率になります。

容積率(%) = 延べ床面積 ÷ 敷地面積 × 100

◎建ぺい率と違い、外部階段は床面積には入りません。

◎バルコニーは、2m以上突き出した場合、2mより先の分が床面積に入ります。



上記以外にも、いろいろな規制があります。各自治体によっても異なり、とても複雑なので正確なところは建築士など専門家にご相談ください。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

建設業群馬県知事許可
(般-2)第25026号



株式会社
新鋭興業
SHIN EI KOU GYU

住宅基礎・基礎工事一式
一般土木工事・請負・骨材販売
外構工事・その他
なんでもご依頼ください

〒379-0102 安中市東上秋岡430-1
TEL 027-386-8105
FAX 027-386-8106
E-mail: K.S.K.114510@gmail.com



Before



After



愛車の健康法



日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。



エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000～10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月～1年ごと)と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。



エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

車の豆知識 後部座席もシートベルトを着用しよう

平成20年6月1日から、改正道路交通法により全ての座席において、シートベルトの着用が義務化されました。
マイカーを利用する時だけではなく、バス、タクシーを利用する際にも、シートベルトを確実に着用するようお願いします。



国土交通省HP「後部座席でもシートベルトを着用しよう」(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/seatbelt.html>)より加工・編集して作成

車の豆知識 ナンバープレートを見やすく表示しましょう

ナンバープレートの表示義務が明確化されました。平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されています。

以下のような行為は全て禁止されています。

カバー

無色透明でもダメ



ひふく被覆

全ての文字が読めなければダメ



回転

回転して取付はダメ



折り返し

折り返してはダメ



国土交通省HP「ナンバープレートを見やすく表示しよう」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000020.html)より加工・編集して作成

各種自動車販売・保険代理店



販売店: 安中市松井田町松井田1203-1
TEL 027-393-3358 FAX 027-393-3277

民間車検・钣金塗装



整備工場: 安中市松井田町松井田1441
TEL 027-393-1191 FAX 027-393-1282
営業時間 8:00～19:00
定休日 日曜・祝日

(有)高沢自動車

全メーカー新車・中古車販売
買取・钣金塗装・車検整備
JA共済代理店



代表取締役 尾高 和喜

〒379-0133 安中市原市1630-2

TEL 027-385-8488
FAX 027-388-9012

八幡自動車ボデー 検索



生活情報ガイド



知っておきたい 不動産のQ&A

登記の申請は誰がしなければならないのですか？

Q なぜ登記しなければならないのですか？

A 売買などによって土地や建物の所有権や抵当権など不動産に関する権利を取得した場合は、その旨の登記をしなければ、法律上、売買の当事者以外の第三者に対してその権利を取得したことを主張することができません(民法第177条)。そのため、所有権や抵当権などの不動産に関する権利を取得した場合は、登記の申請をして権利を守る必要があります。

また、建物を新築した場合には、所有者は1か月以内に建物の表題登記を申請しなければならないなど、不動産の表示に関する一定の種類登記については、所有者等に登記の申請義務が課せられています。

Q なぜ共同でしなければならないのですか？

A 不動産の権利に関する登記をする場合、登記官は、その登記の申請の内容が登記することができるのかどうかを申請情報とその添付情報に基づいて判断しなければならず、裁判所のように権利の有無を実質的に調査することはできないこととされています。仮に実質的に権利の変動があるのかを調査することとした場合、大量の登記申請を迅速に処理することができず、円滑な不動産取引を害することになるからです。そのため、当事者である登記権利者と登記義務者とが共同で登記の申請をすることによって、その登記の申請が真実であることを登記官が確認し、虚偽の登記がされるのを防止しつつ、迅速な登記を可能にしています。

Q 登記の申請は誰がするのですか？

A 所有権の移転など権利に関する登記の申請は、原則として登記権利者と登記義務者が共同してしなければなりません。登記権利者とは、登記をすることによって登記上直接利益を受ける者で、登記義務者とは、登記をすることによって登記上直接不利益を受ける者です。

土地の売買を例にすると、買主は売主から所有権の移転の登記を受けて登記簿上の権利を取得するという利益を得ますので、登記権利者となります。一方、売主は買主に所有権を移転する登記をして登記簿上の権利を喪失するという不利益を受けるので登記義務者となります。

なお、例外として、表示に関する登記については所有者などが、判決又は相続による登記などについては登記権利者が、それぞれ単独で申請することができます。

Q 登記の申請は代理人によってすることができますか？

A 登記の申請は、必ずしも本人がしなければならない性質のものではないので、代理人による申請も認められています。代理人によって申請する場合は、登記権利者又は登記義務者からの委任状を申請情報に添付しなければなりません。

Q 登記の申請を代理して行う専門家はいるのですか？

A 登記の申請を代理して行う専門家は、「司法書士」と「土地家屋調査士」です。

司法書士は、所有権の移転や抵当権の設定などの不動産の権利に関する登記の代理申請を、土地家屋調査士は、建物の新築の登記や土地の分筆などの不動産の表示に関する登記の代理申請を専門に行っています。

それぞれの登記の申請方法について不明な点がある場合には、これらの専門家に相談するのがよいでしょう。

各都道府県にある司法書士会及び土地家屋調査士会については、次のホームページから御確認ください。

日本司法書士会連合会ホームページ <https://www.shiho-shoshi.or.jp>

日本土地家屋調査士会連合会ホームページ <https://www.chosashi.or.jp>

法務局ホームページより転載



気持ちよく眠りにつくために

寝る前に リラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事でもできるだけ早めにすませましょう。夕食後に仕事や趣味に没頭することも、心身ともに活動的な状態にして眠りにくくさせます。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は寝る前の3〜4時間前から、また、たばこも控えましょう。

眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。





株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

心と体のリラクゼーション法

リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。



動物や植物に癒される

動物に触れる「アニマル・セラピー」は、脈拍数や血圧が安定するなどの生理的な効果に加え、元気が出る、リラックスするなど、心理面でも大きなメリットがあるとされています。

植物にふれることも精神的な癒しリラクゼーション効果があると注目されています。ガーデニングはもちろん、部屋に観葉植物をひとつ置くだけでも心がなごみます。



— TAKAHASHI HOUSING co,LTD —

住まいの総合アドバイザー

株式会社 **高橋ハウジング**



造成仕上がり価格 建築条件なし

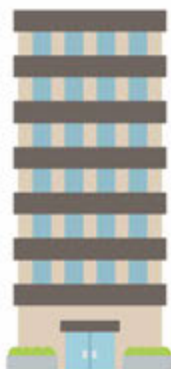
安中市の土地・分譲・不動産は高橋ハウジングにお任せ下さい。

安中市原市412-1 ☎ 027-380-5950

営業時間/8:30~17:00 定休日/土曜・日曜・祝日

高橋ハウジング

検索



s-corporation

— 未来の住空間を創る —

株式会社 **エス・コーポレーション**

不動産の **売買 賃貸 仲介 買取**

処分にお困りの
不動産をお持ちの方
ご相談ください

土地(農地)、建物
買い取りしています

査定・相談無料



群馬県知事(5)第6299号



安中市安中3830-1

☎ 027-380-5446

URL <https://www.s-corporation.jp>

中島調査測量事務所

あなたの大切な財産を
守るため**境界標**を設置
しましょう。

土地分筆登記、地目変更登記
建物新築登記、境界調査・確認 等

〒379-0116 安中市安中1-24-34

TEL 027-381-0811

FAX 027-381-0812



土地の分譲・仲介・登記・測量・相談

有限会社 **ミヤビ**

代表取締役 中山 雅之
土地家屋調査士

安中市松井田町人見1123-2

TEL027-393-5586 FAX027-393-5574





元気なうちだからこそ考えておきませんか

エンディングノートを準備しませんか？

誰であっても「死」や「老い」を避けることはできません。まだまだ先の事と思っていても不慮の事故や病などで突然意思表示できなくなる…ということもあります。そうなれば残された家族は大変な負担を強いられてしまいます。

いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノートに残しておきましょう。エンディングノートは遺言書と違い法的な効力こそありませんが、逆に決まった形式もなく好きなように残しておくことができます。元気なうちにあなたの意志を書き留めておくことであなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。

【自分のことについて】

氏名・生年月日・住所・電話番号（緊急連絡先を含む）・血液型など通りの情報を記載しておきましょう。現在かかっている病気や常用している薬、通院先も示しておくことで親切です。



【親戚・友人・知人について】

いざというとき知らせて欲しい親戚・知人・友人がいればそのリストを残しておきましょう。



【財産・資産について】

預貯金やクレジットカードなどの口座情報はもちろん不動産や有価証券などの金融資産も詳細に残しておきましょう。また、プラスの資産だけでなく借金などマイナスの情報も忘れてはいけません。



【葬儀・お墓について】

葬儀の出し方は遺族の悩みどころです。葬儀の実施方法や費用、知らせる人のリストなどを明記しておくことで遺族の負担が軽くなります。どの写真を遺影に使うかも残しておくことで良いでしょう。また、お墓のことが決まっていればその情報も示しておきましょう。

【延命・献体について】

延命治療が必要になったときの対処を残しておきましょう。口頭だけでもあなたの意志だとしても延命を打ち切った人が他の遺族から糾弾されるおそれがあります。

死後、遺体などを献体として提供する意志があればその旨も記しておきましょう。

【保険や私的年金などについて】

生命保険をはじめとした各種保険の情報を残しておきましょう。また、個人年金や企業年金に加入している人はその情報も残しておきましょう。



【解約などについて】

携帯電話やネットなどの会員サービスなどを利用している場合はアカウントやパスワードなどの情報と共に対処方法も指示しておきましょう。



【遺品について】

遺品を形見分けしたいときは品名・譲渡先を網羅したリストを残しておきましょう。また、最近はパソコンなどにデジタルな遺品を残すケースもあります。そうしたものの対処も残しておきましょう。



【遺言書について】

十分な法的効力を持つ遺言書を作成するのは素人では難しいものです。弁護士などに相談し、アドバイスを受けましょう。遺言書を作成したときはその存在をあらかじめし、保管場所を示しておきましょう。



エンディングノートの注意点

●保管について

エンディングノートは銀行口座などの資産情報をはじめ非常に重要な個人情報の塊です。保管には細心の注意を心がけましょう。

●エンディングノートの存在を知らせておく

せっかくエンディングノートを作成しても家族がその存在を知らなかったら意味がなくなってしまいます。

●財産について

エンディングノートには法的効力ががないので遺産分与で遺族がもめる恐れがあります。財産に関しては別に正式な遺言書を準備しておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。

お墓の形いろいろ

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいし）、下台石（げだいし）を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石（しばだいし）を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉（こうろ）、水鉢（みずばち）、花立て（はなたて）、墓誌（ぼし）、卒塔婆立て（そとばたて）なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔（ごりんとう）、多宝塔（たほうとう）、宝篋印塔（ほうきょういんとう）、無縫塔（むほうとう）などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング墓園、西洋風墓園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「プレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ人も増えていきます。ただし、墓地や墓園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。





株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

墓地の種類

公営墓地

自治体が所有する墓地で、宗派を問わず民営に比べれば割安ですが、その分人気があり、購入は難しい。応募や使用に関して条件や規則があります。



寺院墓地

寺院内にある墓地で、その寺院によって管理運営されています。葬儀や法要に便利で、管理、供養の面でも安心ですが、原則として檀家以外の使用は認められません。価格もさまざまです。

公園墓地

公営、民営いずれも、緑の芝生や広場や遊歩道が調整されるなど、公園風の明るい雰囲気のある墓地です。墓石も古来の形式より、自由にデザインされたものなどが多く見受けられます。

民営墓地

公益法人や宗教法人などによって管理運営されている墓地で、多くは宗派を問いません。公営に比べて申し込み条件や規制は少なく、区画(墓基)や形態なども自由ですが、価格は高め。管理体制や運営主体の信頼性など慎重に選ぶようにしましょう。



技術と信用で奉仕
各種墓石設計施工

今井石材 有限会社

☎027-382-2779

FAX 027-382-2777

安中市板鼻2-5-31

墓所・墓石工事一式・石碑
建築用石材・仏壇

雅 ふせだ石材

代表 伏田正次



安中市松井田町人見2645-1

☎ 027-393-4815

FAX 027-393-4806



永代供養塔、樹木葬 受付中

新しくなるお墓の常識。それぞれの理想の供養をご提案させていただきます。宗旨、宗派は問いません。

安中伊賀守忠清開基 曹洞宗



月桂山
清光院

久昌寺

〒379-0133 安中市原市2989

TEL 027-385-7851

FAX 027-386-5658

ご葬儀
ご法要
ご気軽に
ご相談下さい



生活情報ガイド

編集後記

「安中市 みんなの便利帳」は、安中市にお住まいの皆様方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として安中市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「安中市 みんなの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、安中市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「安中市 みんなの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

発行

安中市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 群馬支店
〒370-0852 群馬県高崎市中居町4-4-37
TEL.027-353-8391

※掲載している広告は、令和5年4月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは美登ソーウェアの登録商標です

安中市
みんなの便利帳

令和5年4月発行

安中市 みんなの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典®

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら 



荻野屋の お弁当

お弁当のご予約・配達承ります。

 荻野屋

ご予約・お問い合わせ

TEL : 027-395-2311

<https://www.oginoya.co.jp>

※時期により商品の仕様が異なる場合や、取り扱いが無い場合がございます